

予算審査特別委員会記録

令和 4 年 第 1 回議会（ 定例会 ・臨時会）、（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和 4 年 3 月 9 日 午前 9 時 3 0 分開会 令和 4 年 3 月 1 1 日 午前 1 0 時 分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数 9 名中 9 名出席		
出席委員	本間 秀正	熊木 恵子	内田 恵子
	佐藤 妙子	西股 裕司	志賀浦 学
	石川 康弘	加藤 真悟	川幡 宗宏
	細川美喜男		
上記以外の出席者	側瀬 議長		
欠席委員	0 名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	令和 4 年度各会計予算及び関連条例の審査について		
傍聴者	9 日 0 名 / 1 0 日 0 名 / 1 1 日 0 名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

予算審査特別委員長 _____

予算審査特別委員会記録

(1日目 R4.3.9 9:30 ~16:05)

議会事務局長 先日設置されました、予算審査特別委員会を開催してまいりたいと思います。開会にあたりまして本間委員長に御挨拶を願います。

本間委員長 皆さんおはようございます。令和4年度の予算審査特別委員会ということで、皆さんから質問事項が結構来ていますが、その説明の後にまたよろしくお願いをしたいと思います。すっかりちょっと春めいてきましたけれども、そういったことで、春の一大事業でもあります予算委員会ということでよろしくお願いをしたいと思います。職員の皆さんにもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは早速始めさせていただきます。第1回定例会において本予算審査特別委員会が設置され、令和4年度一般会計ほか6特別会計予算、並びに関連9議案の審査が付託されております。予算審査特別委員会の日程は、3月9日、10日、11日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行っていきます。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には、挙手をして、委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから、簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。また質問事項については、予算書などのページを示し、会議時間の短縮のため、要点を簡潔明瞭に発言してください。なお、効率的な議事運営に努めてまいりますので、各委員におきましても御協力をよろしくお願いをしたいと思います。傍聴者はいません。

それでは、本日の出席人員は10名全員であります。それでは、早速、議事の日程に入らせていただきます。

それでは、審査順序1番目 第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは予算書39ページをごらんください。1款1項1目議会費、本年度予算額5,366万4,000円。88万円の増額となっております。説明欄をごらんください。事業名、議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動費交付金など議員に係る経費と議会だより発行に係る経費などをあわせ、5,266万6,000円を計上しています。増額の主な内容ですけれども、姉妹町である熊本県多良木町への行政視察を計画していることによる、特別旅費の増によるものです。なお期末手当及び共済費ですが、期末手当においては、期末手当支給0.075月減に伴う減額、それから共済費につきしては共済費比率の改定、1.4%減に伴う減額となっております。次のページをごらんください。

40ページ、事業名 事務局経費では、議会事務局運営に係る経費として99万8,000円を計上しています。

なお、関連議案ですけれども、議案第10号の南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務費の職員給与費におい

て、他の関連議案とあわせて御説明をさせていただきます。

以上で、議会費の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声。)

それでは質疑がございませんので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に審査順序2番、第2款総務費について審査を行います。それでは一般管理費からの説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書40ページをごらんください。下段、2款1項1目一般管理費、本年度予算額1億6,848万7,000円。説明欄、一般管理経費として2,456万1,000円。ここでは、行政運営全般に係る経費として、次ページにかけて、各委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、特別職及び職員旅費、町長交際費、消耗品費、通信運搬費、次ページ、職員健康診断料、庁舎日直、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などを計上しています。

次に、42ページ下段、電算機器管理運営経費として7,134万1,000円。ここでは、電算機器全般に係る管理経費として、次ページにかけて、情報系及び基幹系システム保守、町例規類集データベース年間更新、社会保障・税番号制度システム整備、電算機器借上料などを計上しています。前年度との主な相違ですが、12節委託料において、財務会計システムに係る改修費用を計上しています。また、本年度、基幹系システムについて、総務省からの通知に基づく、セキュリティレベルの強化に伴い、北海道備荒資金組合備品譲渡事業を活用してシステムの更新を行います。

次に、44ページ上段、職員研修事業として268万4,000円。ここでは、職員の資質向上を目的に、各種専門研修への派遣経費などを計上しています。前年度との主な相違ですが、8節旅費で自治大学校への派遣経費などを計上しています。

次に、ふるさと応援寄附事業として6,230万1,000円。ふるさと応援寄附に係る事務経費、中間業者との業務委託料などを計上しています。前年度との主な相違ですが、本年度運用体制の見直しを行い、中間業者を一本化することにより、報償費から委託料への組み換えを行っています。

下段から次ページにかけて、地域おこし協力隊設置事業として760万円。新たな謝礼品等の発掘など、ふるさと納税額の増加に向けて、特産品コーディネート活動を行う、地域おこし協力隊員1名を配置するための経費を計上しています。前年度との主な相違ですが、地域おこし協力隊員の起業に向けたアドバイザーを招へいする経費として、7節報償費で280万円を計上しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、45ページ下段から次ページ、2目文書広報費、本年度予算額535万6,000円。説明欄、広報・広聴活動事業では、広報なんぼろの発行に係る経費、町ホームページのページ内検索機能の追加やドローン動画挿入、議会ページに係る改修費のほか、公式SNSアカウント運用経費などについて計上しています。

総務課長 次に、46ページ中段、3目財産管理費、本年度予算額2億5,558万5,000円。説明欄、庁舎等管理経費として2,502万3,000円。次ペー

ジにかけて、役場庁舎管理に係る経費一式を計上しています。

次に、47ページ下段、公用車管理経費として1,350万6,000円。次ページにかけて、公用車、中型バスの運行管理に係る経費などを計上しています。なお、本年度は、10人乗りワゴン車について、北海道備荒資金組合備品譲渡事業を活用して、車両の更新を行います。

次に、財産管理経費として2億1,700万6,000円。次ページにかけて、町有財産に係る消耗品費、修繕料、火災保険料、複写機使用料、財政調整基金やふるさと応援基金の積立金などを計上しています。なお、本年度は、14節工事請負費で、旧町営夕張太プール解体工事及び緑町コミュニティセンター改修工事の費用を計上しています。

下段から次ページにかけて、指定管理者制度推進事業として5万円。ここでは、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費を計上しています。

まちづくり課長 続きまして、50ページ上段、4目企画振興費、本年度予算額、2億33万8,000円。説明欄、移住促進事業では、本町への移住を促進するための移住体験事業をはじめ、札幌圏の子育て世帯を対象とした移住イベントや東京及び大阪へのプロモーション活動への出展経費など、5,046万2,000円を計上しています。増加の主なものは、新たに本町の住環境等の良さを感じて移住につなげる移住体験住宅2棟の新築に係る経費として、12節委託料で設計管理費414万8,000円、14節工事請負費で建築工事費4,400万円、17節備品購入費で住宅用備品購入費100万円を計上するものです。

次に、51ページにかけまして、みどり野団地等販売管理事業として、1,854万6,000円。ここでは、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地の販売促進活動とみどり野きた住まいるヴィレッジ事業経費、及び公社保有用地の管理受託に係る経費を計上しています。なお、管理用地の草刈業務に係る経費については、昨年度と同様に道公社から同額を受託事業収入として受けるものです。

次に、52ページにかけまして、生活路線等交通対策事業は、令和3年10月から平日週5日で運行を開始したAIシステムとキャッシュレス決済システムを導入したオンデマンド交通「あいるーと」に係る運行経費、バス停の維持管理に係る経費、さっぽろ連携都市圏において策定する地域公共交通計画の策定負担金として、1,746万円を計上しています。

次に、地域新エネルギー推進事業では、稲わらを活用した新エネルギーの研究開発に対する経費など、10万円を計上しています。

次に、姉妹町交流事業は、熊本県多良木町との児童交流及び物産交流、さらに民間交流を深める町民交流研修の助成に要する経費など、311万3,000円を計上しています。

次に、53ページにかけまして、企画振興経費は、土地利用規制及び住居表示業務、南空知ふるさと市町村圏組合負担金、空知地域創生協議会負担金、北海道田舎活性化協議会負担金、企業版ふるさと納税を進めるためのポータルサイトへの委託経費など、98万6,000円を計上しています。

次に、協働まちづくり推進事業は、まちづくり活動支援事業補助金として、個人町

民税・現年分の１％相当額を交付するものとして、３１８万円を計上しています。

次に、５４ページにかけまして、知名度向上対策事業は、道内に居住する子育て世代を中心に、知名度向上・移住促進・地域誘客を目的にしたプロモーション活動として、テレビCMによるプロモーションや観光公式LINEアカウント「南幌巡り」を活用したキャンペーンなどの経費、３５１万６，０００円を計上しています。増加の主なものは、１２節委託料で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、テレビCM等PR業務として２３５万４，０００円を計上したものです。

次に、学生支援推進事業は、江別４大学に通う学生の地域定着や就職等を促進するため、江別市と南幌町を含む空知管内７市町で構成する、学生地域定着推進協議会の事業負担金、昨年度からの継続事業として、ふるさと納税制度・ガバメントクラウドファンディングを活用した学生等を支援する「学生・若者支援プロジェクト」の学校等へ助成する経費、５４１万８，０００円を計上しています。増加の主なものは、学生・若者支援プロジェクト助成金で、昨年度の実績を基に寄附目標額を５００万円に設定し、各学校への助成金４２０万円を計上するものです。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業は、子育て世代を対象とした住宅建築費、最大２００万円の助成金の対象を美園地区全体で展開し、交付額を見込み６，０００万円を計上しています。

次に、総合戦略進行管理事業は、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理に対する地方創生推進会議の開催経費として、委員９名に係る報酬と費用弁償、４万１，０００円を計上しています。

次に、５５ページ、エリアマネジメント推進事業は、誘客交流拠点施設や中央公園エリアにおいて、地域団体、施設運営企業、公共が中心となり、町民などが参画しながら、町民の活動やエリアの賑わいの場を創出するためのエリアマネジメント組織の立ち上げ、体験ツアーなどのイベント開催、誘客交流拠点施設の開業に向けたプロモーションに係る経費、３６４万６，０００円を計上しています。

次に、高度無線環境整備推進事業は、新規事業として、令和４年６月に整備工事完了を予定しています公設民営による光ファイバ整備事業の供用開始に伴い、１２節委託料で光ファイバ施設保守費５５万円、１３節使用料及び賃借料で光ケーブルのNTT管路などの共同収容に係る使用料７７万８，０００円、１８節負担金補助及び交付金でNTT所内の光ファイバ設備維持管理に係る負担金４４万円の経費合計で、１７６万８，０００円を計上しています。

次に、５６ページにかけまして、観光周遊策推進事業は、令和３年度に町内観光地や飲食店への集客と周遊促進を図ることを目的に策定した、観光周遊策整備計画を基に、観光案内看板や施設誘導サイン、デジタルサイネージの設置に係る経費として、２，５００万円を計上しています。

次に、５６ページ、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業は、新規事業として、北海道日本ハムファイターズの２０２２年「北海道１７９市町村応援大使」の決定に伴い、応援大使である上沢選手、上原選手との交流事業による町のPRや活性化のための活動経費として、２３０万２，０００円を計上しています。

次に、５７ページにかけまして、地域おこし協力隊設置事業は、新規事業として、

本町への移住・定住を促進するため、移住情報発信等のプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラム、移住者交流会等に取り組む、地域おこし協力隊員1名の配置に係る経費、480万円を計上しています。

次に、57ページ、5目企業誘致推進費、本年度予算額2,867万3,000円。説明欄、企業誘致推進事業は、誘致企業で操業された北海道農販(株)、ナカザワアグリマシーン株式会社の2社に対する企業立地等奨励金の交付金、町内における未利用地等への誘致や商業店舗の誘致に係る、企業訪問に要する経費、道外で開催されるさっぽろ連携中枢都市圏連携事業のメッセナゴヤイベントへの出展経費、訪問対象企業調査に要する経費などを計上しています。以上です。

総務課長 次に、57ページ下段から次ページにかけて、6目公平委員会費、本年度予算額4万1,000円。説明欄、公平委員会運営経費として、委員3名分の報酬を計上しています。以上です。

住民課長 58ページ上段から次ページにかけてごらんください。7目交通安全対策費、本年度予算額611万2,000円。交通安全対策推進事業では、交通安全推進員1名及び交通安全指導員20名の設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会補助金などを計上しています。前年度対比増額の主な理由は、これまで一般職の再任用職員が担っていた交通安全推進員について、令和4年度から新たに会計年度任用職員を任用する経費の計上によるものです。以上です。

総務課長 次に、59ページ、8目防災諸費、本年度予算額709万7,000円。説明欄、防災対策事業として、防災会議委員報酬、防災備蓄用の消耗品費、戸別受信機設置等手数料、防災行政無線保守点検、全国瞬時警報システム保守委託料、次ページ、電波使用料、災害備蓄用備品購入費などを計上しています。以上です。

本間委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

佐藤委員 1点だけ伺いたします。予算書の50ページの移住体験住宅の件ですけれども、先ほど御説明いただきましたが、もう少し内容を詳しく説明していただきたいです。まず建築費工事に4,400万ということですが、この建築事業者はどのように選定されるのか、そして完成日、申込みはじめ、料金設定など、今の時点で分かるのであれば教えてください。

それと、備品購入が書いてありますけれども、この購入品目、どのようなものを購入される予定なのか。教えていただきたいと思います。

地域振興G主幹 まず移住体験住宅、令和4年度の予算で整備させていただきたいと思っています。まず内容を詳しくということです。今回設計する住宅については2棟、1棟につき2,000万円の消費税2,200万円の予算の2棟分4,400万円という形になってございます。設計する経費を先に見ていまして、場所については、美園4丁目、きた住まいるヴィレッジ内の3区画空いているところがありますので、そこを今予定しようという考えです。もう1棟についても、同じ3区画が空いているところがありますが、今もうお問い合わせが入ったところもあったりしまして、今拡大エリアを予定する用地があります。そちらにも検討したいというふうに考えています。まず、募集業者さんですけども、まず設計の段階で4月から公募によるプロポー

ザル方式を予定したいというふうに考えています。設計の条件につきましては、まず移住を促進するための南幌町の暮らしを体験できるコンセプト、イメージを立案させます。あわせて、全てコンセプトに基づいて施工管理もしてもらう形で設計をしていただくと。その設計の条件につきましては、平屋建て、木造住宅、2LDK、カーポート付を予定していこうと思っています。その構造の基準には北方型2020という住宅基準を設けています。基本はきた住まいるヴィレッジ内に建てる形になりますので、北方住宅の推進、PRもしていく、そういう目的を図るため、この基準を付けたいというような考えで進めています。建築面積については、1棟80平米、約25坪程度の平屋住宅を考えてございます。4月から公募を開始しまして、プレゼンをする形をとると、だいたい6月一杯までのスケジュール。そこで選定されてから設計、そして1カ月半をみまして建築の契約、施工に入るのは早くも8月後半から9月というような形。そして家の完成が年明けと、そして令和5年の4月から事業開始、受付開始というような形でイメージしています。その中で令和4年度の中で、先ほど言われました申込みの方法や料金体系を検討していく形になります。今の住宅については、だいぶ古いので低料金となっていますけれども、やはり新しい住宅になりますから、補助金を使って今回建てますけれども残りの残額は一般会計分なので、この残金分が使用料で補っていくような形にしないといけないので、その料金体系でそれを何年使ってほしいペイできればいいかなということも考えながら。料金設定をしていこうという考えです。あと、100万円の備品購入費です。2棟分などで50万ずつというような考えでございます。一応一般的な生活ができる備品類として、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、あと電子レンジというような形になると思います。あと細々とした部分でいきますと電気ポットや掃除機、あとソファも一応入れたいなという計画の中で予算組みをさせていただいています。以上でございます。

佐藤委員 この移住体験住宅、やっぱりこれからの目玉になっていくものと思うんですけれども、まず、南幌町としても画期的だと思うんですよね、新しい住宅を一度に2棟も建てると、ぜひともいろんな方に利用していただきたいと思いますが、この他市町に知らせるための広告媒体など、どのように宣伝していく予定なのかということを知りたいです。

それともう1点、町民の人は利用できませんね、当然。それで、その前にモニターとして、そのモニターというか、町民に少しの期間だけでも利用できるなど、そういうことは考えていないのでしょうか。もし、利用できる期間があればいいなとは思っていますけれども、そのところ2点お願いします。

地域振興G主幹 利用促進をするために、まずどのような宣伝というような形になろうかと思います。現在南幌町では、住宅宅地販売として、道公社さんのチラシ、南幌町では助成金のチラシ、それぞれホームページ、広報等々で入れさせていただいています。また、イベント出展、また住宅セミナーというような事業展開も実施していますので、今現在やっているもので、まずはそこに記事として新しい移住体験住宅ができましたのでぜひ御利用くださいというようなイメージになろうかと思います。そういう媒体を使って進めていきますし、その部分については令和5年度の活動も一部入ってきますので、また令和4年度中に地域おこし協力隊も入れていくわけですから、

その部分を活用しながら新たな宣伝ができるような方策も検討したいと考えています。

あと、町民の利用できる部分、これも今御意見いただきましたので、そういうことも含めながら、検討していきたいと思います。ここでちょっとできる、できないはまた別ですけど、そういうのを検討してまいりたいと考えています。

熊木議員 何点か伺います。まず一つ目は、先ほどの説明で49ページの旧夕張太浦ル解体費用のことですが、4,900万円。これは前も提案して、あれを再利用することは難しいということですが、ただ解体するだけで5,000万円近くかかってしまうということで、何とか方法がないのかということが1点と。それから補助金とかそういうものは全くでないものなのか、そのことについてまず伺います。

それから同じ49ページで、緑町コミセンの改修や備品とありますが、これはどのような改修なのか、備品は何なのか、それをお願いします。

それと、資料8ページの移住促進事業で、今、同僚議員からも質問ありましたけれども、今まで移住体験住宅については、本町の場合、観光に利用されることがすごく多くて、なかなか移住に結びついていないという報告がされていたと思います。その辺は、どのように費用対効果や移住の検証などということをして、今回新しいプランになったのか、その辺の経緯というものをお知らせしたいと思います。それを美園にということの説明がありましたが、今までと違った形で、移住促進を促すという意味かとは思いますが、やはり今まで問題になっていたことがきちっと精査されないまま進められるということにはちょっと違和感を覚えますので、その辺をちょっと丁寧に説明をお願いいたします。

それから、52ページの地域新エネルギー推進事業。研究開発支援ということで先ほど説明があったんですが、昨日の町長の答弁の中でも、稲わらペレットの状況で、今現在は中止しているということだったんですが、今後この稲わらペレットをどのようにしていくのか、その問題があるところがクリアされるようなことにつながるのか。また庁舎などほかにも公共施設のところでビューローなど、ペレットストーブを使っていますよね。使っていると思いますが、現在は稲わらペレットは使っていないのか、その辺の説明をお願いします。それから学生支援については昨日答弁いただいたので、いいです。

あと、資料の10ページの防災対策事業で、防災学習会をされるということですが、内容はどのようなことなのか。お願いします。

あと戻って9ページのエリアマネジメント推進事業。これについて先ほども説明があったんですが、いろいろコロナの影響もあって、シンポジウムなどいろんなものを開催していてもなかなか浸透しないということが現在はあったと思いますが、令和3年度で実施してどれぐらいの町民が参加されたのか、その辺は数字的に出しているのか。それから、令和4年度に引き続き実施するにあたって、外部から講師などを呼んで、開催していますが、もう少し町職員がいろいろ有能でいろんなことを勉強されているので、職員の出番というのがもっとあってもいいのではないかなと思いますが、その辺ではどういうお考えなのか、伺いたいと思います。

また、昨年、令和3年度予算の中で誘客交流施設整備事業として8,900万円が計上されていました。それで今回は、昨年不採択になったということで、今回の予算の中には計上されていないですけれども、今、現在どのようになっているのか、今、申請しているかと思われますが、それはいつぐらいわかるのか、その見通しはどうかということ伺いたと思います。また、いろいろコストの関係で、計画を見直して縮小したということが今までも報告されてきましたけれども、ランニングコストについてはほとんど触れられていないと思います。その辺で、入場料のことだとかいろいろこれからのことを考えると、ランニングコストは当初おさえていたのと違ってどんどん大きくなると思います。それがやっぱり町の財政を圧迫するのではないかと考えますが、その辺も伺いたと思います。以上です。

財務G主幹 まず、最初に夕張太プールの関係です。利活用が何とかできないのかというところですが、夕張太プールにつきましては、旧夕張太小学校を購入されました日生バイオの敷地内にございます。ですので、なかなかほかの事業者等に売却するとか、利用してもらうことは非常に難しいのかなと考えています。また、防犯上や台風等の二次災害を考えまして、今回解体する形としています。また、補助金関係ですが、今回のプール解体にかかる補助金につきましてはないということで認識をしています。財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債の除去事業を活用して実施することとしています。なお、充当率が90%、交付税措置はなしというような形です。

総務G主幹 緑町コミュニティーセンターの関係でございますけれども、緑町コミュニティーセンターは、平成7年に建築されています。以前、平成18年にも改修をしています。このたびは外壁、屋根、及び和室の畳等の傷みが激しいことから、改修工事を地元の要望により行うところです。また、平成7年の建築以来、ストーブの劣化及びその交換部品ももうないものですから、ストーブ6台、こちらは備品ですけれども、更新をさせていただきたいと思います。規定によりまして一部地元負担でいただくこととなっています。以上です。

地域振興G主幹 移住体験住宅の場所です。現在元町の住宅で旧職員住宅というような住宅を活用してやってきたわけです。やはりこれまでの利用状況を見ますと、観光という形で終わっています。移住に結びついたものは3件ありますけれども、やはりそれをより促進するための部分といいますと、今の元町の住宅の環境だと、みどり野団地の良さ、町の良さがちょっと見づらく、また体験する家が、さらにいい北方型住宅を、きた住まいるヴィレッジの中で建てることによって、より移住をイメージできる環境づくりを進めるために、美園エリアに建てたいという考えです。また、これまでの視察の部分も考えますと、やはり住宅を販売するエリアの近くに建てている町村もありました。そちらの事例が参考になっています。あわせて現在進めている、先ほど言いましたが、きた住まいるヴィレッジの中で北方型住宅、そしてみどり野団地の販売を促進する効果の中としても、やはりみどり野団地内に建てる、そしてその場所としては、きた住まいヴィレッジのエリアという中で進めてまいりたいと。観光の部分でいきますと、やっぱり料金が安いという部分があって、気軽に利用できるという部分ではいいでしょうけれども、やはり移住につなげる部分でいきますと、その住

宅を利用したことによっての何か特典を付けていくなど、そういうものも令和4年度中に考えていかなければならない。そして移住を促進するというような形で取り組んでまいりたいと思います。以上です。

総務G主幹 防災学習会についてです。本年度、令和3年度に予定しておりました、町民を対象とした防災学習会。内容といたしましては、気象予報士をお呼びしして講演や、あと防災備蓄品、あと試食、あと避難所体験など、そういったことを、本年の2月、また、コロナにより延期して3月に開催しようと試みましたが、御覧のような状況ですので、令和3年度の実施は見送りました。それをそのまま令和4年度にスライドして、開催させていただきたいと考えております。あと、ここには出ていないですけれども、教育委員会で、親子学習会、親子を対象とした防災学習会も実施する予定でしたけれども、こちら残念ながら中止だったものですから、時期はちょっとわかりませんが、教育委員会を開催する、親子もしくは低学年等に対応した防災のほうには協力させていただきたいと考えています。また、令和4年度は、こちらでイベントなどにお呼びするだけではなく、我々のほうで地域のほうに出向かせていただきまして、行政区単位になろうかと思っておりますけれども、年間で一つ、二つぐらいずつ回りまして、防災についてお話しさせていただきまして学習会や避難所体験、テントやベッドなどをつくる体験をさせていただきたいと考えています。以上です。

企画情報G主幹 まずは新エネの関係を回答させていただきます。稲わらペレットの状況につきましては、御説明がありましたとおり今実用化についてはかなり難しい状況でございます。以前から実証実験等を行ってきましてもコストやボイラーの燃焼効率、灰の問題などといった部分で実用化については今かなり難しい状況です。今後につきましては、引き続き、北大との産学官連携を維持しながら、新たな技術革新、そういったものがなければ、ちょっとこのまま進めていくのは難しいかと思っておりますけれども、そういった産学連携ということは続けていきたいと考えています。庁舎等のペレットストーブにつきましては、現在木質ペレットを使用して活用しています。

続きまして、エリアマネジメントの関係です。まずは令和3年の結果ですが、委員御指摘のとおり、コロナ禍によりましてほとんど事業が実施できないといった状況でした。開催ができたのが、昨年11月の地域団体との意見交換会、こちらはまちづくりを考える有志の会との意見交換会、こちらは参加者7名ということで実施しています。それと同じく昨年12月に、あいくるにおいて、第1回まちづくりサロンを実施しています。こちらにつきましては、ゲストスピーカーによる地域コミュニティーの現状と課題といったテーマで皆さんに順にお話をさせていただくといったことで、14名の参加をいただいています。令和4年度の展開につきましては、まずは、今までにまちづくりといった活動に参加していただいた町民の方や関係企業、もちろん役場も関わって、あとは地域の住民ですなどといった方たちが関わった中で、マネジメントの協議会といいますか、そういった団体を立ち上げまして、その中で、令和5年度の誘客施設オープンに向けて機運を高める、こういったことをしていくかということこれから揉んでいこうと考えています。内容としましては、親子向けの体験型ワークショップや町外の方のプロモーション活動、そういったことをやっていきたいと考えています。それと町職員の関わりといった部分ですけれども、もちろん我々事務局の

ほうとしては、町職員として関わりますし、ほかの職員からもいろいろな意見いただく場面があります。ただ、こういったイベントの中にあまり職員が前に出ていくと、なかなか町民の意見を聞く雰囲気がちょっと作りづらいのかなということで、昨年のサロンの時にもなるべく職員が前に出ないで自由にお話をしてもらいたいといったことでやってみましたところ、結構町民の方からはざっくばらんにお話しいただきまして、終わった後も結構話しやすい雰囲気でしたという御意見いただきましたので、町職員の関わりにつきましては、あくまでも町民が主体といったことの中で、当然美園地区ということもございます。地域に住んでいる町の職員の方の地域住民としての関わりといったことは考えていければと考えています。それと本年度予算8,900万円につきましては、誘客の外構部分のことと思うんですけども、こちらにつきましては現在のスケジュールでは、令和4年に誘客交流拠点施設の整備が始まりまして、同時進行についてはかなり厳しいということで、令和5年度の実施に向けて、令和5年度予算で外構部分については賑わいの部分を計上するというところでスケジュールを組んでいます。それと採択、当然、今再申請をしています。昨年の時期としまして、ちょうど今週ぐらい、昨年来ていまして、内閣府等につきましても、おそらく去年と同じぐらいの時期ですよということで伺っていますので、そろそろ内示が来るのではないかとということで今は待っているところです。それとランニングコストについては、基本的には増えていかないということで試算をしています。どちらかと言いますと、お客さんが増えて利用料がふえれば、逆に指定管理料のほうもそれにあわせて減らしていくということも考えていきたいということで考えていますので、特別なことがない以上、ランニングコストが突然増えるというようなことは想定していません。以上です。

熊木委員 お答えいただきました。それで、最初からいきます。夕張太プールの解体費用については補助金はなしということで、この4,900万円というのはすごく大きいと思うんですね。先日も議会、補正の中で生涯学習センターの煙突、あれも結局4,000万円近い予算を組んで、減って3,052万円でしたか。煙突についてはあのまま置いても危険を伴うことでやむを得ないといえますか、仕方がないですけども、このプールは、確かに日生バイオの敷地内ということもあります。先日も道内のどこの町だったかちょっと記憶があれですけども、ウナギの養殖などいろんな形でプールなどいろんなものを利用していると。それは公でできるものではないので、やっぱり民間に買ってもらって、譲渡してなどという形でやっているところの例が載っていました。やっぱりそういう形ででも、だめもとで公募してみるとか、何かそういうようなことをやってもいいのではないかなと私は思いますが、その辺について協議などをしたことがあるのかどうか、それ1点伺います。

それから緑町コミュニティーセンターのことについてはわかりました。それで一部地元負担があるということですけども、それはどれぐらいのものなのか、それを教えてください。

移住促進事業については、今、説明がいろいろありました。観光目的だけでいうか、本当に便利だから使われていると今まではそうでしたよね。ずっと移住に結びつかなかったということもあったので、やっぱり同じ二の舞にならないようにはしてい

かないとだめだということと、やはり町民の大事な税金、5,000万円を使って2棟建てて、しかも外の人に利用するということでは、もっと中身を考えないとだめではないかなと思うんですよね。昨年ですか、厚沢部町で体験住宅を活用して、ITとかいろんな形で、その体験住宅を結構長い期間の活用で保育所も利用してという形で、その利用料などを見ると結構な金額です。それでもやはり東京や神奈川などいろんなところから来られているということで、やっぱりもう少しでも本当に町のためになっていくようなことで考えていかないとだめなのかなと思うので、その辺はもう少し練ったほうがいいのではないかなと思いますので、検討してほしいと思います。

それから、地域新エネルギー、今の説明でわかりました。庁舎などで使っているのは、稲わらではなくて、木質ペレットを購入して使っているということですよ。この実験などをする中で、南幌温泉のところに建物を建てて、そこでお湯を沸かしたものを温泉のほうで使うということをやっていたと思いますが、それも現在はやられていないということでしょうか。では、そのまま使われないとするとあの建物などはどのように生かそうと考えているのか、それも伺います。

それから防災対策事業が、コロナによってできなくなったということでは理解します。同じようなことを、令和4年度も、ぜひ実施できるようになってほしいなと思いますし、教育委員会に、親子での防災教室、それもととても大事なことになるので、ぜひそれも進められるといいと思っています。

あと今、エリアマネジメントについて、いろいろありまして、私は、外部から来てその人方が進めていくということで、いい面とやっぱりもっと町民主体というところに職員の関わりというのはすごく大きいと思うんです。それで、いろんなことを課の中でも話し合いをしながら進めてきているので、職員の存在はすごく大きいと思うんです。だから、何か、まるで外部に丸投げのように、ちょっと感じるような面もあるので、その辺は工夫して、力を発揮してほしいなと思うので、そこはちょっと検討したいと思います。

あと誘客交流施設拠点事業、先ほど8,900万円と言ったのは令和3年度の予算で計上されていたということです。今回は全くそういうのがないということで、採択になったら補正予算などであがってくるのかなと思うんですけれども、もし仮に、昨年と同じように不採択になった場合、どういうふうにしようか思っているのかどうか、その辺はちょっと答えられるかどうかかわからないですけども聞いておきたいと思います。第6期総合計画の後期計画の中には、誘客交流拠点施設を中心にした計画がいろんな面で盛り込まれていると思うんです。それでやっぱりそれができなくなった場合、計画を変更などとされる必要があるかと思いますが、その辺についての見通しというのは、今、結果が出ていないので答えようがないかもしれないですけども、もし、何か答えられることがあったらお願いします。

さっき1点質問をするのを忘れましたけれども、会計年度任用職員の給与というので質問に出していました。この場で聞いていいのかどうかあれですけども、やっぱり会計年度任用職員は年々増えていきますよね。そういう中で、会計年度任用職員になったら、給与というのは全くその同じなのか、上がっていくような仕組みというのはないのか、その辺がちょっとわからないので教えてほしいと思います以上です。

本間委員長 熊木委員、会計年度職員の関係は、この後の職員給与の関係もあるので、その説明を受けた後に、もう一度質問してもらったほうがいいと思います。

財務G主幹 夕張太プールの利活用の協議の関係です。先ほども説明しましたとおり、ほかの事業者に譲渡などをした中で、現有のまま利活用するのは非常に難しいと考えています。その中で、日生バイオのほうと、現有のまま利活用できないかというような協議はしています。その中で、日生バイオとしてはプールの現有のままでの利活用は非常に難しいという回答をいただいていますので、町としても、更地にした中で利活用をとということで考えています。以上です。

総務G主幹 緑町のコミュニティーセンターの関係でございますけれども、工事費に関しましては、約550万円に対しまして、規定をかけまして地元負担が83万3,000円。暖房機器に関しましては、こちらも規定がございます、107万8,000円に対しまして50万円の負担。あわせまして133万3,000円の御負担を予定しています。これはほかのコミュニティーセンターも同じ規定で今までいただいているものです。以上です。

地域振興G主幹 移住体験住宅の企画、内容です。それで令和4年度の住宅の建築の間、地域おこし協力隊を入れていますので、その方と一緒に企画を考えていきます。また加えて、テレワークの推進もされていますので、これは道外の企業、またイベントのほうに出て、そのPRもしながら呼び込める企画内容も検討していきたいという考えです。以上です。

企画情報G主幹 新エネの関係です。木質ペレットにつきましては、購入して庁舎内等でペレットストーブで活用しています。温泉ボイラーにつきましても、先ほど説明しましたとおり、その実証実験等の中でもなかなか熱量などが温泉のお湯を沸かすのにどうしても届かない、コスト的にもかなりかかってしまうという部分で、現在運転は停止しております。こちらにつきましても、同じく技術革新などといったものがあって活用できることになれば、ぜひ使いたいということで、現時点についてはそのまま置いてあるような状態となっています。

あわせましてエリアマネジメントの関係ですけれども、外部の方につきましては、委託事業者はいますが、あくまでも講師といっても事例を発表していただいて、ほかの町ではこういう事例がありますという発表をいただきまして、それとサロン等の振興のコーディネートをしていただいています。決して丸投げというわけではなくて、先ほども説明しましたとおり、あくまでも町民主体で参加していただいた皆さんのいろいろな意見を吸い上げてやればということを念頭に置いてやっていますので、職員につきましても町民として参加していただけることもありますが、同じ説明になりますが、地域の住民として参加ということは今後も進めていきたいと考えています。

それと誘客交流拠点施設の関係で、万一不採択になったらということですが、もちろん我々は採択になる前提で申請等を進めていますので、万一、不採択ということになれば、当然またほかの補助金をと考えながら議会の皆さんに御意見を伺いながら協議させていただきながら進めていきたいというふうに考えています。それと第6期総合計画後期基本計画につきましては、誘客交流拠点施設整備につきまして何カ所か記載があります。もし不採択になったとしても、あくまでもこの施設につつま

しては、町の公約としまして推進していくということになっていきますので、そちらの記載を変更するといったようなことは、現時点で考えてはいません。以上です。

内田委員 4点伺います。44ページの職員研修事業。ここ2年皆さん本当に大変だったと思います。それで研修について、職員からの手上げの研修といいますか内容、そういったのがあったのかどうか。

2点目は49ページ、夕張太プール解体工事費、高額となっています。ちょっとかぶるかもしれませんが、その内容と、返済方法は聞きましたけれども、返済を何年ぐらい予定しているのかということ。自主財源となるでしょうけれども、お願いいたします。

それと53ページの協働まちづくり推進事業ですけれど、これは私はいつも楽しみにしている事業ですけれども、皆さん、とてもこのコロナ禍で本当に分断された中で生活をしていますから、新たな方向性というか、今、いろいろ聞いていても、職員の皆さんがいろいろと町民の中に入ってというようなことを考えておられるようですから、そういったことも、横のつながりをして、新たなアドバイスができるようなものがあれば伺いたいと思います。

4点目は、資料の10ページで、防災教育の中に感染症やSDGsの学びも取り入れられないか伺います。以上です。

総務G主幹 職員研修についてお答えします。職員研修につきましては、通常空知町村会で企画しております。例えば1年目、2年目、6年目の決められた研修がありまして、そのほか札幌にあります北海道市町村職員研修センターの専門研修がございます。そのほか自治大学校やアカデミー、本州に行く研修、そのほか専門研修がございますけれども、2番目に申し上げた、北海道市町村職員研修センターでは、各法律や専門研修がありますけれども、こちらは年度当初に総務グループのほうで要望を伺いまして、その職層や経験にあったものにつきまして、手挙げ方式、要望をお伺いして研修に出させていただいているということがあります。あと、土木や建築分野でも専門研修がございますので、そういったものも手挙げにて行かせていただいている状況です。以上です。

財務G主幹 2点目の夕張太プールの工事費の関係です。解体費用につきましては、4,980万円の予算を組んでいます。令和元年度に行いました、元町の町営プールの解体工事が2,916万円。今年度実施いたしましたぼろろの煙突解体工事が約3,000万円となっておりまして、比較しますと高額にはなっています。その要因といたしまして、夕張太プールにつきましては、多くの杭が入っておりまして、9メートルのくいが212本入っています。元町のプールについては39本の杭ということで、相当多い杭が入っています。杭抜きにかかる工事費として約2,000万円というような経費がかかっていますので、その分が高額となっているような状況です。それと、財源につきましては起債を活用した中で実施いたしますが、償還につきましては、10年償還のうち2年据え置きということで予定をしているところです。以上です。

企画情報G主幹 協働のまちづくり、まちづくり活動支援事業の関係です。こちらは委員御指摘のとおり、令和2年度から行政区等でも使えるようにということで要綱の改正をしていますが、なかなかこういった状況で地域の総会等もままならないとい

うような話も伺ってしまして。実績についてはあがっていない現状です。こちらにつきましては、例年4月に行政区長と地域担当職員の顔合わせがありますので、その中で本年4月にありますので、行政区長のほうに制度の周知、それとコーディネート、相談に乗って進めていくことで、少しでも実績を上げて、少しでも行政区との活性化につながればと考えています。それと、またほかの部分ですけれども、こちら先ほどお話ししましたエリアマネジメントのサロンに参加された方は結構女性が多かったものですから、それもあります、その中で最近南幌に嫁いできたという方がおりまして、いろんなことをやってみたいという相談を受けました。それこそ、これはまだ計画、検討段階ですけれども、昔南幌でやったマルシェなど、ああいったことをやっていきたいがどうしたらいいだろうという相談を受けました。その中で、こういったまちづくり活動の補助金というのもありますということをお話ししましたが、こちらにつきまして基本的には5人以上の団体という規定がありますので、それこそサロンに参加していただいた女性の方でも個人でいろいろなことをやられている方がいますので、今はそういった方たちとをつなげて、女性のまちづくりの団体みたいなものをつくれたら面白いねという話をして、少しずつちょっと、具体化できるかどうかはちょっとまだこの時点では何とも言えないですけれども、そういった方たちの広がりがあるってこのまちづくり活動支援事業を使っていれば、いろいろ活性化につながるようなこともできるかなということで検討を進めているところです。以上です。

総務G主幹 防災教育の関係ですけれども、昨年、南幌高校にお呼びいただきまして、防災教育をした経緯があります。避難場運営訓練ということで、テントですとかダンボールベッドを設置した中で、高校生に避難所の受付の体験をしていただきまして、そこで感染症の予防などといったことを実際にやっていただいた経緯があります。どうしても、防災教育、防災訓練ですと、そのものに時間がとられてしまうものですから、なかなか感染症の専門的なことやSDGsはちょっと世界的、国家的、大きな企業的な面もありますので、なかなか現在ではできませんけれども、つなげられるところがあれば、今後検討させていただきたいと考えています。以上です。

内田委員 夕張太のプール、杭が212本あるということで、今、とても燃料や工賃などが高騰していると思います。それで今後さらに、上がるといったことも考えられるのではないかな。あくまでも全てそういったことも想定内での見積りですか。それと柱、わずかかもしれませんが鉄、そういうのが売れるということも見込まれて相殺するということも見込まれてこの見積りなのか、それをお聞きします。

あとは、職員の研修ですけれども、やはり手挙げで、前向きに取り組むことが、一番いいと思いますので、ぜひそういったものを皆さんで伸ばしていただきたいと思いますし、また、そういうところで得たものを町民に還元もしていただきたいし、お話もしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと協働まちづくり推進事業ですけれども、私も、思うところはたくさんあります。カフェサロンなんかも、一歩外へ出ることの楽しみを、こういった事業、僅かな事業でも使って。例えば誘客があつたりするとそういうところ行って、あと春野菜の花市などの早朝カフェなど、たくさんあると思います。ビューローの休みの時にコーヒーを出すなど。あと、本当に古く前の話だとお茶をやっていた方も、茶道ですか、

そういった方も今はまだ元気でいらっしゃいますからね。子どもに伝えていくという講座みたいのもあったらどうなのかなとか思って。いかに、子ども、女性を、また男性もお年寄りも、今、一步踏み出していく勇気を、皆さんが背を押していただきたいと思います。それで私も、ここ2年間老人会の活動がありませんから、老人会やカフェサロンに顔を出すことがあって、意外と老人会が、年いったなという実感です。何をしたいか、心がときめかないといいますか、したくないわけではないですけど、言ってくればと待っている状態なので、あいる一とに乗って小学校に行ってみませんかと言ったことがあります。今の子どもたちがどんなふうに勉強しているのか。全然昔と違うんだよと言っても、うーんと言うだけですけれど、やっぱり外に何とか飛び出す方法を考えなければ、皆さんの力を借りて考えなければいけないなと思いました。そういったもので、今、答弁していただいたことが一つでも実現できるようにお願いしたいと思います。それで1点だけ、夕張太のプールの見積りが、もっと高額になることはないのか。それを確認します。お願いします。

財務G主幹 夕張太プールの関係ですが、工事費ですが、夕張太プールの工事だけではなく、町全体の工事、修繕等々を含めまして高騰をしている状況を踏まえ、ある程度見込んだ中での予算計上とさせていただいています。また、出てくる鉄の関係につきましては、現在の予算では含んではいません。鉄につきましては有価物ということで取り扱っていきますので、積算の段階で、除いた金額で積算をし、入札という流れで考えているところです。以上です。

本間委員長 よろしいですか。

それでは1時間ちょっとたちましたので、45分まで休憩します。

(午前10時35分)

(午前10時45分)

本間委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。質疑を続けます。

加藤委員 56ページの北海道日本ハムファイターズ応援大使事業について伺います。事業としてほかの市町村の前例をちょっと調べさせてもらいまして、だいたいのところ、新成人へのお祝いのメッセージと、近年はオンライン握手会等でイベントとして行われているようでした。そこで、南幌町として独自で行いたいといいですか、考えているイベント等があれば、ちょっと詳細を教えてくださいと思います。あと、これは日本ハムファイターズのホームページの市町村応援大使選手一覧のページですけども、応援団長として鈴木直道知事、今年に関しては監督の欄が空白のままですよね。それは監督が変わったと想像できるんですけども、そこに新庄監督が収まるのか、ちょっと球団側からは通知などが無いのか、ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

地域振興G主幹 北海道日本ハムファイターズ応援大使事業の詳細を説明させていただきます。昨年、本町は最後の年に決定させていただきました。本来ですと年明けには等身大パネルやポスターなどがもう来ているはずですが、今おっしゃられたとおり、ユニフォームが変わったり、また新庄監督に代わったということで、今はまだ来ていません。それで一応今月中ということなので、写真画像、あと何か選手もコロナ感染でなかなかそういう撮影作業も遅れたということで、そういったデータなどがま

だ届いていないので、ちょっと動きとしては見えてないかもしれません。一応1月から、議員がおっしゃるとおりメッセージ関係、あと今、卒業式、入学式のメッセージも依頼をしています。あと激励会や町長が本来であれば参加するところのイベントは全部コロナで終わっています。一応4月から今のデータが届いたことによって懸垂幕、応援パネル、応援パネルについては贈呈もしますけれど、町で単独でバックパネルということで顔に穴が開いた写真がとれるようなものをつくって、イベントなどにも持ち出しができるような形で考えていこうというふうに考えております。3月には、応援大使の実行委員会を作る形で今回予算を計上させていただいています。応援大使実行委員会の組織の内容については、今南幌町には、任意団体として日本ハムファイターズの後援会がありますので、そちらの役員をベースに、プラス、町のPR、また町の観光の分も絡みますので、それぞれ関係する団体、あと野球、少年団関係の組織の方々も加えた中で構成しようという考えで、3月末に実行委員会の設立総会を行います。その中で、実際にやる事業の内容としましては、まずはグッズの作成も行います。町民の皆さまにもグッズがあたるような形、また実費負担をしてもらった形で取り組む内容を企画しています。あわせて観戦ツアー、一応日本ハムファイターズからも枠としていただいている部分もありますけれども、シーズンのにはちょっと数少ないものですから、実行委員会としての単独観戦ツアーを月1回位で開催できるような形。日本ハムファイターズから枠をいただいている部分以外の月で開催できればという形で、当然チケット代も負担してもらいますし、その中でバス代も入ってきますので、それをどう負担してもらうかなどを実行委員会の費用で全て賄うのかなど、そういうのをこれから協議していく形になります。案としてはそういう形を進めてまいりたいと思います。あと事業は、観戦ツアーやグッズの作成のほかに、町では日本ハムファイターズアカデミーの野球教室を行っています。これを冠をつけながら実施する、あと少年野球大会を南幌で実施している部分があります。そこにあわせて冠をつけた中で実施して、優勝チームには何か特典をするなど、そういうのを進めながらやっていきたいというふうに考えています。あとはマスコット、南幌町にもキャベッチくんがいますが、日本ハムさんにもマスコットがあります。そことのコラボ企画や、そこにあわせてファイターズのエフガール、南幌町にも関連しますので、その方を呼んだイベントも、事業企画案として考えています。あと本年、南幌町は開拓130周年の年になります。その企画とコラボした中で、応援大使2名については、秋口、シーズンオフに来庁する予定となっています。これまでのコロナの関係で、昨年と一昨年の市町村は残念ながら、モニターでの形で対応した内容となっています。本年についてはコロナの関係で影響がなければ本町にお越しいただいて、トークショーをやってもらおうと。トークショーをやる前の日程で、小学校、中学校に訪問してもらって、選手との交流をしていただくという考えとなっています。一応詳細については今考えられるのはここまでで、実行委員会の後皆さんでお話あったまた中身を、今後、広報、ホームページ、SNSを通じながら周知していきたいというふうに考えてございます。以上です。ホームページの部分については、確認をしていません。失礼ながら。なので、そういう話があったということで、確認していきたいと思います。以上です。

加藤委員 答弁ありがとうございます。コロナ関係の影響で、いろいろな面で遅れ

ているという点を理解しました。実行委員会の立ち上げも理解しました。これで、ちょっと要望になってしまうかと思うんですけども、やはり町内の商工業、飲食店街、やっぱり落ち込みが目立っておりますので、やっぱりそこを盛り上げるきっかけといいますか、起爆剤といいますか、そういうふうになるべくどんどんつなげていってほしいなと思います。これ、やっぱり単年度で終わることなく、日本ハムファイターズ、隣町に球場がありますので、やはりどんどん密接につながって行って、いろんな事業で協力し合えるような関係でやっていってほしいと思います。選手が秋口に来町予定ということで、小中学校にも顔を出す予定でいてくれているということで、この点についても、子どもたちの思い出づくりといいますか、喜ぶ顔が見られるのかなと思いますので、ぜひ実行していただきたいと思います。以上です。

本間委員長 ほかに質問は。

西股委員 3点ほど伺います。まずホームページの改修ですが、これ以前から何回か言っていましたが、今回議会の改修をやるということで先ほど説明があったわけですが、町のホームページ自体の中で、トップページの扱いというのは、どのようになるのかなというふうに思っています。以前からこの関係については、議会からも要望はいろいろしていたと思いますので、その辺をどのようにしていくのかなということをお聞きしたいと思います。

それと二つ目はペレット用の稲わらを保管しているビニールハウスの関係です。先ほどのペレットストーブの関係、原料の関係ですが、もう稲わらは使わないというような話ですが、となるとこの保管用のビニールハウスというのはどのようにしていくのかということをお尋ねしたいなと思います。それとペレットが稲わらもできないということであれば、今までの実証実験の結果等も踏まえて、やはり広報のほうに周知したほうがいいのかと思いますので、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

それと防災対策の関係で、59ページですか。防災士の養成というのは令和3年度で終わったわけでしょうか。これは何人という制限はないと思いますが、当初目標として職員の中からどのぐらいの防災士を養成しようとしていたのかと。それと今後どのようにしていくのかということでお聞きしたいと思います。それと同じくなんです防災無線の関係。この普及率はどうなっているのかなというふうに思っています。転入者への個別の関係で、受信機の設置というのは順調にいつているのかなという点についてもお答え願いたいと思います。以上3点です。

企画情報G主幹 まず、1点目のホームページの関係です。トップページについてですけども、従前お話しさせていただきましたとおり、令和4年度の改修におきましては、トップページにページ内の検索窓の設置を検討しています。それとあわせて検討しているのが、トップページの検索窓と同じところにつければいいなと思っていますがサイトマップ、それを押すと一覧でページの表が出てきて見出しが全部ずらっと出てくるようなものがあるとページが探しやすいのではないかと。現在サイトマップのリンクが、一つ入ったところの一番下に小さくあるだけですから、それをトップページに持ってこられれば、そのリンクをクリックしてもらおうと、ちょっと長くなるんですけどページの一覧、それが出れば目的のページを少し探しやすくなる

かということで、トップページにその二つを入れようということで、事業者と話をしているところです。

2点目のビニールハウスについてなんですけれども、こちらは、稲わらについては、北大のほうに研究材料ということで大量ではないですけれども稲わらペレットを材料提供のほうは予算を見て継続をしています。その資材置場としてビニールハウスのほうは、全てフルに使うという状況ではないですけれどもその材料置場ということで現在使っています。先ほど来御説明していますとおり、稲わらの活用につきましては、稲わらを全く使わないということではなくて、ほかに技術革新があって、稲わらは今回総合計画の中では農業残渣という言い方に変えています、そういったものも含めて循環型農業を目指して、新エネルギーの展開ができればということを目指していますので、それらの新たな展開があったときにも、そういったビニールハウスについてはまた使い道が出てくるのかと考えています。稲わらの広報の周知という部分ですけれども、個別に稲わらができませんでしたという周知は今のところは考えてはいないですけれども、総合計画の中では、ちょっと消極的な書き方にはなりますが、稲わらペレットという言葉は農業残渣という言葉に変えて、循環型農業のほうをこれから目指していきます、新エネルギーを目指していきますといったような記載に載せています。以上です。

総務G主幹 防災士におきましては、防災士としては災害からの被害を最小限にとどめる地域の担い手としての役割を期待されているところです。町といたしましては、令和元年、2年、3年と2名ずつ、防災士の資格取得につきまして、消防士長以上ですとテキスト代の購入、7,000円ぐらいですけれども、あとは申込みをしていただければ、そういう資格があるということで取れるということで、それぞれ南幌消防支署の管理職以上2名ずつの6名、令和3年度までで、ここで一旦、町として資格取得は終わったところです。今後のことですけれども、防災士となるためには養成講習講座というものがございまして、2日間の講習がございまして、その他資格取得試験、また、AEDなどの心肺蘇生法の講習がございまして、なかなか一般の方にちょっとハードルが高いものとなっておりますけれども、町としてはこれまで北海道地域防災マスターという制度がございまして、これは1日の講習で、講座、あと気象情報に関する講座、D oはぐ、応急救護の実践などを行うものがございまして、これは無料で受けられますが、以前、行政区長の研修として実施した例や町職員でも数名講習を受講して取得していることもございます。そういったものを活用して、災害の地域の担い手を活用させていただきたいなと考えています。ここ数年はコロナ禍で防災マスターの研修は行われていない状況です。以上です。

企画情報G主幹 防災無線の関係です。現在の普及率としましては93.1%という数字でおさえています。それと転入者に対する戸別受信機の設置につきましては、まず住民課において転入手続の際に、一覧の手続きの中に防災無線戸別受信機の設置ということで御案内をさせていただいています。それとあわせてですね、同じまちづくり課内の地域振興グループで、新築住宅、特に美園が中心になりますけれども、そちらに住宅を建てる方に建築時点で防災無線の戸別受信機ということの説明をさせていただいて、課内で連携を取りながらそちらに設置のほうを進めているところで

す。なかなかその1件1件、どこについている、ついていないところ、最近美園、東町地区ですけれども、ちょっと漏れているところがもしかしたらあるかもしれないということで、今その地区を中心に4月にもう一度ちょっと資料等を洗って未設置のところがあれば再度受信機の設置を促していくといったことで予定をしているところです。以上です。

西股委員 ホームページについては、でき上がったところで見させてもらって、いろいろまたお話しさせてもらえればというふうに思います。

それと、ペレット用の保管ハウスの関係についてはわかりました。ただ、やはり現状の中では、我々もちょっと理解しがたいというような流れになっているということです。もう少しわかりやすいような形でこの事業が流れているような感じにしてほしいと思いますので、その辺は、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

防災士の養成のほうはわかりましたので、次、もしコロナが収まって云々ということになれば、そういうような防災マスターの関係、こういうのは町でもっとアピールしていてもいいかというふうに思いますので、広報でもホームページでもいいですから、そういうところにでも載せて、こういうような感じでやっていますと。防災に備える上でも必要な資格になるかもしれないということで、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それと戸別受信機の関係については、できるだけ付けられるような形で調査していただきたいなというふうに思います。町内の7%がまだ未設置の部分ということです。この辺についてはもうこれ以上にはならないというような考え方でいいのでしょうか。

企画情報G主幹 まずビニールハウスにつきましては、稲わらペレットのエネルギーの中身につきましては、再度検討して町民のほうに足りない部分については必要な部分は周知していきたいと思います。

それと、戸別受信機の残り7%の部分ですけれども、一軒一軒洗ったわけではないので、あれですけど、おそらくですけども、当初平成28年に今の受信機を設置して職員がほぼ全ての住宅を回って設置のお願いをしていたという経緯があります。その中で、どうしても付けないという方も一定数いました。この7%の中に、おそらくそういった方もいらっしゃるかと思いますので、もちろん100%を目指して進めてはいきますけれども、そういった方たちが一定数いるのかなという部分はあろうかと思います。ただ周知などは引き続き進めて、100%に近づけるようやっていきたいと考えております。以上です。

志賀浦委員 2点と思ったけれど、取りあえずホームページはちょっと関連だったんで、一言聞いてほしいかな。ホームページの例えば広報誌のところを開きますよね。拡大されない。わかります。もとのホームページは拡大ができたんですよね。拡大されない。私たちは年寄りだから、あの小さいもの1ページをこの画面で見るといったら大変なんだよね。その辺、内部チェックというのはしているのかどうか、これから改修するのに。不都合なところをチェックしていかないと、いくら改修をしても誰も見ないです。最近私、見ませんけどね。本当なら。だから直っているのかもわからない。検索しづらいし、内容も悪い。それで内部チェックをしているかどうか、そ

の辺教えてください。

あと2つ聞きたいですけれども、まずは予算書の45ページ、地域力総合アドバイザー制度と出ているんですけれども、これが結構な予算が組まれているのかと思うけれど、この内容を詳しく説明してほしいです。例えば、その制度で派遣されてくる職員がいるのか、それとも通ってきて何回かやるのか、その辺の内容とか、例えば、講演のようにやるのか、例えば協力隊員に対する講演なのか、その辺の中身を全然教えてもらってないので。できれば町民対象でやっていくのかと、280万円という予算ですから、そんな1回、2回の問題ではないかなと思ってはいるんですけれども、その辺教えてください。

それと53ページ、協働のまちづくり推進事業。先ほど内田委員も聞いていましたが、私の考え方としては、もともとと言っているけれども、お祭りもいいけれども、地域起こすものもいいけれども、やっぱり地域に根差していかなければだめだと思うんですよね。各行政区19ありますが、その中で、どのぐらい機能しているのか。当初で来た頃は範囲が狭くてなかなか使えなかった。そして拡大解釈してもらって使えるようになったと、小さな金額だけれど。それでもそれを使っていくようにしなかったら意味がないと思うんですよね。本年度、地域担当職員という話をしていましたけども、それがどのぐらいの目標でやっていくのか。昨年度までの実績、その他もあると思うんですけど、ほとんど使われていない。コロナで2年だめですから使われていないんだけど。制度を拡大解釈したにもかかわらず使われていないということは、地域担当職員がしっかり説明していないのではないかなと思うんですよね。制度が2つあって、2つとも全然動かない。協働まちづくりはだめ、地域担当職員もだめ、ここはどういうふうに今年度は向かっていくのか、その辺ちょっと教えてください。

企画情報G主幹 まずホームページですけれども、内部チェックをしているかどうかということです。ホームページの更新につきましては、基本的に各担当、グループのほうで更新をしていただきまして、そちらの内容をまちづくり課企画情報グループのほうで確認して、承認をして公開になるという流れになりますので、当然そのリンクや文書の内容などをチェックした上で公開という形になっています。

続きまして、協働のまちづくりということです。こちらは実績としましては、先ほどと同じ説明になってしまいますが、コロナ禍で事業自体がないものですから、実績は行政区等についてはございません。こちらの今後の目標ということですから、基本的には町民税の1%ということで予算をいただいていますので、当然その予算を全て消化できるような件数、内容のものがあればということで進めていきたいと考えています。

それと地域担当職員につきましても、当然班長、副班長を中心に行政区長とのお話の中で、そういった内容の話をお願いされているかと思います。ただ地域担当職員につきましては、制度ができてから10年以上経っておりますので、行政区によってそれぞれ関わりの薄さや濃さという部分があるかと思います。去年の行政懇談会の中でも、町民の方から地域担当の職員が誰だかわからないというような話もありましたので、その辺をもう少し職員が地域に、今までどちらかというと受け身で、行政区から要請を受けて出ていくという部分が多かったものですから、その部分を今年度から少

し変えていければと、こちらから何かありませんかといったような話をしていけるような形に、積極的に関わるような形に変えていきたいなというふうには考えています。その中で、このまちづくり活動支援事業につきましてもPRして、具体的な提案等ができればというふうに考えていますので、御了承いただければと思います。以上です。

財務G主幹 地域力アドバイザー制度につきまして御説明をさせていただきます。こちらにつきましては総務省の事業となっておりまして、地域活性化の取組に関する知識やノウハウを有する外部アドバイザーを招いて、専門的な指導や助言を受け、地域の魅力や価値を向上させるといった事業となっています。それで、地域おこし協力隊を対象に事業を進めていくわけですが、地域おこし協力隊につきましては、期間満了後に、南幌町で起業をしていただき、定住してもらうことが目的の一つでもございますので、令和4年度につきましては、起業に向けた支援ということで、基本的には地域おこし協力隊を対象に実施することとしています。この事業につきましては、アドバイザーを年度内に延べ10日以上来てもらうような形となっています。そのような条件がついています。予定としましては5月から月1回程度ということで考えています。それと予算の内容につきましては、アドバイザーの旅費を含めた謝礼となっておりまして、アドバイザーにつきましては全国で約400名ほどが登録されておりまして、取り組みの分野にマッチした方を、1名だけではなく何名か順々に呼ぶというような方法もできます。今回東京の方が非常に講師として多いものですから、その分を加味した中での予算計上をさせていただいています。以上です。

志賀浦委員 ホームページは良くしていただければいいのでいいです。本当に見やすいものに変えてもらえれば、もともとのほうがよっぽど良かったなと思っているので、よろしくお願いします。

あと、地域おこしの部分でアドバイザー制度、今説明を受けましたけど、本当によく、例えばスーパー公務員とか何とかという話もありましたよね、一時期。総務省から派遣されて、ほかの地域で職を起こしたとか何とかいろんなことがあるので、できれば協力隊員の起業だけではなくて、10日も来るのだったら何日かは、町民向けにうまく講演できるようなことができればいいのではないかなと思うので、もしそういうのが可能であれば企画してほしいなと思っています。

あと、協働まちづくり推進事業、コロナ禍で止まっていたけれども、本当に1回原点に返ってやってほしい。せっかく私たちも提案して、地域担当制というのができて、まちづくり協働事業というのも自分らが言っていて、やっとできたのかなという気がしているんですよ。僕らも研修行ってきましたけども、本当に地域の担当課長クラスが地域に出向いて行って、全地域に何とか起こしてくれという努力をしているというのを見てきました。ただ、そのぐらいやっぱり地元の間が地域で何かやろうといってもわかるわけがない。例えば予算をかけましょう、何をしましょう、そういうのはお手伝いしますから、皆で一生懸命楽しくやってくれという事業にしなければ意味がないと思うんだよね。これは意見としてやるんですけど、何か次の取組に生かせるようにしていけるように、何か意見があれば教えてほしいけれど。なければ意見として受け止めてください。

企画情報G主幹 まちづくり活動推進事業につきましては、もちろん事業を進める

にあたっては、今議員御指摘のとおり、行政区にこんなものがあるよと言っただけでは何をしたいかわからないというのは当然理解しています。実施に当たりましては、おそらくまずは地域で今やってる事業を拡大する、または新たに立ち上げるとなると少し力がかかりますので、そういったものに町のほうからお金を出すのももう少し盛り上げるようなことをやったらどうだというような提案から、それと申請書等の作成などといった部分についても担当職員が主体となってやるような形になるのかというふうに想定しています。コロナ禍もありますが、まずは、どこかの行政区が一つやっていただけると、うちも、うちもということで続くのかなと思っていますので、少なくともコロナの状況という言い訳にはなりませんけれども、令和4年度中に最低でも1件は行政区からの申請を受けて事業を展開できればというふうに考えています。以上です。

志賀浦委員 ちょっと提案してもらってよかったかなと思うんだけど。今ある事業を拡大してとか、利用してとかってというニュアンスで聞いたけれども、もともとは、今の事業は使えませんかと言われていましたよね。もとのもので、私聞いた頃に、例えば地域で夏祭りをやりたいとなったときに、今ある事業はだめですと言ったよね、今の答弁で、今ある事業を拡大してでも使えるということは、解釈が変わったのですか、その辺教えてください。

企画情報G主幹 すみません。説明のほうが雑で申し訳ありません。例えば、今ある事業の中に新たな取り組みを加えるということが前提になるんですけれども、ただ今あるものにそのままお金を出すのではなくて、こういうことも、町の中で、例えばもう一つこういったことをやってみたらどうですかというような、一つの中に新たな取り組みが前提となるという考え方は変わっていません。

本間委員長 ほかに質問ありませんか。

川幡委員 予算資料10ページ、企業誘致推進事業について。南幌工業団地が完売いたしまして、新たな工業団地の整備をすると町長が執行方針の中で言明しております。町民の雇用の場の創出にはぜひ必要な事業だと、このように考えています。南16線西10号の南幌小学校の向かいの土地が、団地の造成地と説明を受けていますけれども、工業団地の整備については、整備にあたり造成整備費の補助はあるのか、また、どういう資金の手当てをするのか伺いたいと思います。晩翠工業団地、南幌工業団地は、前土地開発公社が創立されまして実施運営主体となっておりますが、今回の用地造成等は町が主体で造成等にあたるのか、その面も伺いたいと思います。それと予算資料に載っています今年度の事業につきましては、南幌工業団地の完売によりまして、町内における未利用地等の仲介、誘致活動を進める方針と、これは説明を受けております。また、対象業種を絞った企業調査の実施、新規立地企業へのアフターフォローとはどういう形で進めるのか、その点も伺いたいと思います。

地域振興G主幹 まず未造成地の整備に向けては、現在、道公社の用地と南幌町の未利用地がありますので、ここを一体として整備を進めるような形で計画を進めています。整備の部分につきましては、基本的には町が整備をする形。そして、その経費に対する、面積案分にするのかこれからの打合せにもよろでしょうかけれども、公社からの負担は当然いただく形になるかと思っています。整備の費用については、造成の部分

は基本、財源はないので、一般財源という形になろうかと思います。ただ、インフラの水道、下水道等々の部分については補助金があります。あと起債の借入れも可能かと思います。こちらについては、また都市整備課との調整もありますので、そこと連携しながら、計画の中で、どれぐらいの経費をかけていくのか、またその整備の企画といえますか、どこまでの面をどういうふうに整理していくのか、それはこれからになりますので、その部分が出ることによってそのインフラ整備の仕方も変わってきます。なので、この協議が令和4年に入ってくるというふうに考えています。あと、町が主体となった形で考えますと、今、実施設計などが今後見込まれる形で進めて計画をしています。そこはまた住宅供給公社の土地がほとんど、大半でございますので、公社がPRしていくよりは、町が全て含めてやっていく形がよろしいということで、今、協議を進めていますので、町が主体となって販売、造成をしていくという形で、今、検討は進めていく予定で考えてございます。未利用地の活用でございます。南幌工業団地は、ほぼ今ありません。晩翠工業団地につきましては、今4社が未操業となっていて、失礼しました。未操業の企業については8社です。そのうち4社が売却に応じるというお話を受けています。現在、お問合せは、南幌工業団地が完売の後、今も来ていまして、今、御紹介をしているところについては2社入っています。これが1社についてはもうほぼ話が進んでいるような形でして、もう1社については今、これから春、雪解けを見て、再度企業同士での話し合いで販売が進むものと考えております。あと、お問合せがある中でも、やっぱり面積や場所、区画でキャンセルされる、お話はいただきますがそこに至らない部分あります。これはそういうお問合せがあるので、そういう部分の対応ができるように、未操業企業さんにも、今後のお話をされた中で、販売につながるかどうか対応してまいりたいなというふうに考えています。あと、企業調査の話ですけども、今の未造成地の話を進めるにあたりまして、我々としては食品加工業、また物流施設、南幌ランプの完成を考えた中で、それらのような施設を誘致をしたいと考えていますので、それらに関する業種にあたってアンケートを進めてまいりたいと考えています。以上です。

川幡委員 今、いろいろ説明をいただきましてありがとうございます。新規、工業団地を造成するにあたりましては、町からも近いということで、ぜひ、雇用が多く創出をしてくれるとありがたいです。そういう面でもアタックしていただきたいと、このように要望して終わりたいと思います。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

それでは質疑がないようですので、次の職員給与費と給与明細書について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書60ページ中段から次ページにかけてごらん願います。9目職員給与費、本年度予算額8億1,358万3,000円。職員給与費として、町長・副町長・教育長、一般職、フルタイム会計年度任用職員、合わせて104名分の給料、各種手当、共済費を計上しています。なお、本年度の新規採用予定者は5名です。

予算書149ページをごらんください。給与費明細書です。1 特別職です。本年度、長等が3人、議員11人、その他の特別職316人で、合計330人分の報酬や給料、共済費など、総額1億1,089万2,000円を計上しています。

次に、150ページ、2 一般職です。(1) 総括です。本年度の職員数については、一般職の常勤職員とフルタイム会計年度任用職員の数となります。本年度は94人で前年度より2人の減となります。括弧内の44人は再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を示しており、前年度より2人の減です。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員、再任用職員及び会計年度任用職員の総額となり、8億89万2,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、151ページ、ア 会計年度任用職員以外の職員です。この表は、一般職の常勤職員についての表となります。本年度の職員数は93人で昨年度より2人の減となります。括弧内の7人は再任用職員を示しており、増減はありません。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員及び再任用職員の総額となり、7億4,418万5,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、152ページ、イ 会計年度任用職員です。本年度の職員数はフルタイム会計年度任用職員が1人、括弧内の37人はパートタイム会計年度任用職員の数となります。なお、給与費、共済費については、会計年度任用職員の総額となり、5,670万7,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、153ページ、(2) 給料及び職員手当の増減額の明細です。給料については878万7,000円の減額で、その事由については、職員の退職の影響によるものです。

次に、154ページ、職員手当は1,439万2,000円の減額で、期末手当の制度改正及び職員の退職の影響による減が主な要因です。

155ページから158ページにかけては、職員1人当たり給与、初任給、級別職員数、級別の基準となる職務、昇給などについて、それぞれ前年度と比較して記載しておりますので、参考までにごらんを願います。

次に、159ページ、オ 期末手当・勤勉手当については、支給率は前年度との比較で、国の制度に準拠し、期末手当の支給率を年間0.15カ月分を引き下げています。

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当は、勤続年数毎の支給率で、全て国に準拠しています。なお、早期退職に伴う加算率についても国に準拠しています。

キ. 特殊勤務手当、ク. その他の手当については、参考としてごらん願います。以上です。

次に、関連議案、議案第10号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明します。議案書をごらん願います。

それでは、議案第10号から議案第13号の4議案について、御説明いたします。初めに、議案第10号及び議案第11号について御説明いたします。

2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第10号の説明をもって、

議案第10号及び議案第11号の説明に充てさせていただきます。今回の改正は、令和3年人事院勧告により、国家公務員の給与改定が行われたことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことをかんがみて、議会議員、常勤特別職について、期末手当に係る支給率の引き下げを行うものです。

別途配布しています、議案第10号資料 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

期末手当、第5条第2項中、「100分の225.5」を、「100分の215」に、改めるものです。これにより、期末手当の年間支給率が4.3ヵ月となり、昨年度と比較して、0.15ヵ月分が引き下げられます。

附則として、第1項は、施行期日の規定で、この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の規定で、令和3年12月支給分の期末手当に係る0.15ヵ月分の引き下げ相当額を、令和4年6月の期末手当で差し引いて支給する特例を規定するものです。

第3項については、規則への委任規定です。

続きまして、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和3年人事院勧告により、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、国家公務員の給与改定が行われたことを受け、本町職員の給与改定を行うもので、一般職員及び一般職員に期末手当の支給率を準拠する第2号会計年度任用職員（所謂フルタイム会計年度任用職員）の期末手当を0.15ヵ月分、再任用職員の期末手当を0.10ヵ月分引き下げるものです。

それでは、別途配布しております議案第12号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

期末手当、第16条第2項中、「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものです。ここでは、期末手当の年間支給率について、一般職では0.15ヵ月分引き下げ、期末・勤勉手当の年間支給率を4.30ヵ月分に、フルタイム会計年度任用職員では0.15ヵ月分引き下げ、期末手当の年間支給率を2.40ヵ月分に、再任用職員では0.10ヵ月分引き下げ、期末・勤勉手当の年間支給率を2.25ヵ月分とするものです。

附則として、第1項は、施行期日の規定で、この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の規定で、第1号は一般職及びフルタイム会計年度任用職員について、期末手当に係る0.15ヵ月の引き下げ相当額を、令和4年6月の期末手当で差し引いて支給する特例を規定するものです。第2号では再任用職員について、期末手当の引き下げ相当額の0.10ヵ月分を、第1号と同様に、令和4年6月の期末手当で差し引いて支給することを規定するものです。

第3項については、規則への委任規定です。

続きまして、議案第13号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業に従事する第1号会計年度任用職員（所謂パートタイム会計年度任用職員）に対し、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の実施に伴い、処遇改善報酬を支給するための規定の整備、また、令和3年人事院勧告により、国家公務員の給与改定が行われたことを受け、職員の給与改定を行うことをかんがみて、第1号会計年度任用職員について、期末手当に係る支給率の引き下げを行うものです。

それでは、別途配布しております、議案第13号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

処遇改善報酬、第13条の2及び第13条の2第2項については、放課後児童指導員への処遇改善報酬を支給するため、新たに条項を加えるものです。

次に、期末手当、第14条第3項中、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものです。これにより、期末手当の年間支給率が1.35ヵ月となり、昨年度と比較して、0.1ヵ月分が引き下げられます。

附則として、第1項は、施行期日の規定で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、令和4年2月1日から適用する。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の規定で、令和3年12月支給分の期末手当に係る0.1ヵ月分の引き下げ相当額を、令和4年6月の期末手当で差し引いて支給する特例を規定するものです。

第3項については、規則への委任規定です。

参考として、規則で定める処遇改善報酬の額については、所定労働時間が週30時間以上の場合は月額1万1,000円、週30時間未満の場合は月額5,500円です。

以上で、議案第10号から議案第13号までの説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、それでは質疑を行います。

熊木委員 先ほど間違ったところで質問しました。今、会計年度任用職員の給与というのは、法の改正で手当などが支給されるようになりました。それで、再任用職員について質問しようと思っていたんですけども、条例改正でまた引き下がるということで、再任用職員がこれからどんどん増えていくと思うんですよね。それで、職員の方はずっと長いキャリアで仕事をされてきていて、その給与改定といいますか、それはどこで見ればいいのか。年数が、初年度と2年、3年となっていくときに引き上げられていくものなのか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思いました。お願いします。

総務G主幹 再任用職員につきましては、ちょっと御説明申し上げますけれども、60歳定年を終えまして年金受給までの間任用される職員のことをいいます。今は、年金受給65歳まで再任用職員として任用をできる、されることとなっています。今の条例に関しまして、再任用職員の期末手当が引き下げられるということの条例の御

説明を申し上げました。給与につきましては、これは当時、人事院勧告等におきまして本町は条例制定しておりますけれども、再任用職員の給与といいますのは、職員の給与表とは別に、2級というところに設定していきまして、2級の一つだけでありまして、例えば61歳から65歳まで任用されたとしても、昇給という概念は、まず法律ではありません。2級、21万5,000円というものが設定されていますけれども、これは、例えば60歳時点で管理職であられた方、もしくは、非管理・監督職であられた方も同様に、定年の年に、夏頃、総務課のほうでその方の再任用として任用されますか、どうされますかという御意向を伺います。それで、その御意向がある方を再任用として任用されることとなります。2級の21万5,000円。それは管理職であろうが、非管理職であろうが変わらないですけれども、そこで、週2日から週4日まで任用できることとなっております、その21万5,000円に働いた日をかけて、給与が決定されることとなります。それで、制度的には、まだ再任用職員制度というものがありますが、実は令和5年4月1日から、いわゆる定年延長が、国家公務員法にならって地方公務員法も始まることとなります。それで、おそらく、令和4年度の3定か4定に議案を提出する運びとなりますけれども、本町におきましても同様に、定年延長制度をかけることとなりまして、令和5年から令和14年にかけて、2年に1度ずつ、1歳ずつ定年が延びることとなりまして、令和14年度に65歳までで定年が延長されることとなります。今で言う54歳ぐらいの方が、定年が65歳となりますが、定年が延びるにつれて、再任用制度というものがなくなってきます。いつかの時点で、定年が63歳でしたら、年金受給の65歳までの2年間は暫定再任用といいます。再任用として任用できるということです。65歳になったら再任用制度がなくなると、いわゆる定年延長がかかるという制度がありまして、そういう流れになっています。

熊木委員 今の説明でわかりましたけれども、65歳以上の再任用はあり得ないという、今の段階ではということですよね。それから国の制度が変わらない限り、再任用で採用された方の給与の改定、給与といいますか、それは上がっていくなど、そういうことは今現在はないということですよね。なぜこれを質問するかというと、いろいろ人事院勧告で引き下げられるなどということがあって、それに準じていくということですが、やはり働く意欲というか、そういういろんなことを考えた時に、本当にこのままでいいのかなというふうに思ったんです。それで、実際どうなっているのかということをお聞きしたかったんですけれども。先ほど確認したように65歳以上はもうないということと国のあれが変わらない限りは引き上げたことはないということですか。

総務G主幹 現状の再任用制度におきましては、地方公務員法等が変わらない限り現状のままかと思います。ただ、ちょっと先の話ですが、定年延長制度におきましては、60歳時の給与の7割が支給される見込みとなっておりますので、先ほど申し上げたように21万5,000円よりは高くなるのかなというふうに考えています。また、65歳以降のことにつきましては、例えば令和14年次までに、総務省のほうで何かしらまだ検討されることとなっておりますので、ちょっと先のことはわかりませんが、あと、例えば、定年延長が始まる時に、例えば退職金などといった

ことは不具合がないように、多少、何て言いますか、特例がありますので、働きやすいように。あと、違う制度、短時間で働く制度などもあります、その方のライフスタイルにあわせたような働き方という制度もございますので、そういった面では、再任用よりは多少制度がよくなると申しますか、そういったことが見込まれているところで。現状では、以上です。

本間委員長 ほかにありませんか。(なしの声)

それでは質疑がないようなのですが、この後、まだ、諸費から監査委員費まで、それと同時審査としてふれあい館の管理費がありますので、一旦昼食をとってからでもよろしいでしょうか。(はいの声)

1時まで昼食のため休憩をいたします。

(午前 11時46分)

(午後 1時00分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどに続きまして、③番、諸費から監査委員費に行きたいと思います。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書61ページ中段、10目諸費、本年度予算額806万9,000円。◎説明欄、防犯対策推進事業として497万6,000円。ここでは、17節備品購入費は防犯用備品として、生涯学習センターに防犯カメラ1台の設置経費を計上、また、18節負担金補助及び交付金では街路灯等補助金などを計上しています。

次に、行政区長活動経費として182万5,000円。全19名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償を計上しています。

次ページにかけて、総合賠償補償経費として51万円。人口を基に算出する全国町村会総合賠償補償保険料を計上しています。

次に、諸経費75万8,000円。各種団体等への負担金を計上しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、62ページ下段、11目総合計画費、本年度予算額14万1,000円。説明欄、行政評価システム事業は、行政評価委員会の開催経費として、委員8名に係る報酬と費用弁償を計上しています。以上です。

総務課長 次に、63ページ、12目百三十年記念事業推進費、本年度予算額359万4,000円。説明欄、百三十年記念事業経費として、開拓130年・町制施行60年に係る、記念式典・講演会等の経費を計上しています。

税務課長 63ページ下段をごらんください。2項1目税務総務費、本年度予算額2万4千円。税務総務経費では、固定資産評価審査委員会の開催に要する経費として、委員3名に係る報酬及び費用弁償を計上しています。次ページにまいります。

2目賦課徴収費、本年度予算額983万3,000円。町税等徴収業務事業では、徴収業務に係る経費として、12万6,000円を計上しています。

次に、租税教育事業では、子どもたちが税の知識や役割を正しく学ぶ機会として、中学3年生を対象とした租税教室、小学5年生を対象とした標語コンクールの実施に要する経費として、2万5,000円を計上しています。

次に、賦課徴収経費では、町税の賦課徴収業務全般に係る経費として、968万2,000円を計上しています。12節委託料では、標準宅地鑑定評価業務に132万円、基幹系システム改修に50万6,000円を計上。次ページへまいります、22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金については、前年並みの計上としています。以上です。

住民課長 下段をごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額767万1,000円。戸籍住民経費では、次ページにかけまして、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に係る事務、パスポート交付事務、個人番号カード関連事務に係る経費を計上しています。前年度対比減額の主な理由は、前年度に実施しました戸籍総合システム更新委託料1,188万円の減額、及び個人番号カード発行主体の明確化に伴う事務交付金269万7,000円の減額によるものです。以上です。

総務課長 次に、66ページ下段、4項1目選挙管理委員会費、本年度予算額26万5,000円。説明欄、選挙管理委員会運営経費として、次ページにかけて、委員4名分の報酬・費用弁償、及び任期中1回の委員研修に係る費用を計上しています。

次に、2目参議院議員選挙費、本年度予算額816万7,000円。説明欄、参議院議員選挙事業として、次ページにかけて、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙に係る一連の経費を計上しています。

次に、3目知事・道議選挙費、本年度予算額460万2,000円。説明欄 知事・道議選挙事業として、次ページにかけて、来年4月に予定されている知事・道議会議員選挙に係る一連の経費を計上しています。

次に、衆議院議員選挙費については、皆減です。以上です。

議会事務局長 69ページ下段から70ページ上段の統計調査費につきましては商工費の説明となります。

70ページをごらんください。中段、6項1目監査委員費、本年度予算額142万5,000円。事業名 監査委員運営経費では、監査委員及びその業務に係る経費を計上しています。以上です。

総務課長 続けて、同時審査分の説明を行います。予算書105ページをお開きください。中段、5款1項6目ふれあい館管理費、本年度予算額1,027万5,000円。説明欄、ふれあい館管理経費として、夕張太ふれあい館の燃料費、光熱水費、管理清掃業務2名分に係る委託経費をはじめ、管理運営に必要な経費を計上しています。前年度との主な相違ですが、10節需用費の修繕料において、外壁の雨漏り修繕、14節工事請負費において、体育館のカーテン設置工事費用を計上しています。以上です。

本間委員長 それでは説明が終わりましたので質疑を行います。

石川委員 予算説明書の11ページですけれども、上段にあります130周年記念事業について伺いたいします。今年は開基130年であるということで、町長のほうからも話がありましたけれども、今回350万円、360万円近くの予算を組み込んで行われるということですが、具体的にいつ頃やるのか。内容的に、今の段階でどこまで決まっているのかをお伺いいたします。それとあわせて、確か120年、私はちょっと記憶ないんですけども、なぜ今回130年でこういうふうな形にされるのか、

それについても予定を教えてくださいと思います。120年は式典やりましたか。失礼しました。

総務G主幹 130年記念事業におきましては、内容的には、110年、町制施行40年、平成14年11月12日ですけれども、この時と同内容で開催したいと考えています。平成24年に開催いたしました、開拓120年、町制施行50年ということで、この年は節目の年でしたので、NHKののど自慢を4月で開催しまして、そして功労者の式典を11月開催しています。開拓110年、町制施行40年のときは、11月に功労者の式典と、NHKの目方アナウンサーという方をお呼びして講演をいただいております。そのときの110年と同じような規模で考えています。内容につきましては、功労者の表彰を令和4年11月開催したいと考えています。講演の内容につきましては、先ほどありましたように、例えば日ハムの関係や、あと文化協会、あと南幌高校の式典何かも秋口に予定されていますので、そういったこと等の内容を見計らって、町民にできるだけ来ていただけるような方をお呼びして、時期はこれから検討することとなろうかと思います。式典は11月、それと一緒にするか講演は別にするかは、これから検討させていただきたいと考えています。以上です。

石川委員 予算の規模からいいますと、南幌高校の閉校式もだいたい似たぐらいのもので、そんなに大きなものではないのかなと感じたんですけれども。ここで記念誌の編さんとか、そういったことというのはされるのか。当然、まとめて、大きな百年史なども作った経緯がありますので、それにつなげるものはあるのかと思うんですけれども。再度お伺いいたします。

企画情報G主幹 130年の記念誌ですけれども、広報広聴活動事業費の中で、開拓130年記念特集号ということで、カラー20ページの予算をみています。内容等につきましてはこれから検討ということでまだ決まっておりません。発行時期についても同様です。以上です。

本間委員長 ほかにございませんか。

志賀浦委員 61ページかな、防犯カメラ。今、場所と設置台数は説明があったのでわかったんですけれども、この防犯カメラは最終的に何台ぐらいまで、これから予定していくのか。あと実績というか、要は何か事件、事故等があったら警察署等から求められると思いますが、そういう過去の実績があるのかどうか、その辺を教えてください。

環境交通G主幹 防犯カメラについてですが、平成28年から令和2年までの当初5年間の計画で6施設についてカメラを設置ということで実施してきています。その後、今年度、令和3年度以降につきまして見直しを行いまして、警察や関係施設の担当者と協議を進めまして、令和3年度以降は、令和3年度は各小中学、令和4年度につきましては生涯学習センター、令和5年度には町立病院に設置という計画を立てています。また平成28年から令和2年までの実績の内訳につきましては、消防の横のバス停に1台、役場庁舎正面玄関、職員玄関ですけれども、こちらに各1台ずつ。中央公園の駐車場について1台、あいくる1台、夕張太ふれあい館に1台、ふるさと物産館ビューローに1台となっています。また警察等による捜査協力事案についてですが、過去の実績といたしまして、令和元年度には2件、令和2年度は4件、本年度、令和

3年度については1件、いずれも交通事故とまたは窃盗等の案件について捜査の協力依頼ということで実績となっています。以上です。

志賀浦委員 説明ありがとうございます。計画的に個数を増やしていくのはいいことだと思うので、実績もあるからいいのかなと思うんですけど。中央公園の台数が1台なのかな。きつともって中央公園はこれからもっと必要なのかなとは思いますが。今の実績からいくと、ぼろろも、きつともって道路側を映す防犯カメラになるのかなという思いがあるんですけど、できるだけ、そういうのを周知していただきたいんですよね。要は、防犯カメラがあって機能しているよということを周知していくことによって防犯抑制になると。過去の実績を聞いたのはそういうところなので、これから市街地の中で、安全でいけるということと公園が安全だよということを周知していかなくてはいけないと思うので、その辺は要望でいいんですけど、お願いしたいです。あと、ぼろろの方向だけ、ちょっと教えてください。

環境交通G主幹 カメラの方向、向きですよね。これは住民からも要望等もございまして設置してきているわけですが、やはり子どもの通学路の安全確保という部分において、各施設から見て通学路の状況が映るような形で設置してきていますので、ほとんどが道路に向かっての撮影状況というような向きで設置しています。以上です。

本間委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 105ページのふれあい館管理経費ですけれども、ここにWi-Fiは使用されているのでしょうか。使用されていて、Wi-Fiがなければ検討はされているのでしょうか。1点です。

財務G主幹 ふれあい館の関係です。ふれあい館はWi-Fiは設置していません。現在、検討の段階になりますが、現在指定避難場等々を優先的に、Wi-Fiの設置に関して検討を進めて、整備をしているところです。まだふれあい館につきましては、必要性等々を考慮してまだ付いてないような状況です。以上です。

佐藤委員 夕張太地域において、公共施設というのはあそこぐらいかなと思うんですよね。それでやっぱり小中学生もタブレット授業をしておりますし、そういう部分では、やはり夕張太のふれあい館において、そのWi-Fi、これから整備もされるということですし、通信網も整備されるということですので、やはりふれあい館の中のWi-Fiというのは重要になると思うんですけども、ぜひやって行くという、そういう思いはいかがでしょうか。

財務G主幹 ふれあい館での使用用途、どういったことでWi-Fiが必要なのかというところも十分に検討しながら考えていきたいというふうに考えています。以上です。

西股委員 まず、61ページの関係ですが、街路灯補助のLEDの関係ですが、今のくらい町内がLED化になっているのか。令和4年度はどのくらいを見込んでいるのか。それと新しく団地になっている、入居されている美園地区、ああいうところはもうほとんどLED化になっているのかというところをちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

それと、66ページのマイナンバーの関係ですが、町としてマイナンバーカードというのはどんどん普及させていきたいというふうに考えているのでしょうか。使うメ

リットというのがはっきりしないと、なかなかやっぱり普及しづらいのかなというふうに思いますので、この辺の町の考え方というのを聞かせていただきたいなと思います。以上2点です。

環境交通G主幹 街路灯のLED化の状況ということですが、令和3年度、現在で町内会等の全体のLED化につきましては73.5%ということで普及しています。こちらについては全体で830棟のうち610棟までがLED化に交換されているということです。また美園地区など、住宅団地が造成されているところですけども、こちらにつきましては、電線、電気ですね、北電柱等の造成と伴いまして、それにあわせて道公社のほうに設置をしていただくという条件となっていますので、町のほうから道公社のほうに依頼をして、設置していただいているところです。造成にあわせて、順次LEDで設置していくという予定となっています。

戸籍年金G主幹 マイナンバーカードの交付率、普及率ですけども、国において、マイナンバーカードは令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指して、普及策を今加速しているところです。南幌町におきましては、2月1日現在の普及率、交付率が39.4%、全国41.8%、北海道で37.9%となっています。マイナンバーカードの普及促進につきましては、利便性、メリット・デメリット、こちらの安全性を周知することが重要かと思います。南幌町でも交付円滑化計画に基づいて、引き続き町広報誌やホームページなどで啓発を行っていきたいと思っています。以上です。

西股委員 街路灯についてはだいたいわかりますが、また各行政区によっての設置の差というのはどういようになっているのでしょうか。設置が遅れているようなところ等もあるかなというふうに思います、その関係についてちょっとお聞かせください。

マイナンバーが令和4年度中にやらなくてはならないと言っている中で、まだ50%に満たないという状況ですが、これは今年度中にでも、やはり50%以上になるぐらいの何らかの方法というのは考えていかななくてはならないのではないかなというふうに思います。私も実際つくってはいるんですけども、たいした必要性を感じないという人が多いのではないかなと思うんですよ。これがなかったら絶対だめだというようなものではないというのが一番のデメリットかなというふうに思います。また、運転免許証と一緒にするだとか、健康保険証と一緒にするよということになると、これは果たして本当にいいのだろうか。あまりにも情報が1枚のカードに入り過ぎると、やはり情報の漏えいなど、いろいろ難しい面も出てくるのかな。皆がやはり危惧するところというのが多くなると思いますので、この安心感を得るような形のものもどんどん町としてお知らせするのがいいのかなというふうに思います、その辺についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

街路灯についてはだいたいわかりますが、また各行政区によっての設置の差というのはどういようになっているのでしょうか。設置が遅れているようなところ等もあるかなというふうに思います、その関係についてちょっとお聞かせください。

戸籍年金G主幹 マイナンバーカードにつきましては、おっしゃられるとおり、これからメリットと呼ばれるもので、健康保険証としての利用や運転免許証の一体化、

ワクチンの接種証明書がそれで見られると、あと本人確認、一番大きいのは、今の時点では顔写真付きの身分証明書ということぐらいしか大きいメリットがないと思われます。今後につきましては、南幌町としてもなるべく多くの方にマイナンバーカードを取得していただきたいという思いから、これから高齢者の方に、今随時カードをつくられていない方に、申請書が郵送されていますが、自分で写真が撮れない、手続の仕方がわからないと言われる方につきましては、役場の住民課の窓口で写真を撮影し、また申請をサポートし、出張して申請書を作成するというのを、令和4年度は考えております。ただ反対に不安になっている方もいますので、そこはやはりこれからも引き続き安全性につきましては、町広報、ホームページで随時発信して、情報の格差がないようなことで取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

本間委員長 それでは質疑がないようでございますので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

職員の入れ替えがございますので、35分まで休憩します。

(午後1時25分)

(午後1時35分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは3款民生費。関連議案といたしまして、議案第14号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定と議案第15号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明お願いいたします。

保健福祉課長 予算書71ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、本年度予算額7,872万9,000円。社会福祉協議会運営補助事業では、福祉事業経費と事務局職員の人件費に対する一部補助金、386万1,000円計上しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金、180万4,000円計上しています。

民生委員児童委員活動経費では、協議会委員23名分の活動支援補助金と昨年度延期になりました視察研修費用など216万円計上しています。現在の民生委員の任期は本年11月までとなっているため、改選に伴う推薦会を実施の予定です。

国民健康保険特別会計繰出金では、詳細について特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金として7,002万9,000円計上しています。

72ページにまいります。避難行動要支援者避難支援事業では、管理システムに対する費用、18万5,000円計上しています。

社会福祉総務経費では、行旅病死人に係る経費、社会福祉関係団体への負担金、戦没者追悼式の開催経費に対する経費、69万円計上しています。次ページをごらんください。

2目障がい者福祉費、本年度予算額3億4,099万2,000円。地域生活支援事業では、障がいのある方への福祉サービスや相談事業、障がいのある方への理解促進を図るための啓発などの経費、855万5,000円計上しています。

74 ページ中段をごらんください。福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方の外出支援を目的に、初乗り運賃の助成経費、79 万 2,000 円計上しています。人工透析患者等通院交通費助成事業では、透析療法で町外へ通院されている方と、北海道が定める特定疾患受給者証を受けて定期的に通院されている方に対し、交通費の助成経費、45 万円計上しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策として、こころの健康相談やこころの健康づくり講演会、命のふれあい交流事業等に係る経費、71 万 6,000 円計上しています。次ページをごらんください。

障がい者自立促進交通費助成事業では、福祉的就労や自立促進を目的に、障がい福祉サービス事業所へ通所されている方への交通費一部負担 56 万円計上しています。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費等を助成する経費、11 万 3,000 円計上しています。

障がい者福祉経費では、主に障がい者の就労支援や生活介護、補装具の支給などの自立支援給付事業及び相談支援事業などに係る経費、3 億 2,980 万 6,000 円を計上しています。

76 ページ下段をごらんください。3 目高齢者福祉費、本年度予算額 1 億 3,584 万 7,000 円。高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置事業、除雪サービス事業並びに屋根雪下ろし助成事業に係る経費、480 万 3,000 円計上しています。次ページ中段をごらんください。

老人クラブ助成事業では、町内の 17 の単位老人クラブと老人クラブ連合会への補助金、99 万 1,000 円計上しています。

介護保険特別会計繰出金は、詳細について特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金、1 億 2,500 万 8,000 円計上しています。

高齢者福祉経費では、主に養護老人ホーム入所経費など、504 万 5,000 円計上しています。以上です。

住民課長 78 ページ上段をごらんください。4 目重度心身障がい者福祉費、本年度予算額 2,317 万 2,000 円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療費の一部助成に係る経費を計上しています。道の補助率は 2 分の 1 で、後期高齢者医療制度の改正に伴い、前年度対比増額で計上しています。

次に、中段、5 目ひとり親家庭等福祉費、本年度予算額 378 万 5,000 円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の父親、母親及び子どもの医療費の一部助成に要する経費を計上しています。道の補助率は 2 分の 1 で、実績を考慮してほぼ例年同様の計上としています。以上です。

保健福祉課長 6 目地域包括支援センター事業費、本年度予算額 389 万円。地域包括支援センター事業では、介護予防サービス計画作成などの経費を計上しています。以上です。

住民課長 7 目後期高齢者医療費、本年度予算額 1 億 4,519 万 2,000 円。後期高齢者医療事業では、本町が一般会計で負担すべき広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と広域連合への事務費負担金の後期高齢者医療

特別会計への繰出金のほか、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師・管理栄養士の人件費や消耗品費などを計上しています。以上です。

保健福祉課長 80ページ中段をごらんください。2項1目児童福祉総務費、本年度予算額8,865万9,000円。学童保育事業では、臨時指導員5名分の報酬と事業運営に係る経費、914万4,000円計上しています。1節報酬の処遇改善報酬につきましては、令和3年度から国補助により行われることとなった事業で、令和4年も継続して行うため計上しています。なお、補助額は4月から9月分は全額国庫補助となり、10月以降の経費につきましては、子ども子育て支援交付金により国3分の1、道3分の1の補助となります。また、令和4年度の3月8日現在の入会予定児童数は、70名となっています。次ページ中段をごらんください。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などを支援する事業経費、22万3,000円計上しています。82ページにかけてごらんください。

児童生徒等医療費助成事業は、従来の小学生までの医療費全額助成を高校生までに拡充し、その経費として1,341万9,000円計上しています。

児童福祉総務経費では、すきやき隊活動事業、乳幼児等医療助成事業、障がい児支援給付事業などに係る経費6,587万3,000円計上しています。次ページをごらんください。

2目児童措置費、本年度予算額7,988万円。児童手当支給経費では、中学校修了までの児童を対象に、年3回、延べ7,214人分を計上しています。

3目保育所費、本年度予算額2億1,835万5,000円。保育所等運営補助事業では、いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園、町外の保育所・幼稚園等の施設給付や延長保育、一時預かり事業等の実施に対する補助金などを計上しています。なお、施設型給付の利用申込み状況は、3月8日現在でいちい保育園が79名の申込みがあり、認定こども園みどり野幼稚園の幼稚園部分が74名、保育部分が38名、町外施設の利用が3名となっています。18節の負担金の保育士等就労支援事業では、近年の子育て世帯の転入増加により0歳から2歳までの保育に対する需要が多く、保育士の不足が懸念されることから、円滑な保育運営を行うことが出来るよう、本年度から実施するものであります。令和4年4月以降に、本町にある保育園と認定こども園に新たに勤務する保育士に対して就労時に5万円、3年目まで町内在住者は月2万円を、町外在住者には月1万円を。3年以上勤務をした場合には、4年目に10万円を支給するものです。同じく18節の保育士・幼稚園教諭等の処遇改善報酬につきましては、令和3年度から国補助により行われることとなった事業で、令和4年も継続して行うため計上しています。なお、補助金は4月から9月分は全額国庫補助となり、10月以降の経費につきましては、施設型給付の公定価格に処遇改善額が含まれることとなります。

84ページをごらんください。4目子育て支援費、本年度予算額1,143万4,000円。地域子育て支援センター運営事業では、いちい保育園への事業委託費として730万円。

子ども・子育て支援事業では、子育て短期支援事業や養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業等の経費116万円計上しています。

病児・病後児保育では、施設管理等にかかる経費などとして297万4,000円を計上しています。以上です。

住民課長 続きまして、関連議案の説明をいたします。

議案第14号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第15号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案となります。

別途配布しています、議案第14号資料 新旧対照表をごらんください。

初めに、改正の概要について申し上げます。本2議案の条例改正につきましては、第6期南幌町総合計画 後期基本計画の策定において、「誰もがいきいきと暮らせるまちづくり・児童福祉の充実」で掲げた施策を展開するもので、乳幼児から従来は小学生までとしていた医療費無料化の対象を、令和4年度から高校生までに拡充し、子どもの健康増進と子育て世代の経済的負担の軽減を図るものであります。

それでは議案ごとに説明いたします。新旧対照表、左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第2条の（用語の定義）の規定については、児童生徒等の範囲について、文言の整理を行うものです。

次に、第5条の（助成の範囲）第1項の規定については、3分の2の額を助成する規定を削り、対象者の医療費全額を助成するよう改めるものです。次ページをごらんください。

第2項の規定は文言の整理を行うものです。

旧条例の第3項は、小学生に対する医療費の全額助成の規定ですが、新条例第1項において、6歳から18歳以下までの医療費全額の助成について、新たに規定するため、項を削除するものです。

附則として、第1項、施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置を規定するものです。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号資料 新旧対照表をごらんください。

第4条の（助成の額）の規定は、医療費の全額助成の対象を12歳以下から18歳以下に改めるものです。

附則として、第1項 施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置を規定するものです。

以上で、関連議案の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

志賀浦委員 屋根の雪下ろし助成についてですけれども、近年雪がすごく多かったの、家屋の倒壊などともう毎日のようにニュースになっているんですけれども、今年度の実績がどのようなものだったのか教えてほしいのと、あと屋根の雪下ろしを担う業者というか、人のやりくりは大変だなと思いますが、その辺の状況があったら教えてほしいです。

それと次に、予算書の84ページ、病児・病後児保育事業ですけれども、何とかう

ちも開設してもらってよかったなとは思っているところなんですけれど、最近の報道で、岩見沢の施設が、施設費が絡むのか取りやめて、ファミリーサポート事業の中でやるという報道が出たんですけれど、ちょっといかがなものかなと見ていたんですよ。うちの事業として、採算性ではなくて、こういうものは多少採算がなくても続けていかなくてもいけないと思うんですけれど、その辺の方針があったら教えてほしいです。2点です。

高齢者包括G主幹 屋根の雪下ろしについての御質問にお答えさせていただきます。令和2年度におきましては、屋根の雪下ろしの登録者につきましては5名、また実績の助成に関しましては1件の実績でした。令和3年度におきましては、登録の申請者が9名となっています。継続者が5名、新規が4名の登録となっています。また例年より雪が多かったため、今回助成の件数は10件の助成をさせていただいています。中には1回では収まらなかったものですから、2回屋根の雪下ろしの助成をというところで、業者さんをお願いをして依頼している方もいらっしゃいます。また、御質問の中の、業者のやりくりにおきましては、まず申請にあたっては、業者さんのほうに町のほうで登録していただき、どの業者さんがというところで把握していただいている部分があります。また通常毎年、屋根の助成に関して行っている高齢者に関しましては、同じところの業者さんをお願いしているところもありますが、やはりこの雪のせいで、今年初めて登録する方もいらっしゃいますし、また、耳が遠くて自分で電話ができない高齢者の方もいらっしゃるものから、その方におきましては、私どものほうで、この業者さんがあるということをお話しして、どこがいいかということをお希望をとり、町のほうで業者さんをお願いをして、日程調整をさせていただいたという経過があります。以上です。

健康子育てG主幹 病児・病後児保育の件ですが、まず、岩見沢で病児・病後児保育を取りやめてファミサポに移行したということをお知らせしているところですが、南幌町につきましては、ファミサポは子育て経験者が提供会員となってお預かりするという観点から、病児のお子さんを預かるということについては、お互い不安を伴うものからファミサポで預かることはよろしくないと考えているところです。私たちの町でやっている病児・病後児保育ですが、町立病院の一角を借りまして病児・病後児保育をやっているわけですが、採算性というところですが、まずこの開催しているということで、子ども・子育て交付金のほうが国3分の1、道3分の1、町が3分の1持つということになっているわけですが、職員は、役場の保育士の資格を持った職員ということで、病児・病後児保育の対象がいて、預かりが必要になった場合そちらを優先して行いますが、普段の業務は、事務職として保健福祉課の業務に携わっていただいておりますので、それだけ専属でやっているわけではありませんので、採算性はとれているのかなという感じで思っています。以上です。

志賀浦委員 屋根の雪下ろしのほうはわかりました。大変苦勞なさっているのかなと思うんですけれど、事故がなくてよかったなと。もう札幌などでは、潰れていくのを見ていると、本当にいつ、うちかなという気がしますので、その辺抜かりなく続けてほしいと思っています。

病児・病後児保育についても、考え方を聞いただけでわかりました。予算書の中で

見ると、国の補助、道の補助が出ているから、そんなには、3分の1だからかと思うんですけども。せっかく開設したのに、何年か後に同じような状況で利用者が少ないからやめますという話になったら何にも意味がないと思うので、極力そういうことのないように一生懸命頑張っていたいただければと思います。答えは要りません。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

佐藤委員 72ページの、避難行動要支援者避難支援事業のことについて聞きたいですが、これは町が管理したシステムを使って支援者の安否確認をするものになっているということで以前お聞きしておりました。町民にとっては、大変安心できる、そういう事業だという思いでいます。それで現在の登録人数と現状、だんだん高齢化になってきて登録者が増えていて、その支援者が本当に間に合うのかということで、今の現状を教えていただきたいということですので、1点だけです。

福祉障がいG主幹 ただいまの御質問の件で、避難行動要支援者のシステムの関係ですけれども、現在の登録人数ということで、避難行動要支援者といわれる方々ですけれども、全体名簿につきましては、災害があったときに、そういう状態にかかわらず、本人の同意の有無に関わらずに名前を公表できるという、紹介できるというもので、それに登録している方が56名、その名簿に載せることに同意はしますけど普段からの公表はしないでくださいという同意者については47名。前年から比較しますと、全体名簿登載者は前年が47名でした。同意者名簿については前年43名ということで推移して、今年度人数は増えている状況にあります。現状としましては、やはり高齢化も進んでいる中で、一人でお住まいの方がそういった対象になってくる方が多くなってきているようにも思っております。また、それらをそういう災害時に支援していただく方というのは、主には地域の民生委員さんを想定していますが、支援を要する人々も増えていますので、そういう中で支援する方の人数が限られているものですから、そういう部分では、委員のおっしゃる心配も危惧されるところはあるかというふうには思っています。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。今、数字を聞かせていただいて、潜在的にはもう少しあるのかなという思いではいるんですけども、やはり最近、だんだん災害が郡発地震や自然災害も増えてきて、こういう形の事業があるというのは、すごくありがたいですけども、ただ、今御説明あったように高齢者が増えてきて、支援する人が減ってきてということになると、やっぱり地域の人たちの見守りがすごく大事になると思うんですね。そういう中で、認知症の方や耳や言葉が不自由な方であったり、外国の方がいたりなどで、普段つながりがない人が災害の時に、何といたしますか、守るといってもなかなか厳しいと思うんですね。それで、ある地域で、バンダナとありますよね、バンダナに、自分は目が不自由ですとか言葉が不自由です、援護してくださいというのを首に巻いて、災害のときに、利用するというのも聞いたんです。そんなに費用はかからないと思うんですね、布1枚なので。そういう部分で、誰が見ても、あの方は要支援者なんだなというふうにわかるような、そういう取り組みだと費用がかからないで、地域の人もすぐ助けてあげたいというふうになるのではないかなと思いますので、そういうところもちょっと参考にいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上、要望です。

本間委員長 ほかにございませんか。

石川委員 予算説明書の資料のほうですけども12ページ、上から二つ目で保育士の就労支援事業ということで、今年度新規事業として立ち上げたということですけども、先ほどもいろいろ説明の中で、今年の園児の人数やいろいろな背景については話を聞いたんですけども、実際のところ、うちの保育所、そして幼稚園、保育士の数としては厳しいのでしょうか、どういうふうな状況なのかその具体的な背景についてお伺いしたいと思います。そして、その財源の手当てとして、ここに書いてありますように、ふるさと応援基金を繰り入れるというふうな形でありますけども、どういうつながりなのか、それについてもちょっとお伺いしたい。

健康子育てG主幹 まず、保育士等就労支援事業の背景にあたるところでですけども、年々働く母親が増えていることと近年、ここ数年なんですけど南幌町に子育て中の世帯が多く転入するようになったということが背景となっていて、保育所、認定こども園、どちらに関しても徐々に保育園児は増えています。そこで実態としましては、働いている親が増えてきているということがありまして、あと3歳児の無償化というところも加味して、それをきっかけに働くことになったということがあります。そして今まで私たちも対策をとって、幼稚園を認定こども園にして保育園部門の受入れをしたりとか、あるいは1、2歳の受入れの枠をつくったり、あと今年度につきましては、0歳児、満1歳になる子から預けられるように受け入れをしていたところです。ただそれでも、今後の見通しからすると、今後どんどん子育て世代の方の転入が増えていくことも見込まれるところと、あと保育園、認定こども園の保育士の状況を毎年のように確認しますが、やはり保育士の確保がとても大変になっているということを毎年のように聞きます。やはり近隣、近隣といっても空知管内ではなくて札幌、江別、恵庭、北広島などで慢性的な待機児童がありますので、その解消をするためにやはり補助をかなり出しておりまして、その額もかなりの額を出して、学生のうちから保育士を確保するという動きがとても顕著になってきています。それで保育園としては、行政の学校に出向いて面談などをいろいろするにあたって、南幌町は補助はないのでしょうかということも聞かれたりなど、そういうことを目の当たりにしてまして、何とか助成はしていただけないものなのでしょうかということ、毎年のように聞いてはいたところですが、今回、やはり増えていく見込みが南幌町ではあるということで、今現在として待機児童は、年度当初にはないわけですけども、今後はわからない状況でいるところで、こういう事業を後期計画の中に盛り込んだところです。

財務G主幹 ふるさと納税の財源の関係ですが、ふるさと応援寄附金につきましては、子どもの活躍を、いろいろな事業に充てていますが、その中の一つとして、子どもの活躍を支え成長を願う事業ということで、子育て支援事業に係る部分に充当をしています。そこで今回、保育士等就労支援事業につきましては、こちらの内容と合致することから、ふるさと納税を充当するような形としています。以上です。

石川委員 これにつきましては理解しました。基金の繰入れにつきましても理解したところです。実際みどり野幼稚園は柏学園ですし、いちい保育園はいちい学園と、結構あちこち恵庭や北広島や栗山にも同じような形で保育所があるんですけども、こちらのほうの自治体等の足並みとはどういうふうな形なのでしょうか。その辺りにつ

いても、ちょっとお伺いできたらと思います。

保健福祉課長 それぞれ、そこの自治体の考えですので、特に近隣町との足並みはそろえてはいません。我が町として保育士の確保をしていくということを大前提に考えておりますので。ちなみに栗山等では保育士の不足はない状況にある。待機児童はいない状況にあると。近隣で、この空知で待機児童が、うちはないですけれども、今後懸念されるのは我が町というところでして、それぞれほかのところにある保育所、幼稚園に関するところについては、特に足並みを揃えているような状況にはございません。以上です。

本間委員長 ほかにございませんか

熊木委員 資料の11ページの下段の、児童生徒等医療費助成事業。これは長年、同僚議員も質問したり私も質問したりして、長年の願いが本当に今回通じたっていうことで、今回の予算の中では本当に大いに評価できることです。それで、今まで子育て支援ブックなどいろんな形で、いろんなものをつくってきていて、町外などにも配布されたりして、やはり南幌の子育てというか、その子育て支援ということですからごく注目を浴びていると思うんですけども、これをどのようにアピールして、新たに何かそういうものをつくるような計画があるのか、その1点だけ伺います。

健康子育てG主幹 子育てガイドブックですが令和4年度に改訂になります。そのために予算も取っているところですので、新たな助成については載せられると考えております。

熊木委員 新しくガイドブックができるということで、すごくよかったなと思っていますし、先ほど今、課長のほうからも、待機児童がこれから出るかもしれないということで、やっぱそれぐらい今子育て世帯が増えているということは高く評価するものです。それで、ガイドブックだけではなくて、やはりいろんな形で、南幌町はこういうこともするんだということをその中の一つに、大きなことなので、ぜひ宣伝してほしいなと思いますので、要望します。以上です。

本間委員長 ほかにございませんか。

西股委員 資料の12ページ、保育士等就労支援事業です。これは事業所のほうに出すということで、直接的に保育士には払わないということですよ。これは事業者の方からという形で、それとその事業をいつまでやってくれるという形で考えているのか。未来永劫というか、この辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

健康子育てG主幹 保育士等就労支援事業の、どのように保育士のほうに支給されるのかというところですが、確かに交付対象は事業主となっています。ただこれに関しましては、事業主が受け取って、そのまま保育士のほうに就労祝い金、手当、勤続祝い金として行くように定めることとなっております。そして私たち保育所、認定こども園ともに指導監査というものをしておりますので、その中で給料の状況や支出の状況などを確認とりますので、そこについては間違いなく支出するようにチェックをするところです。いつまでこの事業をやるのかというところですが、先ほど私のほうから背景や実情などをお伝えしましたが、その背景、実情が解消されない限りは続けていきたいと考えております。

西股委員 なかなか1回設定しちゃったら、やめるのはなかなか難しいのかなとい

うふうに思いますので、できるだけ続けるような形で進めていただけたほうが良いのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

なければ、質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは続きまして、4款衛生費。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 予算書85ページから86ページにかけてごらんください。4款1項1目保健衛生総務費、本年度予算額1,156万9,000円。母子保健事業では、母子手帳の交付、妊産婦及び乳幼児の健診、産後ケア事業などに係る経費を計上しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症における事業として妊婦あんしん支援金事業を継続実施するほか、本年度より乳幼児歯科検診・フッ素塗布の自己負担金を無償化いたします。また、子育て支援アプリを導入し、アプリを登録した1歳以下の子どもがいる世帯に非常用持ち出しリストと乳幼児用の防災リュックを無償で配布いたします。

86ページ下段をごらんください。2目予防費、本年度予算額6,520万7,000円。成人保健事業では、各種がん検診実施に伴う検診料や受診券交付などの経費、1,625万9,000円計上しています。なお、本年度より女性特有である子宮がん、乳がん検診の自己負担金を無償化いたします。

87ページ下段をごらんください。感染症予防事業では、乳幼児と高齢者に対する各種予防接種に伴う委託料などの経費1,864万4,000円計上しています。なお、平成25年6月から積極的な勧奨を控えていた子宮頸がんワクチン接種については、令和4年度から積極的勧奨を再開することとなるため、接種に係る委託料を増額し計上しています。

88ページ中段をごらんください。新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ワクチン接種にかかる経費3,020万1,000円を計上しています。

89ページ下段をごらんください。予防経費では、狂犬病予防接種、畜犬登録などの経費10万3,000円計上しています。

住民課長 続きまして、90ページ上段をごらんください。3目環境衛生費、本年度予算額772万5,000円。環境衛生経費として54万6,000円。墓地管理、スズメバチ駆除に要する経費などを計上しています。

次に、南空知葬斎組合負担金として717万9,000円を計上しています。前年度対比減額の主な理由は、南空知葬斎組合負担金で、伏古斎苑火葬炉改修工事及び冷暖房機器更新工事の完了に伴う負担金1,278万9,000円減額によるものです。以上です。

保健福祉課長 90ページ下段をごらんください。4目病院費、本年度予算額3億721万円。病院事業会計繰出金につきましては、詳細については、病院事業会計予算で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、本年度予算額4,651万6,000円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理に係る経費を計上しており、本年度は、浴場等換気設備改修工事と事務所環境改善工事の費用を計上しています。

以上です。

住民課長 続きまして、92ページ下段から次ページにかけてごらんください。2項1目じん芥処理費、本年度予算額1億4,163万円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合負担金1億980万5,000円及び道央廃棄物処理組合負担金2,959万5,000円を計上しています。前年度対比増額の主な理由は、18節備品購入費で、転入者が増加している美園地区などにおけるゴミボックス購入経費の増加、19節負担金補助及び交付金で、道央廃棄物処理組合負担金の焼却施設建設工事費の増加に伴うものです。

次に、中段、2目し尿処理費、本年度予算額1,282万7,000円。し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を計上しています。

以上で、4款 衛生費の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

熊木委員 2点質問します。資料の12ページの、今も説明があったんですけれども、乳幼児防災備蓄品支援事業、これ防災リュックの配布というふうになっていますけれども、今まで要望などがあったのかどうか1点と、それから1歳以下の子どもが対象となっていますが、材質や中身など、その辺はどのようなものを考えているのか伺います。

それからもう1点は、90ページの環境衛生費の中で、南幌墓地管理用備品というふうにあったんですけれども、これはどのようなものが備品として今計上されているのか、この2点お願いします。

健康子育てG主幹 防災リュックについてですけれども、まず、要望があったかというところですが、こちらのほうは、直接要望はあったわけではございません。この件につきましては、後期計画のワーキンググループの中で、母子手帳アプリと防災リュックの提案がございまして、その提案に基づきまして今回予算にあげています。そしてこの防災リュックの中身ですけれども、まずリュックは、子どもが背負うリュックではなくて、防災用のグッズを入れるためのリュックということで、ちょっと素材のほうは、見た目では綿か何かなのかなという感じはしますけれども、頑丈なものだと思います。中身ですけれども、リュックの中身は、手回しの充電ライトや、あと応急セットのポーチ、中身には、カットバンやハサミ、ガーゼなどというものが入っている救急セットのポーチ、あと、ウェットティッシュ、救急シート、使い捨ての哺乳瓶、あと液体ミルクなどが入っています。そのほかに、乳幼児が必要なリストをつけて、その中に入れておくものです。そして配布をした御家庭で、そのリュックの中に、カスタマイズというか必要なものをその中に入れて、万が一のときに備えていただくというものの内容となっています。以上です。

環境交通G主幹 南幌墓地の管理用備品についてですが、町内には、南幌墓地、晩翠墓地、夕張太墓地と3カ所の墓地がございしますが、唯一、南幌墓地について給水設備が整っています。そちらに夏場に手桶を用意しまして設置しているところですが、そちらの手桶を収納する棚というものが今まで設置されていなくて、今回、令和4年度の予算で収納棚ということで、手桶を保管しておく棚のほうを予定検討しているところです。以上です。

熊木委員 防災リュックの説明をいただいたんですけれども、乳幼児が自分で背負うなど、そういうものではないということでしたね。あと何かその、乳幼児用防災リュックと、何かその表現が、何か紛らわしいのかなと感じました。備蓄して、いろいろ入っていて、だからその辺もう少しわかりやすいというか、そういう表現に変えたほうがいいのではないかなと感じたんですけれども、その辺ちょっと、御意見伺いたいと思います。

それから、墓地の関係では今、伺ったんですけれども、以前、墓地の入口などは整備がされていて、それが横の所、そういうところの整備などというのは、特別この金額には含まれてはもちろんないですし、そういうような検討はされているのか、それから今年のように雪がすごく多くて、お彼岸も近づいてくるという中で、例えば除雪などそういうのはどのような検討がされているのか、ついでに伺いたいと思います。

保健福祉課長 防災リュックの関係ですけれども、名称はちょっと紛らわしいのかもしれないですけれども、このアプリとの関連性ですけれども、このアプリの導入の背景には、やはり防災について興味を持ってもらおうということも背景にあります。万が一、母子手帳を紛失してしまったときには、こちらにデータはあるものもありますけれども、なくなってしまう可能性もあるわけです。ただ、このアプリに今までのことを登録しておけばバックアップがされるので、災害の時にも呼び起こせるという利点があります。なので、そういった意味も込めて、登録しておく、お子さんの記録が何かあっても残っていきます。また、遠くに住んでおられる、おじいちゃんおばあちゃんにも、普段の姿を写真で撮ると同じように共有ができる、そういったような利点もあるので、紙だけではなくて、こういったものも活用することによって、防災意識も高めていきたいということも含めて、この防災リュックとつなげているという背景もあるわけです。なので、アプリを登録していただいた方というのは、そういう意味も込められているということで御理解いただければと思います。以上です。

環境交通G主幹 その他の整備ということでしたが、通路等で目立った補修するような箇所というのは、現在のところ見当たらないということで、今回管理の予算には含まれておりません。除雪の関係等になりますが、墓地については雪を除ける、飛ばす、置く場所、スペースがないものですから、なかなか園内の除雪というのは難しいと。ただ、南幌墓地については駐車場もあることです。雪解けの状況を見まして、あまりにも車の置けないような状態となれば、除雪のほうも土木グループと協議して、依頼していこうかなと今考えているところです。以上です。

熊木委員 墓地のことについてはわかりました。防災リュックですけれども、今、防災アプリとの関係ということで今、課長のほうからも説明があったんですけれども、アプリを活用していれば、その防災リュックにつながって、それがこうすぐ理解できるというふうになるのか、その辺がどうなのでしょうかね。何かやっぱりその表現ってというか、もう少し工夫する必要があるのではないかなと思うんですけれども、その辺、検討できるのであれば、それを見てすぐわかるようにということを検討していただきたいと思います。要望します。

本間委員長 ほかに質問ございませんか。

内田委員 新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。5歳から11歳の

子どもですけれども、南幌町は高齢者も子どもも大変早く対応していただいて、皆さん、高齢者の方が特に喜んで感謝しているところですが、新聞では何かその供給量が見通せないという不安な、そういう記事もありました。それでこっちはどうなのかなっていうのを1点と、町民の方もだいぶ慣れてきたというか子どもなどもそうですけれどもワクチンをするか、しないかと、子どもは軽そうだからしないかなと、悩んでいる親御さんもいらっしゃるようなんです。やっぱりその、悩む、迷う、それと現実の間のところに、何ていうか、行政側からの熱い言葉というか、その必要性というか、その悩みの部分を解消してくれるような、そういう説明というんですか、そういうものが必要なと思うんですけれども、今のところ、そういう親御さんからどうなのかなと思うので質問します。

それから町民の声として、店舗の手指消毒をしない方が見受けられるようになりました。さらなる注意喚起のために、年代別、数は新聞で報道されてますけれども、感染者の年代別は公表できないのかということをお願いしているので、この2点伺います。

健康子育てG主幹 まず、ワクチンの供給量についてはどうかというところでしたが、3回目接種が始まったころは、国のほうも供給量の計画があまり示されていなかったところもありまして供給量が不安なところもございましたが、現在、2月から3月にかけては、一気にワクチンが届くようになっていきますので、供給量につきましては、十分な量が入ってきている状況です。続きまして、5歳から11歳の小児用のワクチンについて、親御さんが悩んでいるということで、現状や説明についてはどうかというところだったかと思うんですけれども、確かに、親御さんは、ちょっと様子を見ているという方も多くいられますし、あるいは、持病があったり、あるいは同居の家族に高齢者がいたり、頻繁に祖父母の家に行ったりするので、やはり高齢者に移したら困るということで早めに打ちたいという方もいますので、いろんな考え方がいるわけですが、南幌町コロナワクチンお問合せ窓口というのを専門に開いておりますし、そこで子ども保健師が対応させていただいておりますし、そういう質問がある場合は丁寧に説明をさせていただいております。確かにメリットとデメリットがありますので、そちらにつきましては今回5歳から11歳のワクチンの接種券を送る際に、大人とは違いまして、1枚余分に入れてあります。じっくり読んでいただいて、まずそこで理解できない場合は、こちらにお問合せをしていただくような形になりますけれども、皆さん判断して、打つか打たないかを考えて予約をしている状況です。

あと、3番目に、感染者数の年代別につきましては、全世帯に言えることですが、感染者数は公表されておりませんし、細かな報告はございませんので、年代別に数字を出しているものはございません。ただ、子どもに関してですけれども、保護者から学校や保育園、幼稚園に連絡が来まして、そこにつきましては、情報を共有して対応していかなくてはいけないというところでは、人数の把握を子どもについては若干させていただいているところです。ちなみに今のところ、幼稚園・保育園児は7名、小学生につきましては10名、中学校では15名ということで、その都度連携をとりまして、学級閉鎖、学校閉鎖、あるいは幼稚園のクラスの閉鎖などを、もちろん保健所とも協議した上で、一緒に検討させていただいているという状況です。

内田委員 ありがとうございます。このお問合せ窓口があるということは、すごくうれしいことですね。やっぱりこの迷いという、その不安というものの受け皿、そこがあるというのは大変ありがたいなと思うんですね。私も、ホームページを見ていくと。厚生省のQ&A、ほとんどそういう、迷い、不安、そういったものに対して、大変丁寧に、優しく答えていただいているので、やはり、こういう窓口が、そういう町民と感染症の潤滑油みたいなものになってくれることが、ありがたいなと本当に思っています。それで、ホームページから見てみたんですけれども、接触確認アプリっていいですか、こういったのがあります。感染拡大防止につながる、スムーズに検査につながると、そういったものが進められていますよね、ぜひ皆さんもということで、厚生省というんですか、だから皆さんそういうのを使われているのかどうか質問します。それと、抗体検査キット、これが、周りの町で洋服屋さんで売っていたという、これも商売ですから、早めにこういうものを対応するっていうのもまた一つの商魂というか、ビジネスなんだなと思いましたがけれども、こういった抗体検査キット、南幌町では確保していращやるのか、もししていなくて、こういう民間で買われて使用する時、注意点などあれば伺いたいと思います。

それと無料PCR検査というのもあったんですけれども、そういったのは南幌町でも薬局かどこかあるのかどうか、御存じなのかどうか、お聞きしたいと思います。

健康子育てG主幹 まず、厚生労働省が進めている接触確認アプリにつきましては、これはいろんなイベントやお店など、いろんなところに行った時に、そこで、アプリをとって、そしてその時点で陽性者が出たらお知らせが来るというシステムです。ただ、お知らせアプリですが、あまり機能していないのではないかとすることはちょっと聞いております。確かに私も、当初接触アプリだということで、毎回お店に行ったらやっていたところですが、いつの間にかやらなくなったというのが現状で、接触アプリの情報を届いたよということもあまり身近に聞かないものですから、あまり機能してはいないのではないかなというふうに感じております。ちょっと、その辺の情報も私、ちょっと疎いものですから、ちょっとわからないところではございますが、そういう感じを受けております。また、抗原キットにつきましては、薬局で基本的には売っているかと思えます。ただ、感染症が流行っている段階では、それもなかなか手に入らないということも聞いてはいました。また無料PCRにつきましても、まだ国、北海道のほうでもやっているということを聞いていますので。南幌町では実はやっているところはないです。それも確認をしました。まず、長沼のツルハではやっていて、なんで南幌のツルハはやっていないのかというところですが、これは調剤薬局をやっていないからできない状況です。まず、薬剤師がいないということでは、PCRの無料検査の事業には乗れないということで、ツルハはできません。あとのやっている南幌町では2カ所ありますが、そちらにつきましても確認したところ、1カ所については場所の確保ができないということと、もう1点は人材の確保がちょっと難しいということで、薬剤師会からかなり推奨されていたところですが、お断りしたところですのでということで御返事は聞いております。以上です。

内田委員 ありがとうございます。私もあまり、ただ調べることなく、感情面で、皆さんにコロナワクチンについて最初からずいぶん質問をしたなど、そういう点で、

今何回か質問していて、やっと何かこうたどりつけた。これは感染症というから風邪かなと思うんですけど、5類というんですか伝染病の何か専門用語で言えば、だけれどもやっぱり早くインフルエンザになっていただくために、変わらず、その消毒、手指消毒、マスク、もっとうこういったことだけはきちっとやり続けていかなければいけないというところにたどり着けました。ありがとうございます。

佐藤委員 すみません、先ほど説明受けたんですけども、子育て支援アプリの件ですけれども、もう少し知りたいことがあるんですけども、これというのはお子さん一人ひとりの情報が町と共有されるということになるのでしょうか。それと、あまりいないと思うんですけども、スマホの機械をお持ちでない方に対しては、どういう対処をされるのかということと。それと母子手帳ということですけども、今までの母子手帳は紙の媒体だったので1冊だったんですけど、例えば父親と共有できるなど、何かそういうこともできるものなのか、そのところをお聞きしたいです。

健康子育てG主幹 まず、お子さんの情報が保護者と町で共有できるのかというところですが、この母子手帳アプリですが、保護者の方が自分で、成長曲線や予防接種の管理などというものを入力して自分で管理するということと、アプリの登録は本名とするものではなくて、私たちが、誰が登録しているかはわからない状況になっています。ですので、町と保護者がそのアプリを共有できるかというのは、結論から言うとはできません。ただ町が、例えば何歳から何歳、何年何月生まれから何年何月生まれの方に町の情報を送るということとはできます。ですので、ピンポイントにこの方に情報をお知らせするというのではなくて、月齢でお知らせすることは可能です。また母子手帳アプリのメリットとしましては、保護者の方が、例えばホームページでいろんな情報が更新がされているかと思うんですが、保護者の方が見に行って、ホームページから必要な情報を選んで見るということが基本だと思うんですが、この母子手帳アプリになりますと、ホームページで、母子情報や子育てのいろんなタイムリーな情報が、アプリを入れたら飛んでいくようになっていますから、興味がなくてホームページをもし開かなかったとしても、そこに情報が入ってくるということでは、こういうことやっているんだというふうにいち早く情報が得られるということがあります。母子手帳を父親と共有できるのかというところですが、このアプリはできます。父親もできますし、おじいちゃん、おばあちゃん、パスワードなんかちょっとどういう形で見えるかわからないですけど、たぶん暗証番号やパスワードなど何かあると思うんですが、そういう番号で共有して見られることができますので、例えばそこに写真、タイムリーな赤ちゃんの写真などを入れると、おばあちゃんが遠くにいても見られるという状況になってございます。先ほど課長からもありましたけど、災害時に役立てられるということで、もし母子手帳をなくしたりとか、あるいはスマホをなくしたり、あるいは変えたりというところで、バックアップがとれておりますので、ここについてはどういう状況になっても、それは保存されるということになっています。

佐藤委員 情報セキュリティの上で、共有ということになれば、いろいろ難しい問題も出てくるのかなと思ったんですけども、今の御説明であれば、町側から情報を流していただいて、スマホにあれば忘れないようになるという、そういう利便性があるということでした。それと先ほど、父親も一緒にわかるということでは、最近はや

っぱり一緒に子育てするという家庭がすごく多いので、お子さんの情報を父親にもしっかりとわかっていただくという部分ではいいのかなというふうに思いました。わかりました。以上です。

本間委員長 ほかに質問はございませんか。(なしの声)

ないようなので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

職員の入替えがございますので、3時まで休憩いたします。

(午後2時49分)

(午後3時00分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

介護保険特別会計の説明をお願いいたします。

保健福祉課長 それでは、議案第24号 令和4年度南幌町介護保険特別会計予算の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。15ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、本年度予算額158万4,000円。介護保険事務全般に要する費用を計上しています。

次に、2項1目賦課徴収費、本年度予算額65万1,000円。保険料の賦課徴収に要する費用を計上しています。

16ページをごらんください。3項1目認定調査等費、本年度予算額580万3,000円。介護支援専門員報酬、主治医意見書など、認定調査に関する費用を計上しています。

2目認定審査会共同設置負担金、本年度予算額227万5,000円。栗山町、由仁町の3町で共同設置している審査会の負担金を計上しています。次ページをごらんください。

4項1目計画策定委員会費、本年度予算額252万8,000円。介護保険事業計画の進捗状況の評価を行うための委員会開催と第9期の事業計画策定に向けて高齢者を対象とした実態調査を行うための費用を計上しています。

18ページをごらんください。2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額2億620万円。要介護1から要介護5までの方の居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

2目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額1億7,300万円。グループホームや認知症対応型デイサービス等による給付費を計上しています。

次に、3目施設介護サービス給付費、本年度予算額2億8,100万円。食費、居住費を除いた特別養護老人ホームなどの施設入所に係る給付費を計上しています。次ページをごらんください。

4目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額120万円、福祉用具購入に係る給付費を計上しています。

5目居宅介護住宅改修費、本年度予算額160万円、住宅改修に係る給付費を計上しています。

6目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額3,200万円。居宅で介護サービスを利用する際のケアプラン作成料を計上しています。

次、19ページ下段から20ページにかけての特例の名称がつく給付費は、償還払いの場合の本人申請に基づくもので、例年、科目設定をしていましたが、令和4年度の予算書よりそれぞれの該当する給付費に含めた計上を行うことといたしましたので、該当する給付費の説明の欄に記載しております。これ以降においても同様の内容がありますが説明は省略させていただきますのでご了承ください。

20ページをごらんください。2項1目介護予防サービス給付費、本年度予算額2,260万円。要支援1と要支援2の方の居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

次に、2目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額20万円。

次に、3目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額30万円。要支援認者の福祉用具の購入に係る給付費を計上しています。次ページをごらんください。

4目介護予防住宅改修費、本年度予算額120万円。要支援認定者の住宅改修に係る給付費を計上しています。

5目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額400万円。居宅で介護予防サービスを利用する際の、ケアプラン作成料を計上しています。

22ページをごらんください。3項1目審査支払手数料、本年度予算額66万円。介護サービス、並びに介護予防サービス等の審査支払手数料を計上しています。

4項1目高額介護サービス費、本年度予算額1,840万円。

2目高額介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、サービス利用の負担限度額を超えた部分について支給する給付費を計上しています。

続きまして、5項1目高額医療合算介護サービス費、本年度予算額350万円。次ページをごらんください。

2目高額医療合算介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、1年間に支払った介護と医療の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給する給付費を計上しています。

6項1目特定入所者介護サービス費、本年度予算額2,400万円。

2目特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、食費、居住費の自己負担に伴う低所得者に係る給付費として計上しています。なお、保険給付費全体では2.28%、1,799万6,000円の減額となっています。

24ページ中段をごらんください。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額783万3,000円。要支援1・2の予防給付の訪問介護と通所介護や住民主体のサービスなどに係る経費を計上しています。24ページから次ページにかけて、2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額82万8,000円。予防給付における個々の計画作成に係る経費を計上しています。

25ページから26ページにかけて、3目一般介護予防事業費、本年度予算額463万3,000円。健康な高齢者が取り組める介護予防事業に係る経費を計上しています。本年度の新規事業としまして、町民を対象としたフレイル予防講演会を開催し、生活習慣病や介護予防に関心を持ち日常生活で取り組んでいただけるよう普及啓発を行います。

2項1目包括的支援事業費、本年度予算額43万5,000円。総合相談や権利擁

護、介護支援専門員の資質向上に要する研修会負担金を計上しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額1万5,000円。在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療関係者と介護事業者との連携をすすめていくもので、本年度は南空知4町で研修会を予定しています。

3目生活支援体制整備事業費、本年度予算額375万円。主に生活支援コーディネーター配置に要する経費で、社会福祉協議会に事業委託しています。

26ページから次ページにかけて、4目認知症総合支援事業費、本年度予算額33万5,000円。認知症の方や家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症サポーター養成講座に加えて、本年度は、養成講座を受講済みの方を対象としたステップアップ講座を実施し、認知症の方を地域で支えるための経費を計上しています。

5目地域ケア会議推進事業費、本年度予算額15万3,000円。地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援型地域ケア会議の充実を図るための研修会開催に係る経費を計上しています。

27ページから28ページにかけて、6目任意事業費、本年度予算額960万7,000円。介護者のつどい、配食サービスなどに係る経費を計上しています。

28ページ中段をごらんください。4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、本年度予算額2,000円。基金及び利子を積み立てるものです。次ページをごらんください。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額15万円。被保険者が所得更生を行った場合などに過年度分の保険料の還付が発生するため、実績を考慮し計上しています。

2目償還金、本年度予算額1,000円。科目設定でございます。

6款1項1目予備費、本年度予算額100万円、前年同額で計上しています。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。31ページをお開きください。1特別職と32ページの一般職との合計で306万5,000円計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億5,685万4,000円。1節現年度分で1億5,665万4,000円、第1号被保険者数2,604人、収納率99.0%で計上しています。2節滞納繰越分、本年度予算額20万円。実績を考慮し計上しています。

続きまして、2款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億3,750万3,000円。施設等給付費の15%、居宅給付費の20%を計上しています。なお、2節過年度分につきましては、11ページの道支出金まで科目設定としていますので、説明は省略させていただきます。

次に、2項1目調整交付金、本年度予算額4,303万8,000円。施設等給付費及び居宅給付費の5.5%分、地域支援事業費（総合事業分）の5%分を計上しています。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業 本年度予算額265万4,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の20%を計上しています。

10ページをごらんください。3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、本年度予算額547万8,000円。包括的支援事業・任意事業費の38.5%を計上しています。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額162万9,000円。令和3年度の実績に応じた交付金額を計上しています。

5目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額162万9,000円。介護予防、健康づくり等に資する取組みを重点に行う市町村に対して交付されるものであり、令和3年度の実績に応じた交付金額を計上しています。

続きまして、3款1項1目介護給付費交付金、本年度予算額2億802万4,000円。2目地域支援事業交付金、本年度予算額358万3,000円。1目、2目ともに給付費および事業費の27%を交付金として計上しており、財源は第2号被保険者の保険料でございます。次ページ中段をごらんください。

4款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億1,289万6,000円、施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道負担分を計上しています。

続きまして、2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、本年度予算額165万9,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業本年度予算額273万9,000円 包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。

12ページをごらんください。5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円。介護給付費等準備基金積立金の利子を計上しています。

続きまして、6款1項1目介護給付費繰入金、本年度予算額9,630万6,000円。施設等給付費並びに居宅給付費の12.5%、の町負担分を計上しています。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業 本年度予算額165万8,000円 介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援 本年度予算額273万8,000円 包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額1,146万6,000円。別枠公費による繰入金で、保険料第1段階から第3段階の方に対する軽減分でございます。次ページをごらんください。

5目その他一般会計繰入金、本年度予算額1,284万円、歳出の1款で説明しました総務費のうち総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、計画策定委員会費の事務費を一般会計負担として計上しています。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、本年度予算額727万5,000円でございます。

続きまして、7款1項1目繰越金、本年度予算額200万円。令和3年度繰越金を見込み計上しています。

続きまして、8款1項1目第1号被保険者延滞金、14ページの2項1目第三者納

付金及び2目返納金、予算額それぞれ1,000円につきましては科目設定でございます。

3目雑入、本年度予算額7万円、地域支援事業の利用者負担金などを計上しています。

以上 歳入歳出、本年度予算額8億1,204万3,000円、前年対比で1,877万7,000円の減額でございます。

以上で、議案第24号 令和4年度南幌町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 地域支援事業について、いろんなことがお休みされているというか、寂しく思っている方がほとんどですけれども、これはいつ頃どのような、どこから開催されるのか。一遍にみんなが同時にできるマージャンや何かができるのでしょうか、それとも何を基準で開催されていくのか伺います。

それともう1点。地域リハビリテーション活動支援事業、昨年新規事業から変わったと思うんですけど、内容と今後についてということで2点伺います。

高齢者包括G主幹 まず1点目の、地域支援事業に関してです。まず、地域支援事業の優先順位という話でしたが、今、まん延防止等重点措置期間であります、町内の住民における施設利用が可能であることから、シャキッと運動に関しましては、あいくる開催は参加者を半分に分けて火曜日と金曜日のコース、また、ふれあい館に関しましてはもともと参加者人数も少ないことから木曜日1回の開催で継続して行っている状況です。まん延防止措置が終了となる時期におきましては、新年度の事業も始まるということもあります。例えば、水中運動教室は、4月の広報で周知をかけ、例年であれば5月から開催となりますので、感染対策を講じながら水中運動も開催の予定をしておりますし、また現在、開催を見合わせていますサロンやボランティア活動に関しましても、コロナ感染対策に関しましては、今に始まったことではありませんので、令和2年度の当初から感染対策を講じて、なるべく継続して行えるような環境づくりを行っておりますので、早くしなさいよという言葉がけはないものの、また少し落ちついた段階で、開始できるのではないかと想定しています。また、運動事業やサロンにかかわらず、今回予算資料に掲載しています地域支援事業の主な予算の中では、高齢者のフレイル対策として、冒頭の説明もありました、自主的に予防に取り組むための住民向けの講演会や、近隣4町と行う研修会の実施、また、高齢者の生活における地域課題を把握して検討を行う会議というものがあるんですけども、そういった令和4年度の予算に計上させていただいた内容を、コロナによってできないということがないように、できる限りコロナの状況を鑑みながら、うまく対応して事業が遂行できればと考えております。地域支援事業の優先順位は、以上です。

続きまして、地域リハビリテーション活動支援事業です。この事業に関しましては、令和3年度より新規事業として展開させていただいております。第7期計画時におきましてはこの事業はなくて、その前は、貯筋力アップ事業、また元気応援ネットワーク事業というところで展開させていただいておりました。この事業に関しましては、貯筋力アップは、DVDを見てサロンや老人会などで運動を行うというような事業で

したが、南幌町の介護施設または病院の中に、リハ職がたくさんいると言いますか、配置されているものですから、そのリハビリ職の専門の方たちを、何とか活用と言いますか、お願いをして、生活機能改善に向けた取り組みをもう一步進めていくというところで、地域リハビリテーション活動支援事業を令和3年度から開催しているものです。令和3年度の実績を申しますと、全部で6回開催しております。老人会に行ったり、また介護者の集いであったり、14区のカフェサロンに行ったりなど、それぞれ町立病院の理学療法士の先生、また、特別養護老人ホームの介護福祉士の方、老健ゆうの作業療法士の方などを依頼して行っています。で、1月、2月も実は予定をというところで入れさせていただいていましたが、やっぱりコロナのまん延防止というところで中止させていただきたいということがありましたので、1月、2月分は残念ながら中止となっております。参加人数にいたしますと89名の方たちに参加いただいているというところで、まだまだ計画値の数字には全然追いついてはいないんですけども、順次コロナの対策の環境を整えながら、また周知啓発して事業を進めていければなと考えております。以上です。

内田委員 ありがとうございます。こうして聞いていると。コロナがいろんなことを変えてくれるというか、新たなことも発見できて、辛さゆえに、皆さんの思いを変えながら挑戦していくということがわかってきました。大変ありがたいなと思います。町民の方はやっぱり寂しがって早く始まるといいなと楽しみにしているものですから、これから、ぜひ元気な高齢者のためによりしくお願いしたいと思います。私、DVDの運動そういえば老人会でしました。なかなかきつかったなと思います。

高齢者包括G主幹 事業自体はなくなりましたが、DVDを活用して、運動している、サロンや老人の方もいらっしゃいます。

内田委員 本当まめに来ていただいてよかったなと。今後ともよろしく願いいたします。

本間委員長 ほかに。

西股委員 昨年行った議会の報告懇談会の中で、町民の方から、介護保険料何とかならないのだろうかという意見というか、そういうような質問がありました。今、南幌町は決して高いという位置ではないですけれども、今後、夕張みたいな状況になってくると、月に8,000円ぐらいの確か保険料だったかなというふうに思えるんですが。その方も年金生活者だったということもあるので、年金から直接天引きされる金額がどんどん大きくなってくると、非常にやっぱ苦しいというような意見でしたので、今後の推移として、やはり保険料を抑制できるような方法というのが何かないのかなというところの方策があれば、聞きたいなというふうに思います。お願いしたいと思います。

高齢者包括G主幹 介護保険料の、今後大きくなる負担のことについて御説明させていただきます。南幌町の介護保険におきましては、基準額は、現在御承知のとおり5,550円。全国の平均は6,014円。道の平均は5,693円と平均を下回っている状況ではありますが、御承知のとおり、介護保険料は3年に1回見直しが行われます。また見直しを行い、4期計画時から今回の第8期計画時におきましてはやはり徐々に高くなっておりまして、被保険者の皆さまには大きな負担を強いられている

ことと感じています。介護保険制度におきましては、御承知のとおり、介護保険料と公費、国や道、町公費で賄われているものですから、保険給付費、各種事業については、これらの財源を活用して運用されているところです。第8期介護保険事業計画におきましては、高齢者は増えて、また、サービス利用においても増えるという推測をしております。こういった状況の中で、介護保険料を低くするとか、また各種事業を縮小するというようなことなどは、高齢者におけるサービスの停滞を招くおそれもあるというところから、非常に厳しいのが現実かと感じております。ただ、そのような状況の中で、介護保険料の上昇を少しでも制限するというか、少なくする方策と言えば、やはり要介護認定者の増加を防ぎ、介護サービスの給付費を増大させないということだと考えています。それには、要支援、要介護認定者に陥るようなことがない介護予防または重度化防止に向けた取り組みが、今後一層、重要視されるのではないかと考えています。そのためには、現在事業化している介護予防事業の取り組みはもちろんでありますが、生活習慣予防における対策についても、地域で総合的に展開していくことが、今後重要でないかと考えております。介護予防事業では、先ほど御説明しました、令和3年度から展開している地域リハビリテーション活動支援事業を通して、生活維持向上を図る観点から進めておりますが、介護予防事業以外では、先ほど住民課長の予算説明の中でもありました、高齢者の保健事業と介護予防の一体化というものが、厚生省のほうで令和6年度まで各自治体で取り組むことを目標に掲げている事業があります。この事業において、本町では令和2年度から後期高齢者医療担当課と一緒に進めているところであります。また、この高齢者の保健事業と介護予防の一体化ということですが、なかなか聞きなれないというところで御説明させていただきますが、主な内容は、高齢者に対する個別支援、専門用語になりますが、ハイリスクアプローチといいまして低栄養防止や生活習慣病の重症化予防、また重複投薬者の相談や指導、また健康状態の不明な高齢者の把握を行い、課題分析、または疾病が要因で要介護状態に陥ることを予防するような取り組みとなっております。また、ポピュレーションアプローチといいまして、これにつきましては、通いの場を利用して積極的専門職を活用しながら、フレイル予防やフレイル状態の高齢者の把握を行うということになっております。現在、コロナの感染症が長期化となっております、なかなか収束しない状況の中、集合して行う事業は開催が困難な場合もあります。ただ、現在の運動事業をできるだけ継続して参加できる体制づくりをさらに努めまして、先ほど説明しました、一体化におけるハイリスクアプローチを含めて行いながら、重症化予防に取り組み、違った目線から要支援や要介護認定者の増加を抑制できればと考えています。以上です。

西股委員 私もだんだん近づいてきているみたいですが。予防という部分、いろいろ事業をやられているのは確かですが、それに参加する方が、ちょっとやはり頭打ちになっている可能性もあるのかなというふうに思います。同じような顔ぶれの方が、いろんなものに取り組んでいるというような形になるので、もう少し底辺を広げるような形で参加者を募るというような方策もどんどん組み入れてほしいなというふうに思います。以上、要望して終わります。

本間委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

質問がないようなので、質問を終了させていただきます。

職員の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 3 3 分)

(午後 3 時 3 5 分)

本間委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序 6 番目、国民健康保険特別会計。関連議案といたしまして、議案第 1 8 号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての説明をお願いいたします。

住民課長 議案第 2 0 号 令和 4 年度 南幌町国民健康保険特別会計予算の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。予算書 1 3 ページをごらんください。1 款 1 項 1 目一般管理費、本年度予算額 4 0 1 万 5, 0 0 0 円。国保業務システム改修をはじめ、国民健康保険全般に係る事務処理経費を計上しています。

2 目連合会負担金、本年度予算額 9 5 万 2, 0 0 0 円。北海道国保連合会への負担金を計上しています。

次ページ、2 項 1 目賦課徴収費、本年度予算額 6 4 万円。国保税の納付書等の作成、口座振替手数料などの経費を計上しています。

次に、3 項 1 目運営協議会費、本年度予算額 2 1 万円。国保運営協議会委員 9 名分の報酬、費用弁償などの経費を計上しています。

次ページ、4 項 1 目医療費適正化対策事業費、本年度予算額 8 1 万 3, 0 0 0 円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを計上しています。

次に、5 項 1 目収納率向上対策事業費、本年度予算額 3 5 1 万 3, 0 0 0 円。次ページにかけまして、滞納データ整理などに係る会計年度任用職員一般事務報酬、職員時間外勤務手当などの保険税収納率向上対策に係る経費を計上しています。

続きまして、2 款 1 項 1 目療養諸費、本年度予算額 5 億 5, 6 4 7 万 5, 0 0 0 円。北海道国保連合会に対する、入院、入院外、歯科、調剤などに関する療養給付費負担金 5 億 5, 0 0 0 万円、補装具制作などに関する療養費負担金 5 0 0 万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

次に、2 目高額療養費、本年度予算額 8, 2 2 0 万円。次ページにかけまして、被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費として高額療養費負担金 8, 2 0 0 万円、高額介護合算療養費 2 0 万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

次に、3 目出産育児諸費、本年度予算額 3 3 6 万 2, 0 0 0 円。出産育児一時金として、1 件当たり 4 2 万円、出産予定件数 8 件を見込み計上しています。

次に、4 目移送費、本年度予算額 1 0 万円。医師の指示による緊急的な移送に係る費用として移送費交付金を計上しています。

次に、5 目葬祭諸費、本年度予算額 3 0 万円。葬祭費として、1 件当たり 3 万円、1 0 件分を見込み計上しています。

次に、6 目傷病手当金、本年度予算額 3 0 万円。傷病手当金は、新型コロナウイルス

ス感染症の感染等により、労務に服することができなくなった被保険者に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するもので、支給額は、国から示された算定式に基づき支給します。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道において決定された通知額を、それぞれ計上するものです。

1項1目医療給付費分、本年度予算額1億9,557万5,000円。一般医療給付費分として計上しており、次ページ、退職被保険者等分については前年度精算分を計上しています。

次に、2目後期高齢者支援金等分、本年度予算額5,428万5,000円。後期高齢者支援金等分を計上しています。

次に、3目介護納付金分、本年度予算額2,096万5,000円。介護納付金分を計上しています。

次の、4款1項1目、共同事業拠出金につきましては科目設定です。

続きまして、5款1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,782万9,000円。20ページにかけまして各医療保険者に義務付けされている、特定健康診査及び特定保健指導等などに係る経費を計上しています。特定健診受診率向上対策として、健康ポイント制度などの費用のほか、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをA I等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を計上しています。なお、健康ポイント制度では、健康ポイントから取得するチケットの利用可能施設の一部拡大を図り、利用促進及び付加価値を高めてまいります。

次に、2項1目保健衛生普及費、本年度予算額390万3,000円。被保険者の健康づくりのため、人間ドック健診事業等への助成、医療費通知、高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種助成に係る費用を計上しています。

次ページ、6款1項1目基金積立金、本年度予算額1万円。国民健康保険事業特別会計基金利子積立分を計上しています。

次の、7款1項1目財政安定化基金償還金につきましては、科目設定です。

続きまして、8款1項1目保険税等還付金、本年度予算額70万円。保険税の過年度還付金として計上しています。

次に、2目保険給付費等交付金償還金及び3目その他償還金につきましては、科目設定です。

次ページ、2項1目直診施設勘定繰出金、本年度予算額95万円。直診施設勘定繰出金では、病院事業会計繰出金として、道保険給付費等交付金のうち、直診施設整備に対する特別調整交付金分を町立病院へ繰出すもので、本年度は、除細動器及び輸液ポンプの更新に係る補助金相当額を計上しています。

次に、9款1項1目予備費、本年度予算100万円。実績等を考慮し、前年度対比50万円を減額して計上しています。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。23ページをごらんください。1特別職です。本年度、その他特別職9名で、国保運営協議会委員の報酬18万6,

000円を計上しています。次ページにまいります。

2 一般職です。本年度、会計年度任用職員6名に係る報酬507万円。期末手当50万1,000円、共済費91万円と、住民課、税務課及び保健福祉課職員計11名分の時間外勤務手当159万7,000円、合計で807万8,000円を計上しています。次ページ以降については、その内訳となっておりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。1款1項1目国民健康保険税、本年度予算額2億413万8,000円。1節から3節につきましては、現年課税分として、いずれも必要額を見込み収納率97%で計上しています。4節から6節につきましては、滞納繰越分として、いずれも実績を考慮し、計上しています。なお、現年課税分については、令和4年3月末に予定されている地方税法等の改正に伴う課税限度額の引き上げを見込み計上しています。また、同時審査いただきます、南幌町国民健康保険税条例の一部改正におきまして、未就学児の被保険者均等割額について、その5割の軽減措置を見込み計上しています。

続きまして、2款1項1目手数料、本年度予算額1,000円。科目設定です。

次ページ、3款1項1目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円。科目設定です。

続きまして、4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算額6億6,865万5,000円。1節保険給付費等交付金（普通交付金）、6億4,243万6,000円。本町の保険給付の実績に基づき北海道から交付され、本町から国保連合会などに対し、保険給付費として支払うものです。

2節、保険給付費等交付金（特別交付金）、2,621万9,000円、説明欄 保険者努力支援分では、特定健診・保健指導の実施などの取組の指標に対する交付として、454万4,000円、特別調整交付金分（市町村向け）では、医療費適正化に係る費用などに対する交付として、1,395万2,000円、道繰入金（第2号分）では、レセプト点検や収納率向上の積極的な取組に対する、いわゆるインセンティブ分として558万3,000円、特定健康診査等負担金では、特定健診に係る負担分として214万円を、それぞれ計上しています。

次に、2項1目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円。科目設定です。

次ページ、5款1項1目、利子及び配当金、本年度予算額1万円、国民健康保険事業特別会計基金積立金の利子分を計上しています。

続きまして、6款1項1目、一般会計繰入金、本年度予算額7,002万9,000円。一般会計繰入金については、国が定める一般会計が負担すべき繰入基準に基づき計上しています。説明欄、国民健康保険基盤安定繰入金5,242万円の内訳としては、保険税軽減分として、応益分の軽減相当額を公費で財政支援するもので、財源は道4分の3、町4分の1で、3,325万2,000円です。また、保険者支援分として、保険税軽減（応益分の7割、5割、2割）の対象者数に応じて、公費で財政支援するもので、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、1,916万8,000円です。いずれも、補助金は一般会計の歳入で受け、町負担額と合わせて、本特別会計に繰り入れるものです。

次の、未就学児均等割保険税繰入金は、歳出で説明しました未就学児均等割保険税 5 割の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国 2 分の 1、道 4 分の 1、町 4 分の 1 で、59 万円を計上しています。

次の、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金は、市町村国保の財政安定化のため、地方交付税で措置され、一般会計から国保会計へ繰り入れるもので、1,159 万 2,000 円を計上しています。

次の、国民健康保険出産育児一時金等繰入金は歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 を計上しています。

続きまして、2 項 1 目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、本年度予算額 387 万 1,000 円。国保財政の安定化を図るため財源調整分を計上しています。次ページにまいります。

次ページ、7 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 100 万円。令和 3 年度からの繰越金を見込み計上しています。

続きまして、8 款 1 項 1 目延滞金から 2 項 2 目過誤払給付費返納金までは、科目設定としています。

次の、3 目雑入、本年度予算額 39 万 2,000 円。特定健診に係る一部負担金を計上しています。

以上 歳入歳出それぞれ、本年度予算額 9 億 4,810 万 1,000 円、前年度対比で 1,303 万 8,000 円、1.4%減額の予算編成となっています。

以上で、議案第 20 号 令和 4 年度 南幌町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、関連議案の、議案第 18 号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、説明をいたします。別途配布しています、議案第 18 号資料新旧対照表をごらんください。

初めに、改正の概要について申し上げます。本条例の改正につきましては、令和 3 年 6 月 11 日に公布された、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による、地方税法の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、当該未就学児に係る均等割額について、その 5 割を公費により減額するものであります。なお、公費による負担割合は、国 2 分の 1、道 4 分の 1、町 4 分の 1 となり、町負担額と合わせて、一般会計からの繰り入れとなるものです。

新旧対照表、左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第 3 条及び第 5 条は、見出しについて規定の明確化を図るため、改めるものです。

次に、第 6 条の規定は、見出しについて規定の明確化を図るために改めるほか、法令の改正に伴い、第 26 条に第 2 項を追加するため、引用する条項を改めるものです。

次ページ、第 7 条から次ページ第 14 条までは、見出しについて規定の明確化を図るため、それぞれ改めるものです。

次に、第 18 条の規定については、法令の改正に伴い、規定を整理するものです。

次に、第26条の（国民健康保険税の減額）の第1項第1号から次ページの第2号及び第3号までの規定については、地方税法の改正に伴い、項が追加されたため、それぞれ引用する法令の条項を改めるものです。次ページをごらんください。

第26条に新たに第2項を追加するものです。地方税法及び施行令の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について規定するもので、減額は、被保険者の均等割額において、低所得者世帯に係る法定軽減措置である7割、5割、2割の減額した後の額に対して10分の5を乗じた額となります。第1号では、基礎課税額の均等割額、次ページ、第2号では後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、それぞれ減額する額を規定するものです。

次に、第26条の2の規定は、第26条に第2項を追加するため、引用する条項を改めるものです。

次ページ、附則の改正になります。

附則第3項については、本則、第26条に第2項を追加するため、引用する条項を改めるほか、地方税法の改正に伴い、引用する法令の条項を改めるものです。

次に、下段、第4項から、最終の14ページ、第14項までの改正規定は、本則、第26条第2項を追加するため、それぞれ引用する条項を改めものです。

附則として、第1項、施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項は、適用区分を規定するものです。

以上で、関連議案、議案第18号の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。（なしの声）

質疑はないようですので、終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（午後3時56分）

（午後3時57分）

本間委員長 それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

審査順序7番目、後期高齢者医療特別会計。説明をお願いいたします。

住民課長 議案第25号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。予算書9ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、本年度予算額192万2,000円。システム保守など一般事務に係る費用を計上しています。

次に、2項1目徴収費、本年度予算額40万9,000円。保険料徴収に要する費用を計上しています。

次ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億1,704万1,000円。ここでは、広域連合の構成員である市町村が納付する負担金を計上しています。

事務費負担金の内訳は、均等割が111万2,000円、75歳以上の高齢者人口割が126万3,000円、市町村人口割が141万9,000円となっています。

次の、保険料等負担金につきましては、本町が徴収する保険料と延滞金を広域連合へ納付するものです。

次の、保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分を広域連合に納付するもので、財源につきましては、北海道が4分の3、本町が4分の1をそれぞれ負担し、いずれも一般会計で措置をしています。

続きまして、3款1項1目保険料還付金、本年度予算額12万円。実績を考慮し計上しています。

続きまして、4款1項1目予備費、本年度予算額10万円。前年同額を予算計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款1項1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額8,094万5,000円。1節現年度分8,091万5,000円、2節滞納繰越分3万円です。後期高齢者医療保険料は、広域連合が算定したもので、予定収納率は100%で予算計上しています。なお、保険料につきましては、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。令和4年度、5年度の保険料率につきましては、2月18日開催の広域連合議会定例会において改正案が可決されています。

改正後の保険料率は、均等割では、5万1,892円、前回と比較しまして156円の減額、所得割の負担率は10.98%で変更はありません。限度額につきましては、66万円で2万円の増額となっています。

続きまして、2款1項1目手数料、本年度予算額1,000円。科目設定です。

続きまして、3款1項1目事務費繰入金、本年度予算額622万5,000円。事務費繰入金のうち町業務分につきましては、歳出で説明しました、総務費と予備費の合計額を計上しています。広域連合共通経費分につきましては、歳出の広域連合納付金のうち事務費負担金と同額を計上しています。

次に、2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額3,230万円。歳出の広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金と同額を計上しています。保険料軽減額を町が4分の1、道が4分の3の割合で負担するものです。道の4分の3の負担額は、一般会計の歳入で受け、町負担額と合わせ、本特別会計に繰り入れし、歳出で一括、広域連合に納付するものです。

次ページ、4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円。令和3年度からの繰越金として科目設定しているものです。

続きまして、5款1項1目延滞金、科目設定です。

次に、2項1目雑入、本年度予算額11万9,000円。実績を勘案して計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額1億1,959万2,000円、前年度対比で372万1,000円、3.2%増額の予算編成となっています。

ここで、国の後期高齢者医療制度の改正についてご説明させていただきます。別途配布しました、後期高齢者医療制度に関するお知らせをごらんください。後期高齢者医療制度につきましては、令和3年6月11日に公布された、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、本年10月1日から後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しが行われ、被保険者のうち、現役並み所得以外の被保険者であって、一定所得以上の方については、窓口負担割合が1

割から2割になります。2割負担の対象となるかどうかについては、課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定されることになります。なお、新たに2割負担の対象となる方については、3年間の配慮措置があり、1か月の負担増加額の上限が3,000円まで抑えられます。制度改正の内容につきましては、別途パンフレットを配布させていただきましたので、後ほど、参考としてごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第25号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、本日予定しておりました審査項目が終了いたしましたので、明日10日午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後4時10分)

予算審査特別委員会記録

(2日目 R4.3.10 9:30 ~15:40)

本間委員長 それでは、昨日から延会となっておりました予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名全員であります。

それでは、早速、審査順序8番目、第5款農林水産費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 5款1項1目農業委員会費、本年度予算額777万7,000円。農業委員会運営経費として599万5,000円。事務局経費として178万2,000円を計上しております。増減の主なものは、道営基盤整備事業の西幌地区の換地処分に伴い、農地台帳データの更新及び農地情報システムの更新により136万4,000円増額となっています。

産業振興課長 予算書は、95ページです。予算資料は、13ページから14ページになりますので、あわせてごらんください。2目農業振興費、本年度予算額5億3,750万1,000円。農業振興経費では、総合農政推進協議会開催経費、農業気象情報システム運営費負担金、農業関係団体等への負担金や補助金など、169万2,000円を計上しています。

次に96ページ中段。有害鳥獣対策事業では、実施隊員の報酬、個体処理手数料、捕獲委託料、狩猟免許取得支援助成金など304万1,000円を計上しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会への補助金として、276万円を計上しています。

次に97ページ。耕地利用高度化推進事業では、西幌地区の貸出用畦塗り機1台の購入経費として213万4,000円を計上しています。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む重点施策事業に対して行う補助金400万円を計上しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地、農業水利施設の整備に伴う農家の負担軽減措置の負担金と工事に伴う休耕による農家の所得損失の補てんのための負担金として2億9,726万2,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で2億236万円、起債で4,020万円の総額2億4,256万円を計上しています。

次に、スマート農業推進事業では、RTK基地局の回線利用料として10万2,000円を計上しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、平成24年度までに認定農業者等が借入を行なった農業経営基盤強化資金の利子補給補助金、232万9,000円を計上しています。

次に、担い手育成対策事業では、農婚塾負担金や4Hクラブ活動補助金のほか、新規就農支援として国の制度、農業次世代人材投資事業補助金、町独自のふるさと就農促進給付金、担い手育成対策奨励金など、693万1,000円を計上しています。

資料14ページ上段をごらんください。新規事業、担い手育成対策奨励事業として、

次代の農業を担う新規就農者を確保し、農業後継者の育成を図るため、経営開始時に支度金として1人につき10万円を支給します。予算書に戻ります。

98ページ中段。地産地消活動推進事業では、農産物加工センターの管理経費、キャベツキムチ町民還元事業経費など、292万円を計上しています。

次に99ページ。都市との交流と販路拡大事業では、グリーンツーリズム事業や日本ハムファイターズ主催ゲームでの農産物提供経費、36万円を計上しています。

次に、食育活動推進事業では、親子農業体験塾やバケツ稲づくり学習、中学生までの子育て世帯を対象に減農薬米「なんぼろピュアライスきたくりん」を支給する子育て支援米支給事業経費のほか、外部講師を招いて行う食育講演会など、467万5,000円を計上しています。

次に100ページ。多面的機能支払事業では、農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的に、分水区ごとに組織されている3つの活動組織への支援交付金と推進事務費、1億9,716万5,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で1億4,791万3,000円を計上しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全を重視した営農活動の普及・推進を目的に取り組む、農業者への補助金と推進事務費、1,213万円を計上しています。

次に、3目農地費、本年度予算額8,872万5,000円。土地改良事業経費では、道営経営体育成基盤整備事業 西幌地区ほか4地区の換地業務経費、国営造成施設管理体制促進事業補助金、南7線排水路改修工事費、高規格道路工事に伴う鶴城地区農道用地補償費など、8,057万9,000円を計上しています。

次に102ページの、農業集落排水事業特別会計繰出金は、特別会計予算で説明いたします。

次に106ページ。2項1目林業振興費、本年度予算額359万7,000円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布業務経費、町有林の倒木等処理経費のほか、地域材活用推進事業として、森林環境譲与税基金を活用し、町内企業が製作する道産木材を使用した道具箱を小学一年生に贈呈する経費など、359万7,000円を計上しています。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西股委員 ページ数、ちょっとこれは別ですけども、特に該当するページがないですけども、国のほうでみどりの食料システム戦略が法令化される見込みというふうになっているんですが、近々なってくるかなと思うんですが、これに対して、町としてどのような対応を考えているのか。近々なるのではないかなというふうには思います。農協のほうともこれについての協議をしているかどうか、その点について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

農政G主幹 みどりの食料システム戦略ですけども、内容としては、有機農業の取り組み面積割合を25%に拡大するという。化学農薬の50%低減、化学肥料の30%低減という、この3つが主な内容ということになるかと思います。現在の支援ですけども、環境保全型農業直接支援対策事業の中で、有機農業の取組と化学肥

料化学農薬の50%低減に対して補助金を出すという形で推進している状況です。みどりの食料システム戦略の中でも、特に有機農業の部分ですけれども、現在の国内の有機農業の取組面積割合が耕地面積の0.5%という状況です。有機農業については、作物の収量や品質が不安定になるといったことと販路の確保といった課題がある中で、この0.5%を25%まで拡大させるということで、かなり厳しい目標だと考えています。南幌町内の有機農業の取組面積についても現在0.5%程度ということで、国内の取組面積割合とほぼ同じような状況になっています。南幌町の場合、土地利用型農業ということで展開していますので、米と麦、大豆、ビートといったもので町内の耕地面積の約9割を占めておりますので、この状況で町内の有機農業面積の取組面積を拡大するというのはちょっと限界があるかなというふうには感じています。それと化学肥料と化学農薬の部分ですけれども、環境保全型農業直接支援対策事業の中で、堆肥と緑肥にあわせて化学農薬、化学肥料の50%低減という取組は行っていますけれども、これも全部の耕地面積に広げていくとなると作物の収量や品質に影響が考えられますので、収量や品質を落とさないような技術対策が必要になってくるのかなと思っています。農協との関係ですけれども、現在農協のほうで、全圃場対象に土壌診断という形で定期的に行っております。土壌診断結果に基づいて、過剰な肥料を投入するといった取組は行っておりますので、引き続きそういった取組をしていきたいと思っています。以上です。

西股委員 確か、目標年としては2050年までで進めるということですが、現行で生産しているイエス・クリーンの中では、たぶん有機の肥料も使うようになっていたのではないかなと。肥料は30%減でしたか、というような仕組みの中で生産されているということであれば、イエス・クリーンで考えれば、ある程度の面積は南幌町としてはいけるのかなというふうに思うんですが、蔬菜関係をはじめ、麦や大豆もそういうような取組がされているのであれば、ある程度ちょっと早めにそういうのもできるかなと思うんですが、現状どのようになっているのでしょうか。

農政G主幹 まずイエス・クリーンの考え方ですけれども、今言われたように、化学農薬については50%、化学肥料については30%低減ですので、みどりの戦略には一致していると思います。現在のイエスクリーンの状況ですけれども、米でいいますと、米の作付のうち13%程度になっています。そのほか野菜もキャベツ、ブロッコリー、ネギといったものについては、ほぼクリアしているのかなと思いますけれども、麦ということになってくるとちょっと厳しいのかなという感じをしています。以上です。

本間委員長 ほかに。

佐藤委員 資料の14ページ、食育活動推進事業の中の新規事業ですが、この事業の目的が農産物への理解促進などを目的に、食育を推進しますという内容でたくさんあるんですが、タイトルだけを見るとこれまでの事業と似たような感じも見受けられますが、他の事業と農業体験交流事業というのは、どのように違うのかということを1点。

それと食育講演会ですが、参加対象者等、どのような方を講師にお呼びするのかも。この2点よろしくお願いします。

農政G主幹 まず、農業体験交流事業ですけれども、昨年、令和3年からコロナの影響で、調理を伴うような料理教室の事業がちょっとなかなか思うようにできてなかったということから、その代わりとして、令和3年から既に実施しているものになります。内容としましては、保育園と幼稚園の園児の方に、農家の畑に行っていただいて、スイートコーンやトマト、ピーマンといった野菜の収穫体験を行うというものになっています。これを引き続き令和4年以降も計画しています。

次、食育講演会ですけれども、講師については、理学療法士の方で主にスポーツトレーナーをやられている方を想定しております。小学生にバケツ稲づくりや学習田といった農作業体験を行っておりますので、次のステップとして中学生向けに運動と栄養というのをテーマに、健康な体づくり、成長に食事が不可欠であるということを伝えることを目的として講演会の形で実施することを予定しています。以上です。

佐藤委員 この農業体験交流事業と今までの既存のいろんな体験、例えば親子農業体験、今のお話ですと親子農業体験塾など、ほかの事業と差別化するというか、このタイトルだけ見ると、中身がだいたい内容が似たような感じですがけれども、そういう部分では、今までの既存の事業の参加者が、どのぐらいいたのかということと、それと事業はたくさんあるんですけれど、その数を縮小してもっと充実したものにしていったほうがいいのではないかなという思いもあるんですが、そのこのところ、お聞かせください。

それともう一つ講演会のほうですけれども、素晴らしいと思うんですけれどもその中に、これは要望ですが、やっぱり食を通してSDGsを訴えていける良い機会になるので、ぜひそういう部分も入れていただけるように要望していただけたらと思います。最初の事業の内容ですけれども。

農政G主幹 まず、親子農業体験ですけれども、こちらについては募集を行って、参加者を募る形で行っております。こちらについては対象が親子ということで、お子さんだけの参加ではなくて親子を対象にしております。コロナの関係でここ2年ぐらいできてないということを、過去にやっている事例も数組であります。内容については、収穫体験ではなくて、収穫した後にジャム作りやピザ作りまで行うというのが農業体験事業になっています。今回の農業体験交流事業ですけれども、コロナの影響でなかなか食育事業が制限される中で、何とかできる事業ということで、保育園と幼稚園、これは募集ではなくて、全ての園児を対象として農業体験をしてもらおうというような内容になっています。以上です。

佐藤委員 一つずつ聞くとわかるんですけれど、タイトルだけ見るとちょっとわかりにくい部分もあるのかと思いますので、せっかくいい事業をたくさんされているので、やるのであればもう少し差別化されて住民の人にわかりやすいようにしていただきたいと思います。

本間委員長 ほかに。

石川委員 予算書の106ページにあります、林業振興費について。今年度はこの予算として359万円を計上していますけれども、昨年の予算の段階で見ますと157万円ということで、今年は200万から増えているということですが、その内訳はどういうことなのか。先ほど道具箱を作成するという話もしていましたけれども、道

具箱に200万円なんてかかるのかどうか、その辺りちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

農政G主幹 林業振興費の増額ですけれども、町有林内の倒木処理の関係になります。これまでの町有林の倒木処理については、町負担のない道の治山事業で整備を進めてきております。今回の増額については、道央圏連絡道路の長沼南幌道路の整備に伴って、南19線の防風林が使用となります。この補償が必要となることから、国から金銭補償を受けて町が伐採することになっております。伐採にかかる費用としては70万円程度ですけれども、防風林の樹木については、公共補償の評価額が高いということもありますので、実際に国から補償費として受け取る額についてはそれよりも大きくなります。確定していませんけれども、現時点で少なくとも340万円程度と見込んでいますので、国から受け取る補償費と実際にかかる伐採費用との差額分を財源として、整備が遅れています南15線の倒木整理作業に充てているということを予定しております。そのために、防風林の維持管理業務の費用が増額になったということです。以上です。

石川委員 南19線道路の伐採が主というふうな形が大きいということですね。わかりました。いずれにしても15線道路、その分またやるということですが、道有林は何か、前からも言っていますけれども、なかなか伐採が進んでいないというか、倒木の処理が進んでいないという話はしているんですけれども、この、15線道路をその分振って返してというか、その予算で処理していくということですが、あくまで伐採した後の処理というふうな形だけであって、それ以外にも、さらに工事を進めていく上ではやはり道のほうの予算を使うようなことになるのでしょうか。道から防風林の倒木の処理などについて、何がしか、今年はこれぐらい進めていくとか何かそんなものが伝わっているならば、お伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

農政G主幹 この南15線の更新の予定ですが、まずは倒木処理を進めるということで、倒木処理が終われば、道の治山事業を使って更新をしていくということになります。古い木を伐採して、新たに植えていくという流れになっています。前からですが、道のほうとそれは協議をしておりますし、強く要望して予算の増額というお願いをしていますので、今後も引き続き要望していきたいと思います。以上です。

石川委員 わかりました。もう一つ加えて言うならば、結構その倒木処理で広範囲に、パラパラではなくて一気にざっと木を処分しているところ、例えば15線の14号界限、このあたりはもう見事に100メートルぐらいなくなっているんですけれども、ああいう形になると、ほんと防風がきかなくなってしまうということもあるんですけれども、早々にやっぱりそのあと植え付けるような形でもしていかなければ、暴風の効果が全く見られないと。農作物だけではなくて、通行する車によっても、今年のこの吹雪で結構あそこは雪が多かったような話をしていましたし、そういったことに対しては、どういうふうな形でどこかに要請しているのか。どういう考えなのか、それをも伺いしたいと思います。

農政G主幹 西14号のところですが、あそこ町の土木処理ではなくて、道

の治山事業で施工したところになります。治山事業でやる場合、倒木処理という考え方だけではなくて、次の更新を見込んだ整理になるものですから、どうしてもあいう前年を処理してしまうという形になったんですけれども、確かに交通の影響や周りの農地の影響もありますので、今後やる場合についても、一列でも残せないかというのは、道と協議していきたいと思います。それから。今後更新していく中でも、全部の列を一気に伐採するのではなくて、列の半分ずつ伐採するという方法はとれないかもあわせて道に協議していきたいと思います。以上です。

内田委員 農業委員に関係したことですけれども、女性の農業の資格を持った方というのはどのような資格で何人ぐらいいらっしゃるのか。農業士というのでしょうか。

本間委員長 農業委員ではなくて、農業士、指導士とか。

内田委員 指導者というのでしょうか。そういう方が、またほかにも、もし資格などがあれば、教えていただきたいです。

いずれは、今佐藤委員もおっしゃいましたSDGs時代ですから、やはり女性参画というか農業委員に、前にも聞いたこともあるんですけど、いずれはそういったお考えというか、されることはないのか。伺います。

それと今佐藤委員が聞きました、食育活動推進の新しい形として、幼稚園の子どもが交流体験事業という、それがどのような圃場といいますか、どこで計画されているのか。こういった中でも、このお母さんというか、そういったことがやられているということであれば、本当に立派なSDGsだと思うんですね。だからどんどんそういったのを取り入れてやっていただければと思います。この3点です。

農政G主幹 まず農業士・指導農業士の割合ですけれども、道の指導といいますか方針もあって、女性の農業士、指導農業士を増やしましょうということもあって、増えてはいるんですけども、割合としてはまだ男性のほうが多いというような状況だと思います。

それと、3つ目の農業体験事業ですけれども、圃場の場所まではまだ決めておりませんけれども、それなりの人数とそれなりの野菜の量が必要ですので、大きな面積、1枚の畑の面積が大きなところでやらなくてはならないということになりますので、大規模の農家の方の圃場になるかなと思います。

農業委員会事務局長 もう1点の、女性農業委員の関係ですけれども、現在町の総合計画の中で、各種委員については3割を目標に登用していきましょうということで計画をされています。農業委員についても同様です。その中で今、国のほうからも女性農業委員の登用について取り組みをどのようにされていますか、どのようにしていきますかなどという調査が入っています。ただ、農業委員の仕事につきましては、なかなか女性の役割もありますが、過去からの農業委員の成り手については、農業経営者の方が主になられている場合が多くて、農業経営になると、各農家さんの経営者はほとんどが御主人がやられているので、御主人の方、男性が農業委員として出られる方が多かったんですけれども、道内でもいろんな農業委員会の組織の中で、数名の方が女性の農業委員が入ってきていますので、そういう事例も参考にしながら、我々も次の改選期が令和5年ですから、その中では農家の方や農業団体、改良区、農協にも、女性の登用について説明して御理解いただければ、推薦や立候補などをしてもらって、

農業委員になってもらいたいなという思いはありますけれども、こればかりは選んでもらわないと、こちらからこの方ということができないので、その辺も理解いただきたいというふうに思います。以上です。

内田委員 ありがとうございます。どうしたら地域の思いというか、またちょっと関連という形になるのかもわかりませんが、地産地消、地場産のものを食べる機会といいますか、物がだんだんなくなってきた、少なくなってきた、つくっていただきたいなど、可能かどうかわかりませんが、そういった声をやっぱり女性であれば伝えていける可能性はあるのではないかなと。また、子どもたちを育てるにも、やっぱり将来、話が大きくなりますけれど、スポーツアスリートを育てるにもやっぱり食、ここを南幌は食、そのぐらい大きな夢を持って、そしてやっぱり女性ですからほんと動くとき、きっかけをつくるのは女性、そして本当に動いてくるのは男性という、そういうつながりが持てたらいいなと思うので、ぜひSDGsの取っかかり、農業から進めていっていただきたいと思いますが、SDGsへのお気持ちをお聞かせください。お願いいたします。

本間委員長 先に、農業士と指導農業士の人数もちょうどお願いします。

農政G主幹 先ほどの指導農業士と農業者の人数については、人数を確認して、後ほど報告をさせていただきます。

産業振興課長 女性の登用ということで、農業士、指導農業士については、昨年、一昨年ですか、令和2年に女性の農業士さんが3名農業士として誕生しています。これまでも数名の方が、女性の農業者さんということで、やっていますけど、今後も農業士等と連携して、女性の感覚等もあると思いますので、そういう良い部分も含めて、順次推薦していただければなというふうにはお伝えさせていただきたいと思っています。以上です。

本間委員長 内田さんの質問で、食育の関係でSDGsを入れてほしいという質問については。

農政G主幹 SDGsの関係ですけれども、食育事業の中で、農政だけではないですけれども、教育と福祉と農政で食育をやっていますけれども、その中で食品ロスの取組は特にやることになるとしますので、SDGsは反映されてくるかなと思います。以上です。

本間委員長 ほかに質疑は。

川幡委員 農林水産業費の資料14ページ、担い手育成対策事業について聞きたいと思います。一般質問の中で、石川さんがこのことについては質問していたんですけれども。それで南幌町も遅ればせながら、新規就農者を確保して農業後継者を図るため、新規就農者奨励金、取りあえず10万円ですけども、予算を付けていただきました。このことについては、非常に南幌町の今の農業人口が、農家戸数が160戸ということで、非常に少なくなってまいりました。南幌町の大半の農家は、皆さん御存じのとおり土地利用型農業ということでやっているんですけども、そのために非常に全国の有数な所得のある農業地帯です。しかしながら、今後、水田活用交付金の問題が出ておりますけれども、いろんなことで制約を受けるような状況になってきております。ぜひ、土地利用型でもいいですけども、それでいろんなことで水田活用のよう

なことができれば、非常に所得のほうが不安定な状況になると。当然やっぱりそれを補完するためにも、高収益作物や、または新規就農者を入れた中で後継者の確保を図らなければならないと思っています。どうやってやるかについては、私もちょっとわかりませんが、石川さんが質問した状況の中では、栗山町あたりはかなりそういうことに力を入れて、何戸かの新規就農者が入っているということで、南幌町もこのことを打ち出した以上、何らかの形で新規就農者を作らなければならないと思うんですよね。やっぱりそれには、町側、そしてＪＡ、農業委員会を交えた中の組織なり何らかのものをつくって、いろんな調査をしながら、後継者、新規就農者を募っていただきたいと。やるとすれば、やっぱり最低限生計を立てるぐらいのものがなければ、どっちにしても推進はできないと思うんですよね。それでは、土地のあっせんや資金の対応など、そういう面はメニューを示してやらなければ、そして手助けをしていなければ、なかなかこの事業は進まないと思うんですけれども、その辺、町長の執行方針の中にも出ていたんですけれども、そのような中身を持ってやってると思うので、将来どのような形にしていくのか、考えがあればお伺いします。

農政Ｇ主幹 まず担い手育成対策奨励事業の内容ですけれども、新規就農者に対する支援としては、これまで国の就農支援制度になります、農業次世代人材投資事業の事業で、年間１２０万円から１５０万円、５年間で最大６９０万円ということで、新規参入者が受けられる制度になっています。国の就農支援制度の対象とならない親元就農者に対しては、町が独自で、ふるさと就農促進事業として、研修期間と新規就農後をあわせて５年間、町が給付金を給付するという形で支援してきています。令和３年度から、国のほうですけれども、親元就農も対象とする新規就農支援制度として、国と市町村の折半ですけれども、機械設備費や研修費に最大１００万円補助するという制度ができています。それと、令和４年からになりますけれども、新規就農者育成総合対策として、経営開始時の資金と機械設備の投資支援に対して最大８２５万円ということで、こちらについては国と都道府県が補助するという制度が創設されています。こちらの制度についても、新規参入者も親元就農者もどちらも対象となるということから、新規就農者に対する経営維持の支援は、今の国の施策で十分受けられるというふうに考えています。町としては、新規就農者に対して、新規就農者激励会でお祝い金として１０万円を渡すということで組み替えたというものになっています。新規就農者の就農後の農地や資金が必要になってくるかと思いますが、こちらについては、認定農業者あるいは認定新規就農者といった認定が必要になります。これまでも農協や普及センターと支援してきておりますけれども、今後関係機関で連携して、新規就農者の支援をしていくということで考えています。以上です。

川幡委員 どういう形でやるかはちょっとわからないですけれども、先ほど言ったように、やっぱりＪＡなり農業委員会とも相談というか、そういう新規就農者の募集の組織をつくるという、そういうことは考えていますか。研究したり、メニューを示したりなど、こういう方向だということを考えているのか、その辺は将来的にどうするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

農政Ｇ主幹 新規就農者の受け入れについては、現在の担い手協議会のほうで対応するというので、一般質問の中でもお答えをしているかと思っています。今後この体

制になるかと思います。国の就農支援制度であっても、交付対象者への側面的な支援というのは地元の関係団体でしていくということになります。現在も、関係機関で交付対象者へのサポートチームを設置しています。経営技術部門については農協と農業改良普及センター、営農資金部分は町と農協、農地部門は町と農業委員会という形で、経営状況や課題の確認、助言、指導というのを行っていますので、今後もこの体制で進めていきたいというふうに思っています。以上です。

川幡委員 各組織、別々でやってもうまくいかないと思うので、やっぱり今度連携をきちっと取ってやっていただきたいと思います。その面はどうでしょうか。

農政G主幹 担い手協議会には、農業関係団体が全部入っています。町、農協、改良区、農済、普及センターまで入っていますので、関係機関と連携して新規就農者の支援はしていけると思っていますので、今後もそのように進めていきたいと思います。以上です。

本間委員長 ほかに質疑ございますか。

熊木委員 資料の14ページの地産地消活動推進のところと地域材活用推進事業、この2点伺います。1点目、地産地消活動の中で、先ほども内田委員のほうからも出されていましたが、今、地場産の食料を使うとことがますます大事になってくると思うんですね。それでこの中に特産物加工事業とあるんですけれども、その内容を教えてほしいと思います。今ウクライナのことなどがあって小麦がすごい急騰しているということで、町内でも小麦を作っているんですけれどもなかなか地元産の小麦が手に入らないということがあるので、その辺の加工というのは考えているのか、それ1点です。

それからもう1点は、地域材活用推進事業で、これは昨年、道具箱をということで出されて、今年2年目の事業だと思うんですけれども、新入学児童に道産木材を使った道具を送りますということで、昨年やられてその道具箱はどのように活用されているのか。その2点お願いします。

農政G主幹 まず、特産物加工事業のほうですけれども、こちらについては南幌産の酒米を使用した米焼酎の加工経費になっています。多良木町のほうで焼酎を作っていただいています、米と酒米を送る経費は農協のほうで負担ということで、でき上がった焼酎、製品を南幌町に送る経費を町が負担するという形で行っております。小麦にはちょっと関係していないものになっています。町内の小麦ですけれども、品種の問題もあって、全てが全部食べられるとはちょっと限らないですけれども、食べられる品種については今、給食の中で使っているという状況です。

それと地域材ですけれども、こちらについては、もともと小学校でプラスチック製の道具箱を使っていましたが、小学校1年生に道産の木材を使った道具箱を渡して6年間使ってもらって、卒業後も自宅で使ってもらおうということで、毎年実施するものです。今年2年目ということになっています。以上です。

熊木委員 地産地消の活動で、酒米ということで焼酎になるというのはわかりました。小麦が学校給食に使われていることは私も承知しているけれども、道産小麦でパンを作るにもいろいろ種類がありますよね。そういうのを選んで買ったりするんですけれども、以前JAにも置いていたんですけども、なかなか今は手に入らない状況にあ

るんですよ。それを、町単独でできるとは思わないんですけれども、やはり学校給食にも使うということで確保をお願いしているのであれば、もう少しそれを町民が使えるような形で、それを町民が南幌町で作った小麦でパンを作るなどという形に普及するのがすごくいいのではないかなと思うんですけれども、その辺を取り組まれることは検討などがされているのか、してほしいと思うんですが、それ1点伺います。

あと、道具箱のことですけれども、自宅に持って帰るのではなくて学校に置いて使っているということですね。それ、去年も質問がいろいろ出ていて、例えば木育というか、そういう中で自分たちで何か手を加えることができないのかという質問もあったかと思うんですけれども、その辺は、2年目に向かって何か考えていることがあるのかどうか伺います。

農政G主幹 まず小麦のほうですけれども、町内でつくっている小麦、秋小麦でいいますと、きたほなみが88%、約9割で、ゆめちからが10%ちょっと、ゆめちからのほうがパンを作る麦と、きたほなみについてはパンは作れないような、うどん向きの麦になっています。どうしてもパンやパスタということになりますと、外国産の小麦のほうはどうしても向いているということもあって、なかなか南幌産小麦を使って大々的に行くというのはなかなか難しいという感じはしています。なので、小麦ではなくて、野菜や米の地産地消を進めるほうが大切かと思っています。

それと、道具箱ですけれども、道具箱のほうは、学校のほうで入学式にお渡ししておりますので、その後使い方については学校のほうにお任せしたいと思っています。以上です。

熊木委員 道具箱のことについてはわかりました。特産物加工で、なかなか小麦が難しいということですが、今いろいろ道産小麦、道産に限らず国産小麦を使って、パンやパスタなどいろんなものを作ろうという形で、いろんな取り組みがされていると思うんですよ。そういう中で、せっかく町内で小麦がつくられているので、岩見沢などが結構パンをつくれる小麦なども増やしているように思うんですけれども、JAや町などがやっぱり協力しあって、そういうものの生産をお願いするなど、その加工にまでつなげていくという形で、先ほどの新規就農のことも、いろいろ研究ということをして、先ほど川幡委員のほうからも言われたんですけれども、やっぱりそういう形で、安全な食料を町民にということでは、すごく大事な取り組みなので、ぜひ、できないのでなくて、研究しながら進めていくように計画を組んでほしいと思うので、要望します。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

質疑がないようなので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、続きまして審査順序9番目、第6款 商工費。同時審査として、統計調査費。関連議案第16号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを説明をお願いいたします。

産業振興課長 初めに商工費を説明いたします。予算書は107ページです。予算資料は、15ページから16ページ、21ページになりますので、あわせてごらんください。6款1項1目商工振興費、本年度予算額1億939万5,000円。商工会

運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業と地域振興事業に対する補助金、776万3,000円を計上しています。

次に、観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会経費、観光協会特販所常駐職員配置経費、観光協会サポートアドバイザー業務委託に対する補助金、487万円を計上しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、中小企業者への負担軽減対策として北海道中小企業総合振興資金融資に対して、中小企業総合振興資金利子補給補助金、新型コロナウイルス関連融資に対する中小企業等経営支援利子補給補助金、222万8,000円を計上しています。

次に、南幌温泉経費では、自動火災報知設備修繕、南幌温泉指定管理料、大規模改修実施設計費、町民無料入浴券配布事業負担金、4,611万円を計上しています。

資料15ページ中段をごらんください。新規事業、南幌温泉改修事業として、宿泊棟浴室の配管等の改修工事に対する実施設計を行うため、990万円を計上しています。予算書に戻ります。

地域おこし協力隊設置事業では、令和3年度に採用した、観光情報の収集発信や観光資源の利活用などに取り組む、地域おこし協力隊員の配置に要する経費、760万円を計上しています。

続いて108ページ下段をごらんください。緊急経済支援事業では、「南幌プレミアム付商品券事業」「食品製造業町民還元事業」「なんぼろ割宿泊助成事業」「小規模事業者持続化特別補助金」など、町民・事業者への新型コロナウイルス感染症対策事業として、3,784万円を計上しています。

続いて109ページ中段をごらんください。商工振興経費では、南空知4町広域連携事業の通年雇用促進支援事業やさっぽろ連携中枢都市圏などの負担金、北海道そらちグルメファンド負担金、空き店舗活用支援事業補助金など、298万4,000円を計上しています。

2目 ふるさと物産館管理費、本年度予算額 1,538万1,000円。ふるさと物産館管理経費では、施設の管理運営並びに維持管理に係る経常経費など、1,538万1,000円を計上しています。

以上で、商工費の説明を終わります。

続いて、総務費、統計調査費を説明いたします。予算書69ページをお開きください。2款5項1目統計調査費、本年度予算額19万2,000円。統計調査経費では、定期的に実施される4つの法定統計調査経費、19万2,000円を計上しています。

以上で統計調査費の説明を終わります。

続いて、同時審査、議案第16号南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。議案書の議案第16号をごらんください。初めに、改正の概要について申し上げます。本年1月25日開催の全員協議会におきまして、御説明させていただきました、「誘致企業によるふるさと物産館の使用」につきまして、町内への事務所の立地や起業、新たな産業の育成を推進することを目的として、ふるさと物産館3階会議室をテレワーク施設として貸し出

すため、会議室を専用使用できるよう使用料等を規定するため、改正を行うものです。

それでは、別途配布しております議案第16号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

使用料、第7条において、1ヵ月の専用使用料を規定するため、別表1の後に「及び別表2」を加え、営利を目的とする使用時のみ前納することと施行規則において規定していましたが、他の公共施設と合わせ一般の使用時においても前納とするため、「納付」を「前納」に改めるものです。

次に、第7条の次に次の1条を加える。専用使用の対象者、第8条、専用使用できるものは、個人又は法人のうち、専用使用した後において、新たに町内へ事務所を開設しようとしているものであって、町長が使用させることが適当であると認めたものとする。ここでは、本町において新たに事務所等を立ち上げ新規参入しようとする事業者のために新たに規定したものです。

次に、第8条、第9条を1条ずつ繰り下げ、第9条、第10条とし、第10条の次に次の1条を加える。

原状回復の義務、第11条、使用者は、その使用を終えたとき、又は使用の許可を停止され、若しくは取消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。第2項、町長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。ここでは、専用使用にあたり、施設改修等も考えられるため使用後の現状復旧を新たに規定したものです。

次に、第10条を第12条とし、第11条を第14条とし、第12条を第15条とし、第12条の次に次の1条を加える。

必要措置の命令等、第13条、町長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に報告を求め、又は必要な措置を取ることを命ずることができる。ここでは、専用使用することが可能となるため、管理者が立ち入り調査できるよう規定したものです。

次に、別表1、第7条関係は、専用使用料を規定するため施設使用料の「施設」を「一般」に改め、同表の次に、別表2、専用使用料を加えるものです。

別表2、専用使用料につきましては、専用使用できる3階会議室部分の料金となっており、1ヵ月単位での料金設定となっております。大会議室、3室分、153,000円。中会議室、2室分、105,000円。小会議室、1室分、48,000円としております。同表備考、第1項、月の中途で専用使用を開始または終了する場合の当該月の使用料は日割計算による。第2項、別表2及び前項により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

川幡委員 予算資料15ページの南幌温泉管理運営事業の中の南幌温泉に係る負担料金事業と改修事業に関連して、温泉の今後の経営のあり方についての質問をしたいと思います。新型コロナの影響だと思うんですけども、温泉の入込み客の現状は非常に大変で、数十%の減少になっているのではないかと思います。現在のままでい

くと、何か集客方策をやらなければ、現状の回復は、打開は難しいと思うんですね。そこで温泉との協議はどのようにしているのか。町側と指定管理者の協議をしているのかどうか。令和5年度、来年度に温泉の大規模改修、執行方針に事業関係が載っていたと思うんですけど5,000万円をかけて大規模改修をやると出ていたんですけども、これに関しても、どのような温泉の運営と集客をどのようにするかという、きちんとしたことを計画しなければ、大きな負担だけが残るような気がします。そんなことで、経営のプロなので、南幌温泉のアンビックスは、それだけではなく、いろんな方策をとった中で集客をやらなければならないと、このように考えるんですけども、この面についてはどのような方策をとるのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長 南幌温泉の入込客数ということで、南幌温泉につきましては、これまで年間最大で40万人を超える集客があった時期がありました。ただ、近隣市での浴場の建設などもありまして、平成20年を境に、20万人で推移してきています。今では、コロナ禍によりまして、平常時と比較しまして日帰りで80%、宿泊で46%、宴会では8%まで落ち込んできています。日帰り客の落ち込みは、比較的少なく、宿泊客の減少が顕著であるというような状況となっています。コロナ禍での令和2年度の集客数は18万人を切る状況となっていました。コロナの影響によりまして、集客の減少を他のアンビックス系列の指定管理を受けている温泉施設と比較しますと、日帰りの落ち込みが大きく、逆に宿泊客の落ち込みが少ないと聞いています。このことから、南幌温泉の全体の集客はもちろん落ち込んでいるんですけども、常連といわれる固定客、一定の方は継続して利用していただいていると考えています。この部分につきましては、町だけではなくて指定管理者のほうについても同様の見解でございました。現在では、この固定客、常連を離さないようにしまして、新たな客数をつかまえるために、営業形態や温泉でのイベントなど、町と指定管理者が、現在協議を繰り返しながら、集客に向けた方策を練っているところです。以上です。

川幡委員 非常に大変な状況だと思うんですけども。向こうもプロですからいろんな方法は考えると思うんですが、やっぱり町側も研究して、営業のプロというかな、コンサルタントみたいなのところでも使ってもいいですけども、いろんな方策で集客を進めていって、もとの賑わいを取り戻すことが大事だと思うので、その面についてお願いしたいと思います。現在のところは、こんなものしかないんですけども、また我々もいろんなことを調べながら、何か活用できることがあれば進言したいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。終わります。

西股委員 資料の16ページ、予算書の107、108ページの、地域おこし協力隊の関係で、今は外間さんに来てもらって、いろんな新しい事業に取り組んでいただいているんですが、今年度考えている中で、また新たな事業というのがあれば教えていただきたいというのと、108ページのほうにアドバイザーの関係が出ているんですが、このアドバイザーというのが、昨日総務費のほうでも確か280万円をみていたと思います。ですからこれは1人に対して1人付くようになるのですか。それとも2人あわせてという感じではないということでは捉えていいかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

産業振興課長 まず地域おこし協力隊、今年度の取組はということです。今年度の

取組につきましては、特産品コーディネート活動業務として特産品の情報発信、特産品をPRするためのイベントへの参加。観光振興活動業務としてビューローの特販所、軽食コーナーの運営補助、あと観光協会イベントへの参加、そしてSNSを活用した観光情報の発信というものを令和3年度から実施しておりまして、まずこの部分については、継続をさせていただくという部分と、あと令和3年度、昨年コロナの影響によりまして、外間さんのほうで考えていただいていたイベント等が、いくつかありましたが、これは全て中止になってしまったという部分がありますので、これらのイベントの開催。内容については、ビューローの軽食コーナーでの新たなメニューの提供や、教育委員会の放課後子ども教室でのコラボ企画等を、昨年企画しておりまして、この部分についても、まず令和4年度で実施したいということをおっしゃられていました。また、昨年から、現隊員につきましては、地域の方たちとのつながりや近隣の地域おこし協力隊とのつながりというものを進めていまして、令和3年度において一度開催しましたが、南空知四町の地域おこし協力隊を呼んで、ビューローでのイベントというものを実施したんですけれども、ああいうものを連携事業として、南幌だけではなく近隣の自治体に行って開催するということも、検討しているようでございます。

続きまして、アドバイザーの関係ですけれども、こちらについては総務課にいる地域おこし協力隊員、そして産業振興課の分と、それぞれの予算で持っているところです。今回、産業のほうの予算で持っている分については、外間さんの分の経費となっています。以上です。

西股委員 昨年、いろんな事業をやられていた部分で、私も行ってみたいと思いますが、何か新しい取り組みをされていたというように思います。それとSNSなどでいろいろ発信しているのを見ているのですが、今度は町のほうでもどんどんサポートをして、そういう事業のバックアップをしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしますと思います。

それとアドバイザーの関係というのが、昨日、アドバイザーについて説明を受けていますが、これ1人、マン・ツー・マンみたいな形がいいのかどうかということだと思います。ちょっと、後ろまで見ていなかったものですから、総務費のほうと商工費の関係の中で280万円ずつの予算をみているということですが、これについては、ちょっと違和感があるかなというふうに思うんですが、アドバイザー自体のちょっと形が違ってしまうかもしれませんが、この辺でちょっと違和感ある部分について何かありますでしょうかね。

財務G主幹 アドバイザーの関係でございます。総務費のほうでも御説明をさせていただきましたが、このアドバイザーの事業につきましては、特別交付税で560万円が措置される事業になっています。それを2人で、折半といいますか、分けた形で予算計上をさせていただいています。それで起業に向けた支援ということでアドバイザーを招くわけですが、それぞれ求めているものが違う部分もありますし、同じ部分もあります。アドバイザーについては直接アポを取ってお願いをして、どういった内容でやるのかというのは、これから調整をすることになっていますので、重なる部分とそうでない部分がありますので、その辺はうまく総務課、産業振興課と調整しながらやっていきたいと思っています。また、昨日お話がありましたとおり、町民の

方また事業者の方を含めた中での形で実施できるかというところも、検討はしていきたいと思っております。以上です。

本間委員長 ほかに質疑は。

石川委員 まず一つ目、資料のほうの15ページの一番下にあります観光振興事業ですけれども、これは毎年計上されていますけれども今年は40万円ぐらいしか出ていないと。昨年だったら100万円以上あったけれども、中身的にもそんな変わらないような気もしたんですけれども、なぜ半額以下まで減ったのか、それについてお伺いしたいと思います。

もう一つ加えてですけれども、先ほどの条例改正の中で、一つちょっと疑問に思っただんですが、この料金で大会議室、中会議室、小会議室、それぞれありますけれども、普通、小会議室は1室の単価はいいけれども、倍になったら値段が倍になるだとか、3倍だったら3倍になるような気がするんですが、みんなそれぞれバラバラになっているというのは何か理由があるのでしょうか。それについてもお願いします。

産業振興課長 まず1点目の予算の減少ということで、こちらにつきましては、令和3年度において町内の観光案内パンフレットを増刷していきまして、予算が60万程度となっております。今回はその部分がありませんので、減額となりまして、40万円となっている状況です。

続きまして、ビューローの会議室の料金設定の関係ですけれども、まず、部屋が3室ありまして、真ん中の会議室だけが若干大きいです。両端が同じ大きさになっていますので、ちょっと、料金が2部屋で単純に倍になるのではないかとということにちょっとならないような形になっています。単純に面積が両端に2部屋は同じで、真ん中の部屋だけ若干大きいというような形になっています。以上です。

石川委員 観光振興事業につきましては、単純にパンフの発行が昨年あったからというふうなことです。いずれにしても、先ほどの川幡委員の質問もそうですけれども、コロナの影響で、結構全国的ではありますけれども観光事業が相当打撃を受けていることでは、この予算の中ではあれなのかもしれませんけれども。とにかく目に見えない中で一生懸命やはり町のほうとしても応援していただきたいと思ひますし、商工費、プレミアムだとかいろんな形ではやっていますけれども、そちらのほうでも新たに補正組むぐらいの形でも応援していただきたいなというふうに思ひます。

それと会議室の話ですけれども、あくまで1室という捉え方ではなくて、会議室という見方ですね。真ん中の部屋に借りたいという場合には、値段がまた違うのかなという感じもしましたが、あくまで貸し方としては端から順番という言い方で捉えてよろしいのでしょうか。以上です。

産業振興課長 まず、コロナによって町内の集客が少ないということで、現状でできる範囲の中で、新しいことと申しますか何かやっていかなければいけないなという部分については重々承知しておりまして、令和3年度からですけれども、観光協会のほうでサポートアドバイザーというものを設置しています。観光情報等の発信を行っていますが、このアドバイザーに、昨年9月に地域おこし協力隊を退任された青木さんに担っていただいているところですので、協力隊員時に青木さんのほうで情報発信していたインスタグラムがあるかと思うんですけれども、現在ですねこのアカウン

トを観光協会のほうに変更していただいて、これまで同様に青木さんに情報発信をしていただいているというような状況になっております。また、イベント等にもお手伝いをいただいているというような状況ですので、この部分については、令和4年度についても同様に観光協会のアドバイザーとして活動していただくということとなっております。

続いて、先ほどの専用使用の関係ですけれども、真ん中の会議室だけ専用することにはなかなかないのかなというふうに考えておりますので、端から使わせていただくというような形にしかないかなということで、このような料金体系とさせていただきます。以上です。

本間委員長 ほかに。

佐藤委員 ちょっと今と同じのところで、資料の15ページの観光振興事業の中の、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会ですが、これ30万円負担とあるんですけれども、町としての来年度の具体的な動き、活動内容を教えていただきたいと思います。

産業振興課長 ただいまの御質問ですけれども、さっぽろ連携中枢都市圏の観光部門の協議会ですが、こちらのほうでホームページ等を立ち上げていまして、そこにかかる一町村あたりの負担金という形で、30万円を負担金で支払うというような形になっております。ただ、何か事業ということとなると、なかなかないですけれども、単純にホームページの管理費等々となっております。これまでであれば、札幌市内でのイベントのあっせんといいますか、物販に来ませんかというようなお話をいただくなどというような形で連携をさせていただいているということです。以上です。

佐藤委員 私も広報やアプリなどでこの内容は見ているんですけれども、やはり大都市と連携してまちづくりができるということでは、やっぱり町としてももっと住民の人たちに知ってほしいという思いがあるんです。その中で江別市の大型商業施設の中にも、大きくこの連携中枢の協議会ということで、大きなパネルポスターを貼って、あれはWAONと連携をしているんですけれど。何かそういう部分で、見せ方といいますか、市民の人への見せ方というのはすごいなという思いがあったんですね。ですので、ぜひやり方はちょっとわからないですけれども、役場庁舎の前にまた大型パネル、何かパネルなど、何か住民の人たち目を引くような形で、もっとアピールしてほしいなという部分で、地域おこし協力隊、先ほどそのアドバイザーの方もいらっしゃるということでしたけれども、そういう方たちにも協力してもらって、やっぱり広めてほしいなと思うんですけれど、そのところを、ちょっとお聞かせ願いたいです。

産業振興課長 ただいま江別市への事例というものをお聞きしましたが、そういったポスター等があるのかということを確認させていただきたいという部分と、あとそういうものがございましたら、積極的に町民の皆さまにもお知らせさせていただいて、町の取り組み等の情報発信をさせていただきたいと考えています。以上です。

本間委員長 ほかに。

内田委員 飲食店による認証店の割合、それをお聞きしたいと思います。

産業振興課長 ただいまの御質問は、第三者認証の関係ですか。飲食店の第三者

認証ということで、町につきましては現在町内で22の事業所が認証を受けておりまして、全体で約71%が認証を受けられているというところです。この数字につきましては、空知管内でも高いほうの部類に入るかと思っています。以上です。

内田委員 国や道から示された支援金で、あるのとないのとの時間の紛らわしさといえますか、それで随分と皆さんのところにも何か質問等があったかもしれませんが、それでも、それでは、結局休んだほうがいいのかということで休むということで。また認証が間に合わなかったというか、そういうお店もありました。それで今後については、こういったことはどのような方向性になるのか。そのままでいいのではないのかとか、また改めてその認証を取ったほうがいいのか。それがどうなのか。

それと格差というか、そういったものが、格差、各お店で皆さんにも応援していただいていますけれども、多少なりとも格差が生じて、そういう道や国などの支援から漏れるようなところへの、町としての支援など、そういったものを考えておられるのか、調査などをしておられるのか、それをお聞きします。

産業振興課長 ただいまの第三者認証の関係ですけれども、この第三者認証が始まる当初、町のほうからも話をさせていただいたんですけれども、商工会のほうで積極的に第三者認証を取得するように、会員さんのほうに呼びかけをしていただいているところです。期間は、まだこれからでも認証をとることができますので、今後においても商工会等を通じて、事業者のほうへの呼びかけというのは引き続きさせていただくというふうには考えております。

また支援の関係ですけれども、現在飲食店については、お酒の提供をする場合は認証を取らなければいけないということで、提供時間も午後8時までの提供ですということで、その場合については1日あたり2万5,000円の支援、認証を取っていても取っていなくても、時短営業で8時までの営業とした場合については3万円の協力金を出しますということになっています。町として、これまで飲食店の経営継続支援金等を出させていただいていますけれども、今後についても、出さなければいけないタイミングで出していければというふうには考えていますので、令和4年度については当初予算では計上しておりませんが、タイミングを見ながら予算計上をさせていただいて、支援のほうはしていきたいというふうには考えております。以上です。

内田委員 はい、よろしくお願いいたします。

本間委員長 ほかに。

熊木委員 南幌温泉のことについて伺います。予算書の107ページで、先ほど川幡委員のほうからも質問があったんですけれども、指定管理者との協議というか、温泉経費のところで、指定管理者への委託料が3,000万円となっていますが、コロナによってこの金額になっているのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

指定管理者側の自助努力というか、その辺はどのように協議などがされているのか。

先日長沼温泉のことでちょっとお聞きしたら、町は町民に無料券というか、そういうものの枚数がすごく多いようです。それで、うちは町民にたくさん利用してもらうということでそこにお金をたくさんかけて、指定管理という形ではなくて、やっぱり自助努力でやってもらうという形にしているそうです。だからその辺、どのような会計になっているのかはまだちょっと調べていないんですけれども、以前、南幌も70歳

以上に10枚など、そういう形があったと思うんですね。今、現在3枚になっていますけれども、こういうコロナで、なかなか人が入らないというときこそ、町民にもっと利用してもらうという形のものを検討したほうがいいのではないかなと思うんですね。リニューアルをした時に、もう少し外観をきれいにするというところで、それは指定管理者に求めるべきではないかというような意見も、確かあったと思うんですけども、その辺はどのように協議が続けられているのか、伺います。

産業振興課長 まず、1点目の指定管理料の関係です。指定管理につきましては、例年500万円ということで計上させていただいております。これについては、源泉井戸くみ上げポンプの保守点検料ということで出させていただいております。今回は3,000万円ということで計上していますが、これから年度協定ということで結ぶことになってくるんですけども、当初では例年どおりの500万円で、年度協定を結ばせていただこうというふうに考えております。南幌温泉の経営状況としまして、やはり先ほど説明させていただきましたが、入館者がやはり減少していると。宿泊についても半分ぐらい減って、宴会についてはほぼないというような状況で、今期についても赤字になるであろうということで話を伺っています。これについても、昨年末に本社のほうに行きまして、アンビックスの社長のほうから聞き取りを行ったところでした。今後も継続して南幌温泉の指定管理をしていただくために、アンビックスのほうからは要請といいますか、今後また指定管理についての要請が多分あるだろうという話もいただいておりますので、当初予算のほうで、要請があった場合については、支援していくというような形を取らせていただこうと思ひまして、当初予算で組んでいます。

続いて、運営の方法ということで、これまで入館者数の減少によりまして経営のほうも悪化しているというところですけども、南幌温泉の施設ですけども、実際経営体が二つの施設があるような形になっておりまして、経常経費、ランニングコストも倍かかっているというような形になっていきますので、今回の大規模改修におきまして、通常の老朽化しているところはもちろんですけども、このランニングコストが削減できるような施設になるよう改修のほうも進めていきたいというふうに考えております。また現状、温泉のほうでのランニングコストの低減ということで、いろいろな部分で策を打っているということはお聞きしています。電気代の節減や水道の節減など、そういう部分については昨年からずっと取り組んでいるところです。話のほうも聞いています。

続いて、町民への還元、町民の皆さんに温泉を利用させていただきたいということで、すけれども、現在は南幌温泉の無料入浴券ということで、アンビックスのほうで年間一人に3枚無料入浴券を出しております。町がその半額を助成しているというような事業となっておりますが、昨年、温泉の支配人が変わりました。お話をしている中で、やはり町民の方に、町の施設ですので、町民の方に使っていただくのが一番ですということをお聞きしています。その中で検討されている部分というのが、高齢者に対して、高齢の方が行きやすい、来やすいような環境をつくるのが一番だと思いますということをおっしゃられていまして、例えば、町民で高齢者の方は入館料を下げるなど、そういうこともちょっと検討していますということで話のほうは聞いていま

す。以上です。

熊木委員 指定管理料のことについて内訳はわかりました。引き続き協議はしているということでしたけれども、最後に言われた、高齢者に対してというところで、温泉に行く手段というか、あいる一などを活用しながら温泉にも入るなどいろんな形でやっぱり町民が利用できるように、ぜひ協議をしてほしいなと思います。だからそれを引き続き続けてほしいのと、やはり指定管理を受けている以上、やっぱり自分たちで工夫してやられていると思うんですけども、どこでもやっぱり厳しい中自助努力で集客をしようということ動いていると思うんですよね。だからそれを、ぜひ協議の中で進めていただきたいと思います。要望します。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

質疑がないようなので、質疑を終結したいと思います。

職員の入替えがございますので、11時10分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

(午前11時10分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序10番 7款土木費、同時審査としていたしまして、機場施設管理費。関連議案第17号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての説明をお願いいたします。

都市整備課長 それでは、7款土木費について御説明いたします。予算書111ページをごらんください。また、予算資料は16ページとなりますので、あわせてごらんください。7款1項1目土木総務費、本年度予算額66万6,000円。土木総務経費では、土木積算システムなどに係る経費を計上しています。

2項1目道路橋梁総務費、本年度予算額185万6,000円。道路橋梁総務経費では、道路台帳の修正業務、並びに、道路、治水など関連7団体の負担金を計上しています。次ページにまいります。

2目道路維持費、本年度予算額3億3,402万8,000円。町道管理経費では、次ページにかけて、町道及び普通河川などの維持管理費として1億7,952万3,000円を計上しています。

予算資料16ページをごらんください。町道長寿命化改修事業、1億899万3,000円は、老朽化する町道及び道路施設の改修について、個別施設計画に基づき整備を進めるために、委託料並びに工事請負費で5事業の経費を計上しています。財源は、補助金及び起債を活用しています。予算書にお戻りください。113ページです。町道除排雪事業では、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として1億5,318万7,000円を計上しています。次ページにまいります。

総合保安センター管理経費では、施設の維持管理に係る経費として131万8,000円を計上しています。次ページにまいります。

3項1目都市計画総務費、本年度予算額1,015万8,000円。都市計画総務経費では、都市計画審議会委員の経費、本年度新たに都市計画マスタープランの詳細版としての立地適正化計画策定の委託料並びに関係団体の負担金を計上しています。

2目公園費、本年度予算額1億7,819万1,000円。公園施設管理事業では公園および緑地帯などの維持管理に係る経費を計上しています。12節委託料 6,960万4,000円は、緑地帯などの施設管理及び公園の指定管理料を計上しています。都市公園の指定管理料においては、令和4年度からの指定管理期間の更新に合わせ、本年度新たに中央公園ちゃぷちゃぷ池付近に仮設トイレの設置・管理業務を加えるなど指定管理料の見直しを行っているほか、樹木剪定業務、毎年義務付けられている、公園遊具の点検業務、中央公園トイレ基本・実施設計業務を計上しています。14節工事請負費、9,333万7,000円は、中央公園大型滑り台改修工事、中央公園ベンチ改修工事、緑町児童公園遊具改修工事に係る経費を計上しています。15節原材料費では、緑化活動に係る経費を計上しています。

3目公共下水道費、本年度予算額6,510万6,000円。下水道事業特別会計繰出金につきましては、別途、下水道事業特別会計にて御説明いたします。次ページにまいります。

4目街路事業費、本年度予算額412万円。街路事業経費では、街路灯電気料などの経費を計上しています。

4項1目住宅管理費、本年度予算額1,977万円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として、27万1,000円を計上しています。

町公営住宅管理事業は、町公営住宅3団地108戸及び子育て住宅4戸の維持管理を行う経費として、790万2,000円を計上しています。次ページにまいります。14節工事請負費は、栄町公営住宅、2戸に浴槽を設置する経費を計上しています。これで、令和2年度7戸、令和3年度3戸、令和4年度2戸で、あわせて12戸となります。

続きまして、道公営住宅受託管理事業は、道より指定管理者として指定管理料を受け、道営住宅60戸の維持管理を行う経費389万7,000円を計上しています。次ページにまいります。

住宅リフォーム等助成事業600万円は、平成27年度から実施しておりますが、本年度も引き続き実施いたします。また、本年度新たな空き家対策として、空き家等解体助成事業と中古住宅購入助成事業を計上しています。

以上で、7款 土木費の説明を終わります。

続きまして、同時審査の機場施設管理費について御説明いたします。予算書102ページをごらんください。5款1項4目機場施設管理費、本年度予算額1億5,538万7,000円。管理する9機場の機能を維持するため、点検整備及び機場の運転に必要な経費と負担金などを計上しております。10節需用費、修繕料では、揚排水機場の点検結果に基づく修繕、及び計画的な整備補修に必要な経費を計上しています。次ページにまいります。

14節工事請負費は、南幌向揚水機場取水ゲート・除塵機設備更新工事を行います。

機場施設管理事業の財源としましては、9機場のうち6機場は、基幹水利施設管理事業の対象施設となっている外、修繕料と工事請負費については、長寿命化事業、高度化事業など、有利な補助金や起債を活用しながら、計画的に施設の点検整備を行ってまいります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、関連議案であります議案第17号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。今回の改正は、道路法施行令の改正により、地方自治体が道路占用料を定める場合、道路施行令に定める額、国の基準を参考とするよう通達が出されていることから、南幌町道路占用料徴収条例の別表の占用料を改正するものでございます。

別途配布している議案第17号資料 新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、下線の部分が改正点でございます。

改正内容は、別表、第2条関係、占用料の額の全体の見直し、1ページ下段、法第32条第1項第3号に掲げる施設として自動運行補助施設を追加する改正となっております。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 住宅リフォーム助成事業について伺います。昨年、漏れた方への対応などいろいろ今聞きましたが、それが変わりあるのかなのか。

それと公営住宅です。今年は雪が多くて、灯油配送の事業者も大変苦労されて、今後はこの配送について考えるということを申し合せたみたいですね。各3社というんですか。それでまた入居者にも聞いてみたところ、やっぱり高齢者になってホームタンク、前はなんでもなかったけれど、3階まではなかなかきつくなったということで、その辺の調査といいますか、聞き取りもよくしていただきたいと思います。2点です。

都市施設G主幹 まず、住宅リフォームの抽せんに漏れた件数ですが、令和3年度の実施件数については30件となっています。申込件数については46件ということで、16件の漏れという形になっています。

それと2点目のホームタンクの関係ですが、今回栄町の公営住宅のほうでは、南幌農協さんや高松給油所のほうで、灯油配送の対応をしていますが、今回、南幌農協さんからホクレン商事さんに変更になったという部分もありまして、今現在は玄関内のタンクの方まで配送している方法につきましては、4月以降についてはできなくなると。物置のところの前にポリタンクを用意してくださいというような形の協議のほうがうちの課のほうにありました。それに基づいて、私たちのほうでも協議させていただきましたが、基本的に栄町公住のホームタンクの設置というのは、公住の建設当初から、湯沸し器などに必要なガス供給設備については設置してございました。ただ灯油ボイラー等の設置の使用という形ではないものですから、灯油はあくまでも暖房器具に使うというような形で考えていまして、それらの暖房器具や灯油タンク、石炭庫に入っていますが、それについては入居者個人の方々に設置していただくというような、もともとの仕様になっていました。それらを踏まえたと、現時点でちょっと町のほうでなかなかタンクを設置するというのは難しいのかなというふうに考えていまして、ただ、内田委員が言うように、入居者のほうから、どうしたらいいんだろうというような御相談も確かにございましたので、それらに対応する形として、私たち

のほうも近隣へ調べさせていただきまして、札幌の配送業者のほうに、ミナミ石油というところがありまして、営業所が岩見沢のほうにもあるみたいですが、そこで若干手数料が割高にはなりますが、宅内配送ということもやっていただけるというような形の回答をいただいていますので、なかなか高松給油所さんのほうはこれ以上できますかということも確認しましたが、何かちょっと厳しいと。エネオスさんも1階部分以外については厳しいというようなことも確認して、栗山などにも結構確認はしましたが、なかなかその辺の業者は見つからなかったんですが、今言った札幌の業者さんですが、確認できましたので、今4件ほど問合せがございました。その方々には、こういうところがありますので問い合わせしてくださいという形でお知らせをして、わかりましたということでしたので了承はいただいております。まだ、そのほかの方からは、特に言われてはいないんですが、随時、どうしたらいいのだろうというようなことで御質問がありましたら、私たちのほうでできる限りそういった情報提供はしていきたいというふうに考えています。以上です。

内田委員 ありがとうございます。早速答えていただいてありがたいなと思いますけれども。今年、とても火災が多かったですね。そういったことで、だんだんとこの高齢者への対応というんですか、そういう安全な方法をさらに探っていかなければならないかもしれないし、もしかしたら1階のほうなどに住替えなど、そういったこともあろうかと思うんですけれども、消防法で全然問題がなければ、物置にホームタンクに入れておくということで今まで、ずっとそういうようにしてきたということではないのかなと思いますけれども、本当に高齢者に対して、事業者さんもそのように協力をいただける、そういうところを探していただいたということは、よかったなと思うんですけれども、また地元の業者さんも、どうにかもう少し折り合いというか、簡単にホームタンクといかない、またいずれもしかしたらそうなるかもしれないところまでお互い折りあって、そこを協力いただければと思いますのでそういったお願いは随時していただきたいなと思います。

それと、昨年いろいろ住宅リフォームですけど、プールしたらいいのではないかなどと言って、説明もいただいたんですけれども、それは今までどおりということで解釈してよろしいですか。あと、外れた回数の多い方からなどという意見というか愚痴などですけれども、今までどおりということでよろしいでしょうか。

都市施設G主幹 リフォーム事業につきましては、一般財源で事業を行っているという部分もございまして、令和2年度から予算の範囲内でやらせていただいているという経緯があります。事業内容につきましては、今、議員おっしゃるように、継続していきたいという形で、後期計画の間、これから今後5年につきましては、何とか今の補助率の形で継続していきたいというふうに考えてございます。いろいろ助成率を下げて件数を拾うなど、いろいろなことも検討はしてきましたが、やはり町内業者の育成ということを考えると、割引率を下げると、町外業者さんを使って値引きで対応するということも考えられることや、さまざまなことが考えられます。それで現制度のまま後期計画の間は行きたいと考えています。抽せん漏れの方で優先ということもいろいろと考えていますが、なかなか現在の事業の内容や、募集の件数も一時期若干下がりましたが、また少し上がってきているような部分も見られます。それで優先

順位を付けてしまいますと、落ちた方があまりにも多過ぎると次年度で賄いきれなくなるなどということも考えられますし、こういった事情があるかはわかりませんが、事業内容、補助率が改定になるなどという形になった場合については、前年度の補助率で後回しになった方の対応をどうするのかというようなことなど、なかなかそのような問題点も出てくる可能性があるものですから、申請受付時に十分その辺につきましては御説明をさせていただいて、抽せんになりますので、事業のほうができなくなる可能性もありますということは了承していただいて、事業のほうは進めているところです。今のところ落選された方のほうから苦情がすごく来るなどということはなく事業を進めていますので、こういった形で、このまま進めていけばいいのかなというふうには考えています。以上です。

本間委員長 ほかに。

佐藤委員 1点だけです。資料の16ページ、緑化活動推進事業です。町内の花植えですけど、コロナ拡大で、一昨年は業者さん、昨年は職員の皆さんに植えていただいたと思うんですけども、今回のこの予算に対しては、どのような形でされるのかということが1点。

それともう一つ、美園地区の花植えはされるのか。

それと3点目に、中央公園の花壇も花植えはする予定なのか。この3点、お聞きいたします。

土木G主幹 まず1点目ですけども、一昨年、昨年とコロナの関係で地域の方々に御協力いただけない部分がありましたが、令和4年度につきましては、これまでどおり町内会・行政区さんのほうに花植えをやっていただくということで進めているところです。

次の2点目ですけども、美園地区の部分に対しての花植えについては、今のところ計画はありませんが、1点申し添えますと、昨年、東町町内会さんのほうで、花植えを実施したいという御要望がありまして、それで緑町町内会が今やられている向かい側のエリアを、東町町内会で令和4年度より取り組んでいただくということで準備を進めているところです。

3点目の中央公園についてですけども、公園のほう、指定管理者側のほうに管理等をお願いしているところでして、そちらにつきましては、これまでパークゴルフの受付のところにプランターを設置してというようなこともやっていました。いずれにしても、指定管理者側と打合せをしながら進めていかなければというふうに考えているところです。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。今年は町内会でされるということですけども、町内会自体もだんだん高齢化してきて、見ていると参加者もかなり高齢の方が多いのではないのかなという思いであります。それで町内会・行政区のほうから、この花植えに対して、いろんな声があったのかどうなのかということが1点と、それと美園地区のほうは、わかりました。中央公園のほうもわかりました。ただこの緑化事業自体があくまで行政区とか町内会でなければ、町内会や行政区に対しての花植えの助成という書き方ですけども、例えば、別の団体などが花植えなどをするなどということに関しては、特別な助成などはないのかということをお聞きします。

あと花植えともう1点、ちょっと公住のことであつたので、それ1点だけお聞きします。

本間委員長 いや、公住も言っているですよ。

佐藤委員 いいですか一緒に。公営住宅の管理事業ですけど、先日栄町の公住の入り口の防犯灯が壊れていまして、センサー式に改修していただいたということで、住民の人がすごく喜んでいたんです。それでほかのほうもやったのかなと思ったらその場所だけだったものですから、追々に順次取り付ける計画はあるのかどうか、その1点だけ。

土木G主幹 まず、1点目の高齢化等による花植に対する要望についてお答えします。令和2年度より、一部地域からそういうような御要望、御意見がありましたので、区長さん・町内会長さんとの意見交換会というのを10月に実施していまして、その中で、地域でどのような形で取り組むのかということで、打ち合せ会議を行って、その中でやはりなかなか集まりにくい部分がありますという町内会などがありまして、それで、例えば、花植えの場所を検討していただくなどということを意見として出されたものですから、その辺の内容を踏まえまして、それを令和3年度にその部分を実施するというようなことで今、この度であれば、西町町内会が今まで2列植えていたのを1列にするということと、あと14区でも一部今までやっていたところをやめて、若干規模を縮小していただくというようなことをしています。今後もこちらの打合せ会議を通じて、地域の方々の御要望に沿って、いずれにしても、環境の向上ですなどといったところと、あと地域の方々に緑化に対する意識向上をつなげていくという事業ですから、我々の事業に対する考え方もお伝えしながら継続していきたいなというふうに思っているところです。

2点目の緑化の部分のところですが、現行の補助金の要綱では町内会という形を限定してやっています。場所につきましても当然どこでもいいという話にはなりませんので、当然町有地や公共用地になるものですから、今のところは町内会などと、そういった部分でやっていただくというふうに考えているところです。以上です。

都市施設G主幹 公住の入口の防犯灯ですが、基本的には入居者の方々に、蛍光管が切れてしまったなどというのは対応していただいているのが現状ですが、今回、本棟の建物の入り口部分、玄関の入り口部分のところの防犯灯という形でいわれまして、若干現場の確認もしましたが、確かに入口付近、かなり地盤沈下もありまして、段差が結構付いているような状況となっています。入居者それぞれの方たちの、何といいますか、電気を消したり、付けたりという部分の操作の部分もあって、結構高齢の方などがちょっと薄暗くなってから帰ってくるときに、周りが見えないなどということのケースがかなり見られるということもありましたので、栄町の公住の玄関のところの防犯灯というのは、ほとんどの器具が一度も替えていないような状況でした。それで建設当初から約35年経過しているものですから、器具の老朽化というものを考えて、今回1棟先行して交換させていただきましたが、そのほかの5棟の両サイド、10カ所部分につきましても、状況を見ながら、随時予算の状況と蛍光灯の状況も見ながら、交換のほうは進めていきたいなというふうには考えています。以上です。

佐藤委員 花植えですけれども、やっぱり町のイメージアップとしては本当にすば

らしいと思います。そういう部分で、各町内会の皆さんが、本当に大変ながらそのように絶やさないように頑張っていただけということには、本当に感謝の思いです。ぜひまたそういう形で、取り進めていっていただきたいなと思っています。

防犯灯も、センサーということで、特にやっぱり高齢者の人たちが荷物を持って防犯灯のスイッチを付けなくてもいいということで、センサーのものを付けたということで大変喜んでおりました。そういう部分で、公住もだんだんいろんな形で古くはなるんですけども、ぜひともそういう最先端なことを考えて、また取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

本間委員長 ほかに。

西股委員 2点お聞きします。中央公園トイレの基本計画ということで、今年、中央公園のトイレを見直すような計画が出ていますが、どのような内容になるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと2つ目の資料の16ページです。住宅リフォームの関係ですが、落選の方が16人いたということであれば、予算をそもそも600万円からちょっと最初から増やすということとはできないのだろうか。例えば補正で後から増やすなどということではなくて、それだけの数の方が落ちるのであれば、もう予算自体を、もう少し700万円などにするなどという形のほうがスマートではないかなというふうに思うんですが、今年は難しいということであれば、次年度以降にそういう計画もあるかもしれないですが、やはり町民から望まれているのであれば、そういうようなふうに取り上げていただいたほうがよろしいかなと思うんですが、この辺に対しての考え方をお願いいたします。

土木G主幹 1点目の、中央公園のトイレの設計の件についてお答えします。まず、今年度、中央公園の大型滑り台の改修工事もあります。そちらのほうや誘客施設の部分のところもありますので、それで今、駐車場付近にあるトイレの設置の更新という形で考えているんですけども、例えばその場所や規模など、そういったところも踏まえて基本設計を立てまして、それを踏まえて実施設計ということで、令和5年度の工事実施に向けて設計を進めていくということで、今回、調査設計を行います。以上です。

都市施設G主幹 住宅リフォームの関係ですが、先ほども若干触れましたが、平成27年から事業を進めていまして、5年間につきましては、補正対応ということで全件対応していました。令和2年からは、一応現計の予算額600万円という形で、2カ年やらせていただいたんですが、今、西股議員おっしゃるように落選者の部分というのがある程度の人数がいるということも踏まえたと、もう少し予算額が上げられないのかという部分もあるとは思いますが、今、まだ当初予算内で進めて、2年部分ということで、これからもう少し様子を見させていただいて、申込者数がある程度の件数多くなってきて、さらに、抽せんから漏れる方という部分が多くなるような状況が続くということであれば、予算の許す範囲内で増額という部分も検討していくという形では考えていきたいというふうには思っているんですが、今現時点においては、もう少し様子を見させていただきたいというふうには考えているところです。以上です。

西股委員 まずトイレの関係ですが、昨日誘客のほうが採択になったという話です

が、そうなってくると今度エリアマネジメントの関係などもいろいろ出てくると思いますが、その辺との連携の中で、今回の基本計画を組む部分で予算がダブつくような感じにはならないのかなと。そういうようなイメージを感じますが、その辺のところをうまくコントロールしていただきたいなというふうに思います。来年、新しいトイレができ上がってくるということであれば、それが使いやすいような形になればいいというふうには思います。

それと住宅リフォームの関係ですが、やはり抽せんから漏れている方というのは、令和2年以降はやっぱり数が多いというふうに受け止めます。はっきり言えば、30件やったうちの45ですから、50%ぐらいは落選なんですよね。ということは、やはりそれだけの需要というのは見込まれているということになってくるので、そうなってくると、やはり今年は最初から組んでいる部分がありますので、それは分かるんですが、来年度にはやはりそれはもう確実に上げておいてもいいかなと思います。それから、それに満たなかったら、それはまた補正でマイナス組めばいいだけの話ですから、当初はやはり700万円なり800万円なりで組んでも問題はないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

都市整備課長 まず1点目のトイレの関係ですけれども、当然、誘客の今言うエリアマネジメントの関係もございまして、その公園の山、冬場も使うことはもともとから検討していきたいということの話をいただいております。また、誘客施設ができれば、あそこの駐車場のところは1年間使うということになれば、除雪もして冬も入ってくるということになります。当然、施設との距離もございまして、パークゴルフ場のところにも簡易トイレがありますから、そのバランスもあろうかと思います。ただやっぱり、例えばあそこの施設、この駐車場についたときに、用を足してから遊びに来る、あと帰る前に用を足してから帰るところをある程度総合的に考えて、あの辺の場所にはなりますが、ある程度そういったバランスをとりながらですね設置をしていきたいということがまず1点あります。それと、今のトイレにつきましては、やはり防犯上、壊されたりなどもして中もかなり傷んでいる状況があります。そういうセキュリティ的なものとやはり防犯的な要素もございしますので、その辺も十分考慮しながら、設置については、十分、今回の設計で検討していきたいというのが、まず1点目です。

それと2点目のリフォームの関係ですけれども、うちのほうでは基本的に使う方、要は補助を受ける方と、建築業者さんのバランスというところもございまして。当然、今言うように、町内の業者に直していただけるとすごく素晴らしいことではあるんですが、考え方としては、5年間天井なしでやった、そのあとは、600万円で今2年目終わりましたということになっています。ある程度経過を見て、当然今、コロナ禍という状況もあって、住宅に投資する方が増えているというのが実際のところですので、本年度、ある程度受付が終わった段階で、どれぐらい落ちる方がいるのかというのをしっかり捉まえて、当然、次年度以降、今言う需要のバランスがありますので、その辺について前向きに検討はしていきたいと思っています。ただ、私たちもそれよりもやっぱり5年間まずは続けていく、同じフレームで続けるということをやるということは、約束させていただいておりますので、その辺の中で、当然今言う、年

間で100万円、200万円を増やしていけるかというところの議論は、十分その辺、今の実績を見ながら検討させていただきたいなと思っています。

西股委員 毎年そういうように、あふれる方がいるということであれば、検討の材料にはやはりしていかななくてはならない。5年間固定云々というのは、それは建前の部分であって、それからいくらでも変更するというような考え方は絶えず持ってもいいかなと思うんですが、この辺もやはり検討材料の一つに置いて、来年以降、そういうような感じに組立てをしていただきたいというふうに要望しますのでよろしくお願いします。トイレについてはわかりました。

本間委員長 ほかに。

加藤委員 町道長寿命化ですが、私が言いたいことは、昨年の予特でも言いましたが、柳陽通り、南15線とぶつかる交差点の2車線のところのことですけれども、やはり直進車、第1車線と第2車線があって、大多数の人が第2車線で直進をすると、真っすぐになっていますけれども、第1車線も左折と直進ができることになっているはずなんですよね。そこで、両車線、第1車線、第2車線と同時に直進した場合、危険があるのではないかとこのところで、あそこは通学路にもなっていますし、ガソリンスタンドもある交差点ですので、事故の可能性は極力減らさなければいけないのではないかと考えています。その点についてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

土木G主幹 今おっしゃっていた南15線道路と西9号道路の交差点、エネオスの交差点の2車線になっているところから小学校側に向かって1車線のことかと思います。そちらにつきまして、我々といたしましては、今現行2車線あって、右折する車はかなり多くあって、そこに渋滞するようなことは、我々としては今のところ見受けられないのかなという部分もありますので、今段階では、すぐにそのところの交差点改良をするというような考えはないですけれども、今後交通量が多くなったり、今後、道央圏連絡道路も令和6年に中樹林道路が開通するという予定もありますので、そのまた交通の形態などが変わった段階で、我々もまたそこで流れが変わって交通が多くなったということがあれば、再度検討するような形で考えていくことになるのかなというふうに思います。以上です。

加藤委員 確かに、全体的といいますかトータルでの交通量というのは、そこまで多いものではないかと私も認識しています。何かやっぱり朝の時間帯、多少なりとも集中するというので、小学校へのスクールバスも通りますし、送り迎えする保護者の皆さんもいらっしゃいます。昼の時点などという時間帯では特に危険はないのかなとは思いますが、朝は多少危険性が増えているのかなと私も認識しておりますし、町民の方からも危ない瞬間があったことあるよという方は少数ながらもいました。そういう声もありましたので、ぜひ検討のほどお願いしたいと思います。以上です。

本間委員長 要望でいいですか。ほかに。

熊木委員 資料16ページの下段の空き家対策事業について伺います。これ新規事業で170万円の予算が付いています。それで、総務常任委員会で空き地の雑草の調査ということで年に2回しています。そういう中で住民課の担当ですけれども、空き地の雑草を見たときに、やはり住宅も傷んできていて雑草や樹木が飛び出していると

というような状況などをいろいろ見ました。それで、町内のそういう危険な中古住宅などの調査はされていて、何件ほどあるのかということが一つと。

それから、170万円の予算に対して、空き家解体工事は1件あたり15万円、中古住宅購入は25万円となっていますが、これは申込み順なのか、先ほどの住宅リフォームと同じように申込みが多数になったときにどのような措置をするのか、その2点お願いします。

都市施設G主幹 町内の空き家関係という形ですが、今、私たちのほうでは台帳整備という形で戸数を捉えています。市街地地区ですが、今現在は57戸の空き家があります。ただ、これは昨年の3月の調べで、今回調査はかかっていますが、まだちょっと資料のほうにまだ反映されてないということで、大きな変更等はないとは思いますが、今、市街地の中では57戸の空き家があります。農家地区が約67戸になります。あわせまして町内には、家屋124戸の空き家の家屋が今のところ確認されています。ただ、この空き家については、連絡先など何かしらのことはほぼわかっています。今現在、完全に不明の住宅が3戸ほどあります。その部分につきましても、今現状の特定空き家といわれる、将来的に行政代執行等の対象になっていくような空き家の部分については、基本的に特定空き家というのは、建物自体の老朽化の部分と近隣に対しての危険性の部分という総合判定をかける形になっています。皆さんも御承知のとおり予備軍的なものとして、やっぱり国道337号線沿いにあります昇月旅館のほうで、ちょっと老朽化がしてしまっていて、近隣のほうにも影響があって、建物自体にもある程度の老朽化はしているとなっていますので、私たちのほうでも、2年ほど前に一度立入りをさせていただいて、内部調査をした結果、それほど悪くはないという結果が出ています。2階部分の底抜けなどもないですし、柱の破損や壁の膨れ上がりというのも少ないです。今現在、特定空き家の予備軍にはなりますが、そこまでの状況ではないということから、町内の空き家でいえば、そこまでの部分の空き家というのではないという形で捉えています。ただやっぱり、先ほど言うように、市街地では57戸ほどの空き家の部分が見られるということもありますので、そういった部分をよく確認しながら、空き家の対処のほうは進めていきたいと考えています。

もう一つ、2点目の空き家解体に関わる事業ですが、今回中古住宅の購入の助成事業と空き家解体の助成事業の2点を追加させていただきました。もともと町内の空き家に対する住宅施策というような形で考えると、空き家の発生を未然に防ぎながら特定空き家にならないように、空き家自体の価値を高めていって再利用を促すといったような形を目標として私たちのほうも考えています。このようなことを考えると、定住のほうを促進させて空き家にさせないということで住宅リフォーム助成事業というのを、まずは継続してやっていこうということで、その次に空き家を増やさないということで、移住定住もさらに増進させるということで、もともと住宅リフォームの中に除却の事業というのは認めてはいましたが、住宅リフォームが、先ほど西股委員もおっしゃったように、4月の申込みの段階で一気にきてしまいますので埋まってしまうという部分もあって、その辺でやりたい人がいてもできないということも考えられるのではないかとということで、空き家の解体助成事業というのは、外枠にさせていただいて今回新たに新設して、先ほど言ったように抽せんについては、一応1月3

1日まで申し込まれた方で、先着順で考えています。熊木議員が言うように、予算額については45万円で、上限150万円になります。助成率は10%ですので15万円が上限になります。一応3件分ということで、45万円の予算を計上させていただいていますが、今までリフォームの事業の中で除却のほうは申し込まれた方はいないですが、最近何点かお問合せ等もあったものですから、この事業を活用していただいて、空き家抑制につながればいいなというふうに考えて、解体事業のほうをつくっています。それともう一つ、中古住宅の購入の助成事業ですが、これについては移住定住を促進させるというのと、空き家の数を増やさないということも目標にしていきたいということで作っています。これについては2月28日までに申し込まれた先着順と考えています。予算額については125万円で、事業費の上限も125万円になります。助成率は20%で25万円まで5件分計上しています。ただ、これは一応補足ですが、個人売買等があった場合については、ちょっとどういうことがあるかわからないものですから、基本的には宅建取引業者の資格を持っている者が仲介に入るという部分を一つとして、何点か要件を付けています。その部分で事業自体で不正にならないように、しっかり明確にしながら空き家解体と中古住宅の購入と、住宅リフォーム、それと建築助成、その辺を絡めていながら、町内において空き家の抑制というのは総合的に図っていききたいなと考えているところです。以上です。

熊木委員 とても詳しく説明していただいてありがとうございました。農家と市街地をあわせると124戸の家屋ということではすごく多いなと思います。それで、ちょっと今聞き間違いかな、空き家解体の申込みが1月31日と言いましたか。それは、令和4年度のことですね。それで、思ったほど多いということと、完全にわからないところが3戸あるということで、全国でもやっぱりそういうところが増えていくということで、総務委員会で住民課と懇談したときにその空き地、そういう条例が国のほうでも示してくれるはずだというような形の説明だったんですよね。だからそれに沿っていくのかなとは思いますが、住民課や土木、建設、そこで一緒に、町内の台帳を基に、緑町にはこれだけなど、何かそういうような形での会議体というか、そういうものはやられているのでしょうか。それは、空き地の雑草の時に、ずっと総務委員会で何年もかけてやっているときに、やっぱりいろいろ効果の違いはあるけれども、その町内の現状を見るというときに、課がまたがりながらいろいろ協議をするということが必要でないかという意見も出ていたんですよね、私も出しましたし。だからそれによって町の実態がよくわかって、解決につながるのではないかなと思うので、そういうことがやられているのかどうか、それをまず1点伺います。

それから、限度額のところで、空き家解体のほうでは何件とか、そういうような住み分けをしているの予算配分をしているのか。それも伺います。

それから今年の大雪で、全道各地で、家の屋根が壊れたり、潰れたりとあるんですが、現在その124戸の中で、そういうような実態は寄せられているのかどうか、調べられているのかどうか、それを伺います。

都市施設G主幹 まず空き家に対する、庁舎内の連携みたいな形ですね。私のところで、空き家の窓口といいますか、空き家対策会議等の関係で、空知総合振興局の建設指導課のほうから文章のほうが来ているという部分もありまして、必要な部分につ

いては合議等で回ささせていただきながらやっているところもあります。そういったこともあるものですから、先ほど言いました空き家台帳の整理というのは、私たちのほうでやらせていただいて、所有者等の調査は開示請求に基づいて、固定資産台帳等を確認しながら所有者等の調査は行っているところです。この空き家台帳を基にして、住民課に対しては空き地の関係、まちづくり課に関しては空き家バンク、総務課に関しては特定空き家に対する最終的な、例えば行政代執行もそうですし、調査を追って行ったりした時に個人情報等の問題などというものもあって、その4つの課を含めて情報共有の対策会議は2回ほどやっています。その中で空き家台帳は配布などはしていないですが、今言ったようなこういった件数の空き家があるということで情報提供をしながら、例えば住民課からいけば、その空き家があるところの空き地の除草などの周知についてはどういった形で対処していったらいいのか。例えば固定資産の通知を出すときに、同一の文書を入れて、こういった表現にして書いて送ったらどうだろうなどと協議はしています。ただ、いずれですが、空き家対策計画の作成も視野に入れていかなければいけないなということを考えますと、対策協議会等の設置ということも考えていかなければいけないのかというのはありますが、今の段階では、庁舎内の連携をとって、各分野における課題を情報共有しながら、空き家対策に対して進めていって、町内124戸の空き家があるということですから、この状況等も見ながら、増えたり、さらに老朽化が進んでいったら、もっと空き家対策に対して踏み込んでいかなければいけないというふうに考えていますので、その辺は状況を見ながら、さらに進めていきたいと考えています。

2点目の、先ほど言った事業の振り分けですが、もう一度お知らせいたします。中古住宅の購入ですが、助成率については20%になっています。補助金の上限は25万円で、5件分予算計上しています。予算額については125万円になっているところです。これは個別で中古住宅の購入の助成事業に対して、こういう助成率になっています。もう一つ、空き家等の解体の助成事業については、助成率は10%で、補助金の上限は15万円。事業費の上限としては150万円までいってしまえば、15万円はもう変わらないので150万円というのが上限となっています。予算の枠は3件分ということで、15万円の3件分で45万円の予算を計上しています。

最後に空き家の現状ですね、先ほどもちょっと昇月旅館のことも含めて言いましたが、今、3月の段階で、ちょっと全ての件数回れませんでした。市街地はほぼ全域回っています。他の市街地外の行政区についても見られるところについては、見ているような形です。その中で潰れているなどというような住宅については、こちらのほうでは確認はしていません。以上です。

熊木委員 ありがとうございました。すいません。聞いていたんですね、その住み分けというところで。失礼しました。情報共有がやられているということを聞いて安心しました。それから、住宅リフォーム助成と空き家対策事業、こんなふうにして計画の中に組み入れながらやっていくということでは、やっぱりすごくいいことだと思うんですね。それで農家の空き家についても、近年、コロナの影響もあって、一戸建ての持ち家を探している人や、それから新規就農のことでも、石川議員も質問をされていましたけれども、田舎暮らしを楽しみたいというような人が増えているように

思うんですよね。そういう中で、うまく、農家の空き家とその周りの畑も使えるなどということの希望に合えば、何かそういう形で新しく移り住んでくる、移住につながると思うので、それを積極的に進めていってほしいなと思います。以上です。

本間委員長 まだ質問もあるんですけども、お昼過ぎてしまいましたので、1時20分まで休憩いたします。

(午後12時10分)

(午後 1時20分)

本間委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。質疑を引き続き行います。

細川委員 それでは予算書の113ページ、町道除排雪事業について、関連でちょっと質問いたします。町道の除雪に関してはとてもきれいにさせていただいて、大変助かっているところですけども、実は、団地内の遊歩道の除雪の関係で質問したいと思います。団地内の遊歩道の中には、生活路線になっている遊歩道がありまして、利用者もすごく多いところがあります。例えば、全部遊歩道の関係、私のほうで把握はできていないんですけども、例えば北町の国道337から入る道路のところ、まっすぐの遊歩道ですね、ここは一個人の方が緑地を使わせていただいているということで、気を使っただいてずっと個人で開けていただいているんですよね。ですから、ここはその方が体調が悪かったり、入院をしない限りはずっと除雪が入っています。それから、まっすぐ抜ける道路で、北町コミュニティーセンターに抜ける遊歩道があるんですけども、このところ、通学や通勤、それから老人の方の買物等、あとバスの利用者の消防署前の停留所、こちらに出る方がかなり多く、実際のところ町内の有志といいますか、その近所の方が雪をはねたりはするんですけども、現在の状況でも1メートルぐらい高いところを皆さん歩いている状況になっています。それでこういったような状況のところはほかの団地内にもあるのではないかなと思うんですけども、そういうところを確認していただいて、毎回とはいわないですけども、年に数回歩道を開けるような機械で開けていただけると、地域のほうもそれに伴って除雪を続けてできるのではないかなと思うんですよね。そういったことを検討していただけないか、ちょっと質問したいということで、今回お願いしたいと思います。

土木G主幹 今の御質問の遊歩道の除雪についてということで、現在、町のほうでは、遊歩道の除雪につきましては歩道用ロータリーで実施しているところでして、小学校の通学に伴う部分などで、北町のそよかぜ橋や美園地区の小学校へ至るまでの通学路で使っている遊歩道の部分、柳陽公園と西町2丁目の一部を除雪しているところです。これらにつきましては、先ほどお話ししたように通学路で使っている部分や、あと実際やるにあたってロータリーで飛ばすものですから、実際の場所が雪を飛ばす場所があるのかなのか、あと、そのほか、通常除雪の際に遊歩道に実際雪を押し込みをしています。それで、その部分をまた開けるとなると、当然除雪の質の低下などということにもつながるものですから、我々としては、あと機械力という部分でいいますと、現在その町の歩道ロータリー1台と、受託業者である維持組合の機械が1台の計2台で実施しているところで、機械力という点からも、遊歩道を開けるということの路線を増やすというのは、今のところは考えていないところです。以上で

す。

細川委員 機械の関係などいろいろあって大変だということはわかりますけれども、もし除雪の空いている時期に、除雪機の空いているときに、何回かでも入っていただけるだけでもかなり違います。たまたま今、私が言ったのは北町の関係で言ったんですけども、そのこのところ両方とも緑地帯が横についてますので、真っすぐ飛ばすのだったら、縦に飛ばしていくのならできると思うんですね。それで今回何でそんなことを言ったかといいますと、一番ひどいときに1メートル50センチぐらい高くなっちゃったんですよ。ただ老人の方が両手に買物袋を持って、そこから転がって落ちてきたんです。これは危ないなと、下手したら骨折するなと思って、その方は70歳後半から80歳ぐらいの方ですけども、いつも夫婦で足腰鍛えるためにそのこの通路を使って、最短距離なものですから、道路をぐるっと回ると3倍以上の距離になってしまうものですから、どうしてもその遊歩道を渡るんだという話なんです。町内にそういうところが何か所かあるのではないかなと思うんですけども、そういったところをできれば、地域も頑張りますけれども、何回かでも入っていただければ足場になって、今だと1メートル以上高いところを歩いているので、それが少し緩和されて危なくなくなるのではないかなと思いますので、その辺、今後検討していただければと思います。これは一応要望ということで、よろしく願いしたいと思います。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは審査順序11番、下水道事業特別会計。同時審査といたしまして、合併浄化槽等整備事業費、上水道費。以上、説明をお願いいたします。

都市整備課長 それでは、議案第22号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。13ページをごらんください。1款1項1目総務費、本年度予算額8万7,000円。下水道協会への負担金を計上しています。

2目管理費、本年度予算額1億2,376万1,000円。管理費では、事業にたずさわる職員2名分の人件費、次ページにかけて、管渠、ポンプ場など下水道施設の維持管理に要する経費、公営企業会計移行に要する経費、及び江別市公共下水道施設の維持管理負担金、並びに施設整備時に借入れを行っておりました、起債償還負担金などを計上しています。

15ページにまいります。3目建設費、本年度予算額1億14万5,000円。

12節委託料では、下水道管渠及びポンプ施設の老朽化に伴う改築計画として、晩翠ポンプ場改築計画策定業務にかかる経費を計上しています。

16ページにかけて、18節負担金補助及び交付金では、江別市公共下水道事業で、南幌関連工事にかかる負担金を計上しています。

2款1項1目元金、本年度予算額6,017万8,000円。元金償還金です。

2目利子、本年度予算額547万4,000円。利子償還金です。いずれも、公共下水道事業の整備に要しました費用の一部につきまして、起債の借入れを行いました下水道事業債、及び臨時財政特例債の償還費を計上しています。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、5ページをごらんください。第2表、地方債についてご説明いたします。江別市南幌関連工事に要します負担金、及び公営企業会計移行に要します費用について、それぞれ借入を行うものです。起債の目的、江別市南幌関連負担事業、限度額9,070万円、及び公営企業会計適用債、限度額480万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続きまして17ページをごらんください。給与費明細書の説明をいたします。一般職2名分の人件費1,306万7,000円を計上しています。詳細につきましては、以降のページにわたり記載していますので、御参照願います。

続きまして24ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。江別市の公共下水道事業で平成25年度までに南幌関連分の起債借り入れを、年度内の限度額、前年度末までの支出見込額、本年度以降の支出予定額とそれぞれの期間を示したものでございます。

次に26ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。南幌公共下水道事業に対します地方債の令和4年度中 起債見込額と令和4年度末現在高見込額を示したものでございます。御参照願います。

続きまして歳入の説明を行います。9ページをごらんください。1款1項1目下水道事業負担金、本年度予算額909万1,000円。1節受益者負担金は、徴収猶予を行っております受益者負担金の科目設定でございます。2節管理費負担金は、みどり野団地開発者の道住宅供給公社からの南幌及び江別市に対しましての工事負担金にかかわる起債償還費を計上しています。

2款1項1目下水道使用料、本年度予算額1億1,324万5,000円。1節現年度分使用料、1億1,286万円は、近年の使用料の動向を考慮して計上しています。2節滞納繰越分は、実績を加味し計上しています。

続きまして、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、本年度予算額660万円。公営企業会計システム導入及び、晩翠ポンプ場改築計画策定にかかる社会資本整備総合交付金です。次ページにまいります。

4款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額6,510万6,000円。管理費および建設費、並びに公債費の起債償還に要します費用の一部に充当するため、不足分を一般会計からの繰入れを行うものでございます。

5款1項1目繰越金、本年度予算額10万円。令和3年度決算による繰越金を計上するための科目設定でございます。

6款1項1目延滞金、本年度予算額1,000円。

2項1目雑入、本年度予算額2,000円。いずれも科目設定でございます。次ページにまいります。

7款1項1目下水道事業債、本年度予算額9,550万円。1節下水道整備事業債については、江別市南幌関連負担事業に要します負担金につきまして、財源措置のため、借入を行うものでございます。2節公営企業会計適用債は、公営企業会計移行に要する費用について借入を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ本年度予算額2億8,964万5,000円。対前年度比

7, 249万円の増額でございます。

以上で、下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして同時審査の一般会計、合併処理浄化槽整備事業費、及び上水道費についてご説明いたします。一般会計予算書93ページをごらんください。4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、本年度予算額364万6,000円。この事業につきましては、農村地区における合併処理浄化槽設置に要する補助金等を計上しています。

本年度の予定基数は7基を予定しており、水洗化にかかわる改造資金貸付金は、1件を予定しています。次ページにまいります。

3項1目上水道施設費、本年度予算額4,730万7,000円。長幌上水道企業団負担金です。18節負担金補助及び交付金は、企業団に対しまして南幌関連事業の第2浄水場フェンス改修事業、第1浄水場整備事業、及び高度浄水施設等整備事業、水道施設耐震化事業の起債償還負担金並びに企業長給与の負担金を計上しています。本年度は第2浄水場が4月1日から供用が開始されます。関連工事として配水ポンプ施設の建設工事を実施いたします。

以上で、説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

志賀浦委員 ちょっと説明をしていただきたいなと思ったのは、公営企業会計移行によりけりということで、今まで公営企業会計に移るという説明がなかったようですが、これに移ることによってどういうシステムになるのか、どういうメリットがあるのか。確か公営企業会計適用債というのは前々年度もありましたよね。今まであったものを、何で今回変えていくのか、その辺の内容説明をお願いします。

都市施設G主幹 それでは公営企業会計への移行に関わる経緯と効果、また起債の関係について御説明申し上げます。地方公営企業と位置付けられています今回の下水道事業会計ですが、本町もそうですけれども、事業開始の当初から、いわゆる官庁会計方式と呼ばれて、単式簿記の形の特別会計というふうになっています。今、昨今ですね、人口減少や少子高齢化という影響もあって、下水道の収量は減少している部分というのがあるものですから、またさらに当町でいえば、晩翠ポンプ場や管路施設、既存施設の維持管理、老朽化対策というものを進めていく上で、財政状況というのはいもう非常に厳しいものになっていると。また収量の収入というものも、少子高齢化に伴ってだんだん下がってきているっていう部分になると、事業経営については一般会計からの繰入れで賄わなければならないというようなことが想定されているような状況が現状となっています。それを踏まえて、下水道事業については、適正管理で計画的な経営をしていく必要があるということで、資産の動きや経営比較分析というのを行って、より経営状況が把握できる複式簿記の形の企業会計に移行しなさいというロードマップっていうものが、総務省のほうから平成27年に示されていました。そのロードマップに基づいて、当町のほうもいろいろ取り組みのほうを検討はしてきましたが、その内容が人口3万人以上の都心についてはこの期間内、要は平成27年から平成31年で移行しなさいと。3万人以下の市町村については、できるだけ移行してくださいと。農業集落排水については、団体の実情に応じて移行してくださいというようなロードマップが平成27年から平成31年の期間で示されていました。検討

のほうを進めましたが、なかなか人員不足の部分や会計移行に関わる費用の問題などといったものを考えますと、なかなか今すぐに会計移行するというのが厳しいということもございまして、後年次に検討をするというような形で対応をしていましたが、今回、新しいロードマップというものが総務省のほうから示されまして、3万人未満の市町村については令和5年までに移行することというような流れができました。それを踏まえて、当町としても、会計移行に対して進んでいかななくてはならないということで、令和2年度から進めています。令和2年度にプロポーザル方式を用いまして業者選定を行いまして、令和2年度から令和5年度までの4カ年で、会計移行をやるという形で進めています。それに対して、先ほどもちょっと起債の関係がありましたが、国の財政補助という形で、公営企業会計適用債というものを使ってくださいと。それと、アドバイザー的な人員についても御要望があれば派遣しますというような形の国の対応、そういう形で示しますので、何とか令和5年度までの移行について行ってほしいという形で、言うならば、ほぼ強制的な移行というような形になっています。令和2年度から公営企業会計適用債を借りまして、本町の場合でいうと人口密度で交付税措置の額が変わってきます。うちは約49%なので、ほぼ2分の1、交付税バックが入ってくる財源措置になっています。起債は100%借りられますので、令和2年、令和3年と借りている起債については100%借りています。今回、令和4年度ですが会計システムを入れるような形で考えています。公会計システムの導入に関して、これは社会資本整備総合交付金の中の補助事業で、実は広域化でやれば2分の1の補助があるというようなメニューがありまして、その広域化のメニューの中にこの会計システムを広域でやるというようなメニューがありましたので、予定しているのは、長沼町と広域で会計システムの形で進んでいければという形で今検討しているところです。それを使いますと社会資本整備総合交付金の2分の1が入ります。残り2分の1に対して公営企業会計適用債を借りて、その49%が交付税バックというような財源措置になっているところです。今回、新年度予算の起債の中で入っているのが、公営企業会計適用債の部分と、今回下水道特会のほうで出ていますが、江別のほうの負担事業の部分の起債と公営企業会計適用債の部分というのは、今言ったような形の財源で考えた、公営企業会計適用債を計上しているというような形になっているところです。それと、この公会計に移行することに伴うメリットというか、効果です。これは一番大きなところにつきましては、経営状況が明確になりまして、適切な使用料の算定が可能になるというところを一番のメリットと考えています。3点ほど考えてはいるんですが、一つ目としましては、維持管理に関わる取引、損益取引と建設改良にかかる取引で資本取引のほうがあるんですが、区分のほうが可能というふうになることから将来における経営計画がより適正にできる。二つ目については、企業会計のほうは発生主義になるため、現金の収支の有無にかかわらず経理が行われるということで、一定期間の間の経営状況や特定の時点における財政状況というのが明確になりますよということ。三つ目としましては、原価計算が行われることで使用料の算定が明確になって、あわせて月次決算というのが可能な複式簿記になるため、誤り等があった場合は確認しやすいというような部分が大きなメリットになると考えています。いずれにしましても、公共下水道も農業集落排水事業も、平成17年の1

0月に、10%の料金改定をしています。平成23年から25年までの3カ年にわたって10%ずつ、あわせて30%の料金改定をしています。ですので、30%、40%の料金改定をして、今の現状に至っているところですが、今回、令和5年度までに企業会計移行することによって、下水道会計にどれだけの資産があるのかというのと経営状況はどうなっているのかというのを総体的に把握することが可能という形になりますので、それらを見据えて、改めて料金改定が必要なのかどうかという検証を進めていきたいなというふうに考えています。令和5年度で会計の移行は終わらせなくてはならないということもありますので、令和5年度から令和6年度にかけて、料金形態について再度見直しをして、上水道料金の見直しというのも、その辺の頃合いにまた話が出てくるのではないかというふうにも思っているところがありますので、その兼ね合いも見ながら考えていきたいと思っています。以上です。

志賀浦委員 だいたいはわかりました。有利な起債ができていいのかなというのと、逆に言うと得なのかなって気がしないでもないんだよね。今長沼との協議で、令和5年に移行したいというので、もしそうなったとした時、その時に、例えば、上水道と下水道と一緒に会計に盛り込むのか、下水道とは別にするのか。そうすると、長沼と一緒に一部事務組合をつくったにしても、うちは江別にお願いしている部分があるので、その辺の計算はかなり大変だなと思うんですよね。それと逆に言うと今、最後に言ったように、受益者負担額から増えてくると、そういうのを先に明確に言っていないと、公会計に移行しますよといって、後から知らないうちに上がったんだということになっちゃいますよね。その辺は、しっかり説明してくれないとまずいなと思うんですよね。その辺考え的にどう思っていますか。

都市施設G主幹 まず会計ですが、今、例えば、ぎょうせいというのも話の中に上がっています。ぎょうせいさんの会計システムというところの中で、なかなか後の広域の連携でやるっていう形になると、長沼町がぎょうせいさんのクラウドの一つの中に会計システムをつくる、そして南幌町の下水道会計としてそのクラウドの中につくるっていうような形で、一つのクラウドの中で別々に入るといったような形になります。会計は混同することはないですが、下水道事業会計という、うちの南幌町の枠の中で農業集落排水と公共下水道というのがセグで分かれる形になります。これを一緒にすると、決算統計等などでも問題になるものですから、それはセグで分かれるようになっています。そして先ほど言いました水道事業ですが、水道事業はこれは完全に別になっていますので、長幌上水道企業団さんは当初から水道事業は企業会計になっていますので、それについては別個のものというふうに考えているところです。公会計移行に関わる料金の改定の部分というのも含めて、企業会計に移行することによるメリット、デメリットというのも当然あるかと思しますので、その辺の情報を情報の提供も含めて、どういった形でやるのが一番理解が得られるのか、深められるのかということも考えながら、会計移行の令和5年度までに含めて、ちょっと検討していきたいなというふうには思っております。以上です。

志賀浦委員 痛しかゆしでわかりましたけども、ただいずれにしても、隠れている部分があるように見えるものですよね。できるだけ早めに情報公開してくれないと。この予算書の中で、公会計企業に移りますよと一行書いただけで、これだけのものが

隠れているということだから、早め早めに議会には知らせてもらわないと。逆にその方向でオーケーであれば、それを広報していかないと。いずれ令和5年には上がりますよというぐらいのことは今から言っていけないと、1年半しかないですよ。そのぐらいのことを、しっかり周知してもらわないと困りますよということで、意見として受けてもらえば。よろしくお願いします。

本間委員長 ほかに質問ございませんか。

ないようなので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、続きまして、審査順序12番、農業集落排水事業特別会計の説明をお願いします。

都市整備課長 それでは、議案第23号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳出から説明いたします。11ページをごらんください。1款1項1目管理費、本年度予算額1,194万7,000円。農業集落排水事業にかかわります管渠、浄化センターなどの維持管理に要します経費を計上しています。12節委託料では、昨年度から行っております、公営企業会計移行に要する経費、264万円を計上しています。次ページにまいります。

1款1項2目建設費、本年度予算額201万3,000円。14節工事請負費では、夕張太浄化センター内、流量調節弁取付工事を計上しています。

2款1項1目元金、本年度予算額341万3,000円。元金償還でございます。

2目利子、本年度予算額26万7,000円。利子の償還金でございます。これらの目では、農業集落排水事業の整備に要しました費用の一部につきまして、起債の借り入れを行いました下水道事業債、並びに臨時財政特例債の償還費を計上しています。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、5ページをごらんください。第2表、地方債について御説明いたします。公営企業会計移行に要します費用について、借入を行うものです。起債の目的、公営企業会計適用債、限度額260万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続きまして、最終の13ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。農業集落排水事業に対します地方債の令和4年度中起債額見込額と令和4年度末現在高見込額を示したものでございます。御参照願います。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。1款1項1目農業集落排水事業分担金、本年度予算額1,000円。徴収猶予を行っております受益者分担金の科目設定でございます。

2款1項1目 下水道使用料、本年度予算額689万1,000円。1節現年度使用料は、近年の使用料の動向を考慮して計上しています。2節滞納繰越分は、科目設定でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額814万6,000円。管理費および建設費並びに公債費の起債償還に要します費用の一部に充当するため、不足分を一般会計からの繰入れを行うものでございます。次ページにまいります。

4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円。

5款1項1目延滞金、本年度予算額1,000円。いずれも科目設定でございます。

6款1項1目下水道事業債、本年度予算額260万円。歳出で説明しました、公営企業会計移行に要する費用について借入を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ本年度予算1,764万円。対前年度比40万6,000円の増でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑がないようですので、質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、職員の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

(午後 1時50分)

(午後 1時51分)

本間委員長 それは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序13番目、9款教育費、同時審査といたしまして、農村環境改善センター管理費についての説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、予算書120ページをごらん下さい。あわせて予算資料17ページからごらん下さい。中段、9款1項1目教育委員会費、本年度予算額197万2,000円。教育委員会運営経費では、教育委員4名に係る報酬、旅費などの経費を計上しています。

次に、2目事務局費、本年度予算額133万9,000円。事務局経費では、事務局運営に係る経費のほか、いじめ問題専門委員4名、学校運営協議会委員15名に係る報酬、費用弁償及び、教育委員会における附属機関の内、教育文化表彰審査委員会、いじめ問題対策連絡協議会、学校給食運営委員会の各委員の報酬、費用弁償を計上しています。

次に、121ページ下段、3目教育振興費、本年度予算額5,235万2,000円。外国語指導助手招致事業では、指導助手に係る報酬、旅費など、455万5,000円を計上しています。

次に122ページ中段、南幌高等学校支援事業では、大学や専門学校などへの入学進学金補助として70万円、資格取得検定料などの各種資格取得に係る補助を含む南幌高校振興協議会への補助金として90万円、閉校記念事業補助金として50万円、あわせて210万円を計上しています。

次に、特別支援教育推進事業では、特別支援教育学習支援員を小学校4名、中学校2名の計6名を配置するための経費及び小学校に配置いたします特別支援学級に在籍する児童の学校生活等の補助を行う特別支援学級生活介助職員1名を配置する経費を合わせて701万6,000円を計上しています。

次に、123ページ上段、中学生国際留学プログラム事業では、新型コロナウイルス感染症により生徒を安全・安心に海外へ派遣することが難しいことから、国内において海外留学と同等の英語学習環境が整った、山梨県富士河口湖のアチーブイングリッシュキャンプへの派遣経費として、320万9,000円を計上しています。

次に、124ページ上段、あわせて予算資料18ページ中段をごらんください。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、子ども未来応援事業の新規事業としてICT活用事業、教育支援、学習ツール、情報教育教材、管理・運用機能等を備えた、小中学校向け学習支援ソフト「スマイルネクスト」の使用料として202万4,000円を含む、672万8,000円を計上しています。

次に、英語検定料助成事業では、同じく子ども未来応援事業の新規事業として、小中学生を対象に一人年一回の英語検定料の2分の1を助成し、英語力及び学習意欲の向上を図るための助成経費49万9,000円を計上しています。

次に、126ページ下段、4目教育財産管理費、本年度予算額391万7,000円。教育財産管理経費では、教育財産に係る修繕料、火災保険料、維持管理の委託料などを計上しております。

次に、127ページ中段、5目通学バス運営費、本年度予算額1,864万7,000円。通学バス運営事業では、スクールバス3台分の運行経費を計上しています。

次に、128ページ。2項1目学校管理費、本年度予算額2,862万3,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補、公務補の業務委託料、校務支援システム使用料など886万1,000円を計上しています。

次に、校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費1,976万2,000円を計上しています。

次に、129ページ下段 2目教育振興費、本年度予算額1,595万1,000円。130ページ上段、教育振興経費では、学校図書館システム導入に係る委託料及び使用料のほか、教材消耗品費、児童用図書などの教育振興備品、要保護・準要保護児童就学援助費など、903万7,000円を計上しています。

次に、131ページ、3項1目学校管理費、本年度予算額3,109万円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補、公務補の業務委託料、校務支援システム使用料など、804万5,000円を計上しています。

次に、132ページ中段、校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費のほか、中学校前の13線道路に面した立木伐採業務委託として247万円。中学校体育館改修実施設計業務委託料として580万8,000円。体育用具倉庫設置等工事費として101万2,000円を含む、2,304万5,000円を計上しています。

次に、133ページ中段、2目教育振興費、本年度予算額1,510万6,000円。下段、教育振興経費では、教材消耗品費、生徒用図書などの教育振興備品、部活動全道大会等補助金、要保護・準要保護児童就学援助費など、1,071万7,000円を計上しています。

次に、135ページ、4項1目社会教育総務費、本年度予算額88万8,000円。社会教育総務経費では、社会教育審議会委員12名分の報酬や旅費のほか、消耗品費、印刷製本費、各団体への負担金などを計上しています。

次に、下段 2目社会教育振興費、本年度予算額538万円。

136ページ中段、あわせて予算資料19ページをごらんください。青少年健全育成事業では、子ども未来応援事業の新規事業として自然体験や共同生活体験・避難所

体験・英語でのコミュニケーションによるキャンプを子ども会育成連絡協議会等と連携して行うチャレンジキャンプ事業やスポーツアスリートや文化系の著名人を招へいし、講演などを通じて子ども達の豊かな心の育成や将来の夢の実現に向けて生きる力を育成するプロフェッショナル講演会に係る経費、あわせて130万円。少年団や少年団未登録の活動、文化活動など幅広く全道・全国大会の出場に対する補助金30万円を含む、429万2,000円を計上しております。

次に、予算書137ページ中段、3目子ども未来費、本年度予算額21万円。家庭教育支援事業では、すすく広場、親学講座など家庭教育支援に係る経費を計上しています。

次に、下段 4目文化振興費、本年度予算額158万3,000円。芸術文化推進事業では、幼児・児童芸術鑑賞会実施に係る委託料50万円、文化協会創立50周年記念事業に係る補助金50万円を含む、116万4,000円を計上しています。

次に、138ページ中段、5目社会教育施設費、本年度予算額218万1,000円。社会教育施設管理費では、三重レークハウスの管理経費として指定管理委託料、救命機器借上料を計上しています。

次に、下段、6目生涯学習センター管理費、本年度予算額2,906万9,000円。生涯学習センター運営経費では、図書室職員に係る経費、施設消耗品費、燃料費、光熱水費、管理清掃委託料、各種保守点検などの施設運営経費、図書、暖房機の備品購入費などを計上しています。

次に、141ページ1目保健体育総務費、本年度予算額719万2,000円。スポーツ推進委員事業では、委員8名分の報酬、旅費など41万8,000円を計上しています。子ども体力向上事業では、スイミングスクールやジュニアアスリートクラブなど、子どもの体力や運動能力の向上を図るためのスポーツ教室の開催経費、スポーツ少年団への補助金など、278万9,000円を計上しています。

次に、142ページ下段、2目スポーツセンター管理費、本年度予算額6,272万1,000円。スポーツセンター管理経費では、144ページ、スポーツセンター改修実施設計業務委託料2,167万円。卓球フェンスなどの備品購入費41万8,000円を含む施設管理に係る経費を計上しています。

次に、下段、3目給食センター運営費、本年度予算額9,499万1,000円。給食センター運営経費として、厨房等の各種消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費、調理配送等業務委託料、各種保守点検等業務委託料、給食センター用備品譲渡事業償還金などの経費を計上しています。なお、賄材料費は、米・麺・パンを含めた主食分を町で負担するための費用、346万8,000円を含め計上しています。

次に、予算書104ページをごらん願います。5款1項5目農村環境改善センター管理費、本年度予算額1,420万5,000円。改善センター管理経費では、施設管理に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理清掃業務、各種保守点検業務委託料などを計上しています。

以上で、教育委員会所管の関係予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

加藤委員 予算資料18ページ、ICT活用事業についてお伺いしたいですけれど

も。まず、小中学校向け学習クラウド「スマイルネクスト」ということで、こちらは、ちょっとインターネットで調べてみたんですが、ちょっとわからないところがあったので質問します。こちらは、児童生徒、各1台のタブレットパソコンにダウンロードして使用することが前提なのでしょうか。もしくは家庭のパソコンなどにダウンロードをして、アカウントを入力して、自宅のパソコンでもそのアプリを活用できるのか。

あと日常的にICTを活用できる学習環境を整備するということで、日常的にタブレットを生徒が家に持ち帰るような体制になるのか。あと関連になるんですけれども、開かれた学校教育ということで、このICT環境をさらに活用するために、学校事業、いろいろな学芸会や運動会、そういうものを保護者の皆さんにインターネット配信など、そういうのを実現できるのではないかとちょっと私は考えているんですけれども、その点どのように考えているか、お伺いしたいと思います。

あと、この関連になってしまうんですけれども、中学校の部活動など、やはり生徒数の減少によって南幌町単独でチーム編成がなかなか難しいような状況になって、他町村との合同チームでやっていますけれども、今後どのように考えていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

学校教育G主幹 まず、スマイルネクストの部分ですが、児童が使う端末にダウンロードするのかという部分につきましては、今使っているのはクロームブックということになりますので、それぞれ端末依存ではなくて、クラウド上において使用するという形になります。そういうこともありまして、課題等についても自宅のパソコンも端末の持ち帰りなどをしているかと思うんですが、それと同じく自宅からもそのようなテキストなどの活用はできますので、自宅のパソコンでも、今後使用はできる方向になっていくということです。あと、日常的に使えるように持ち帰りということですが、今現在は、端末を使っただけの宿題等の持ち帰りということはしていませんが、今後は持ち帰っての端末を活用した家庭学習というような形も、そちらに向けて検討していかなければならないなと思っています。それについては学校でもそのような考えでありますので、そちらについては、教材等がそろいましたら、持ち帰って家庭学習ができるというような環境になってくるのかなということだと思います。

4点目ですが、学芸会等のインターネット配信の関係です。実際、実は昨年、中学校におきまして、学芸会・運動会と兼用でやったんですが、実は、父母のほうに配りましてインターネット配信しています。ただ、思ったより希望がなかったということで、中学校のほうから聞いております。ただ、小学校のほうではまだやっていませんので、中学校のほうでできたという実績もございますので、その辺につきましてはまた小学校のほうとも話をさせていただいて、その方向で進めていければなということでは考えています。

部活動のことですが、議員おっしゃられるとおり、単独で難しい部活動も出てきています。中学校のほうにつきましては、極力やっている競技が1人でも2人でもあるのであれば、学校で対応できるうちはほかとの合同で大会のほうに出してあげたいという気持ちがございますので、先生を付ける、付けない等もありますが、学校のほうでは一応そのような形で、合同であっても大会に出られる環境を整えたいということになっています。以上です。

加藤委員 アプリの関係、スマイルネクストですけれども、とてもいいものではないかと、私自身も非常に好印象なことなんですけれども、これ、ちなみに導入はすぐに始まるのか、いつ頃できるのか。タブレットの持ち帰りも前向きに検討しているということだったんですけれども、やはりこれも、やっぱり急に発熱などで子どもたちの体調変化は結構するし、朝起きて具合が悪いなどで急に休むことがあると思いますが、そういうときにも対応できるようになると思いますので、こちらもなるべく早くに対応していただければと思います。

インターネット配信、あまり要望がなかったという話でしたが、コロナ禍において、やっぱり人が集まらないように、かつ開催できるための方法だと思いますので、こちらの周知、不特定多数の人が見られるような配信だとちょっとまずいのかなと思いますので、保護者の方に周知等をさらに徹底して行ってほしいと思います。

部活動に関しては、やはり一人ひとりでやりたいスポーツが違っていたりするものですから、それになるべく付き添ってやっていただいているということで、非常にありがたいと思います。これは日々の練習ですなどという部分は、南幌の合同チームに所属している方は南幌で練習するという形になっているのでしょうか。1回合同で練習場所に参加するということのか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

学校教育G主幹 まず、スマイルネクストの導入についてですが、これにつきましては新年度が明けたら早急に進めていきたいと考えてございます。持ち帰りにつきましても、学校の体制等もありますし、今、実際小学校のほうにつきましても家庭用でやる指導というのがなかなか難しいものですから、1人1台の端末で入れるという方法を授業で教えて、誰でもできるようにという指導をしているところです。なかなか、毎日の持ち帰りとなると、やはり落したりなどという故障の部分がどうしても出てくるものですから、その辺をいかに自宅のパソコンでできるように指導していくかという部分も含めて、こちらにつきましてはすぐというのなかなか難しいですが、そちらのほうに向けて取り組んでいきたいと思っています。

行事の配信のほうにつきましては、先ほど説明不足で申し訳ございません。中学校のほうに配信をするにあたっては、その専用のパスワード等を保護者のほうに配布して希望者に入ってくださいという流れで実施をしています。

部活動の練習ですが、基本的に聞いている部分では、平日については、南幌中学校で練習をしています。週末、土日のほうで、それぞれ保護者が送迎してというような形で、基本的には合同を組んでいる人数の多い学校で開催をしているということで聞いていますが、やはり平日の練習は難しいということで、土日の練習ということで聞いています。以上です。

加藤委員 スマイルネクストに関しては、理解しました。タブレット、学芸会等についてもいいと思います。部活動、土日の移動というのは保護者が送り迎えをしているということでいいですか。以上です。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

佐藤委員 資料の18、19ページですけど、まず18ページの国際交流プログラムですが、昨年もコロナの影響ということで、国内のそういう施設を選ばれたわけですが、感染拡大ということでできなかったわけなんですけれども、国内に変わったことで

子どもたちの反応はどうだったのかということと、中止になった場合のキャンセル料というのはどういう形になっているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、19ページのイングリッシュキャンプ。これは外国の子どもたちも一緒に参加されるような形なのか。その2点をお願いいたします。

学校教育G主幹 まず1点目、国際交流の関係です。今年度中止になった理由としては、感染症というより、夏休みに空いてなかったということで冬休みの実施ということで予定をしていましたが、やはり時期的に3年生が受験前ということで出られないという部分と、やはり国内という部分も多少ありまして申込みがなかったということで、今年度については中止という形になっています。キャンセル料という部分につきましては、こちらにつきましては通常の国内の旅行会社と同じく、1週間前であれば50%というような形の規定と同じような形でとられていくという形で考えていますが、募集の段階である程度先を見通した中で実際募集をしていくというような形も考えています。ただ、そのキャンセル料がかからない時点でやはり最終的には判断をしたいということで考えています。

2点目のイングリッシュキャンプについてですが、こちらにつきましては、あくまで小中学校の子どもたちに参加していただいて、キャンプのボランティアとしてALT、それと大学の連携協定の中で外国語学科、国際学科などで、英語が堪能な大学生等に協力をいただいた中で、1泊2日で考えていますが、英語を使いながら、英語に親しみながらキャンプをしていきたいということで考えています。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。今の国際交流プログラムですけれども、コロナ禍の中で、名前は国際交流ということであったんですが、国内でということとは致し方ないかなとは思いますが、ただ、その申込みがなかったということに関しては、子どもたちがやはり直接外国に触れたいなという部分なのか、ちょっとそのところを申込みがなかったという原因もわかったら教えていただきたいなと思います。

そして、今後コロナが落ちつきましたら、本格的に国際交流をされると思うんですけれども、それはそれでいいと思うんです。ただやっぱりその一人でも多くの子どもたちが活きた外国語に触れ合えるというところで、今オンラインで国際交流事業をされているところが、少しずつ増えてきているみたいです。それは何かというと、外国の同じ学年同士がクラスでお互いの授業の生のリアルに交流し合って、お互いの国の紹介や町の紹介など、特に給食時間などになるとお互いの文化がよくわかるなど、子どもたちが本当に同学年の子どもたちと触れ合うことで、すごく英語に興味を沸かせて外国に行きたいなどというふうに感じることができるという結果が出ているらしいです。今回の事業ということはできないですけれども、今後、そういう形で実際に国内で実践的な英語を身につけるということもいいですけれども、やはり自分と同学年ぐらいの外国の子どもたちがどういう生活をしているのかということに触れ合えることはすごく大事だと思うんですよね。それで、先ほどのイングリッシュキャンプのほうもそうですけれども、ALTや、町内にいる外国語の先生というのもわかりますけれども、やはり国際交流プログラムと同じように、同じ年齢ぐらいの外国の子どもたちと触れ合えるような、参加していただけるような、そういう仕組みづくりというのはできないものでしょうか。

学校教育 G 主幹 国際交流の部分で、まずは原因という部分ですけれども、先ほども申しました、どうしても冬休みの開催であったという部分と国内という両方の理由がありました。先ほどちょっと説明が足りなくて申し訳ございません。冬休みの部分で3年生が参加できなかったということで、来年度については夏休みの実施と考えています。それで夏休みで実施ができる施設ということで探しまして、場所が変更になったという部分があります。そういうような形で、国内ではありますが行ってキャンプという形でずっと英語の中に身を置いてなれ親しんでいくという部分の事業ということで、外国に行った風習などというところに直接ではありませんが、講師につきましては外国人の方がそろっていますので、近い中での体験ができるのではないかなということで思っています。

2点目の、イングリッシュキャンプの実施の方法という形で、その前にリモートによる交流という部分につきましては、今後御意見という形で、こちらで検討などをさせていただきたいというように思っています。イングリッシュキャンプのほうに子どもたちを招いてというような形もありましたが、実は来年、新規事業ということで、まずはこちらの考えとしています、子どもたちにどれぐらい参加していただけるかもありますので、まずボランティアという形で、地元のALT、英語が堪能な方と大学の協力をいただいた中で、来年度が初年度ということで試行的に来年度開催をさせていただきたいということで思っておりまして、その後またそのほかの方策等についても順次検討していければということだと思います。以上です。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

内田委員 コロナ禍などによって、子どもの体力不足が懸念されているという新聞報道にもありました。そのことについて、どのように考えられているのか。ここに資料の19ページに、子どもの体力向上事業とありますけれども、そういったことも踏まえてのこういった事業なのか、あまり前と変わらないような感じもするんですけど、どうなのでしょう。

2点目は、給食センターの菌検査についてお聞きします。前に視察をさせてもらって、とてもきれいで感動しました。使われている水というのはほとんど水道水なのではないでしょうか。たぶんたくさん使うから地下水なんかも使っているのかなどと思ったんですけども、そのことについて伺います。それと食品検査、食品の菌検査、出される給食のいずれかのものを検査しているのかなど。私も自分でイベントをしたりするものですから食品の検査、また自分のイベントに出るときには自分の検査、検便なども行いますから、そういった職員の検査というのでしょうか。そういうのを、どのように行われているのかお聞きします。

それと3点目に、学校給食への理解を深めることを目的に町民を対象とした給食試食会ということで、町長の執行方針にも出ておりましたが、この内容の説明をお願いいたします。どのようにして出されることを計画しているのかをお願いいたします。

社会教育 G 主幹 1点目の子ども体力向上事業のコロナ対策を考慮した事業はできないかといったような質問だと思います。こちらについては、内田議員おっしゃるとおり、次年度においても今年度と同様の事業で進めたいと考えております。一年を

通じて、小学生を対象に事業を実施していきまして、この事業については、運動能力を向上することや、運動に興味を持ってもらって、この事業以外でも日頃、家庭でも運動をしたり、またスポーツ少年団にも加入してもらい、日頃から運動に親しんでもらうといったようなきっかけづくりを主な事業としていまして、コロナ対策ということでは実施してございません。ただ、令和3年度の子ども体力向上事業については、特にプール事業ですけれども、国の方針で、なかなかマスクをとる事業ですから、募集人数が多くできなかったというところがありますので、この募集人数が多くとれるような緩和措置が出れば、また、たくさんの子どもたちが参加できるような形で実施していきたいと考えております。以上です。

生涯学習課長 まず、2点目の給食センターの関係です。まず使っている水ですけど、これは水道水ということになっております。それから、この予算上に出ております菌検査委託料の内容ですけれども、これにつきましては、衛生管理基準に基づいて、給食センターの事務職員と、それから栄養教諭に関わる大腸菌検査ですね、これは月2回実施しておりますけれども、この2回分とノロウイルスの検査、これは10月から3月ということで、ノロウイルスが発生しやすい月に1回の検査委託費用です。どちらも食中毒を発生させないための検査です。厨房に入ります調理につきましては、委託業者、今年度また、日総のほうでやっておりますけれども、そちらで同様の検査をしておりまして、それについては必ず検査が終わった後に、給食センターのほうに報告をいただいて、毎回調査をしているというところなんです。食品については給食センターで直接検査をしておりませんが、当然その仕入れる材料については、検査基準というものをクリアしたものを入れていますので、その辺については特に問題ないかと思いますが、そのほかに年1回ですけども放射能検査というのをやっております。これは特に南幌の食材が多く使用される時期に、農薬残留検査を実施して衛生基準を保っているというところなんです。また、給食センターについては、衛生管理基準がもともと厳しい状況の中での施設ですので、調理員さんについても常日頃からそういう手指消毒などを実施して、毎日の検温なども必ず実施して、その調査のもとに厨房に入ることになっていまして、そういった面では衛生管理が保たれているというふうに承知しています。

それから3点目の給食試食会についてですが、まだ詳細までは決定してないところもありますが、実施の趣旨といたしましては、執行方針にも述べていますように、学校給食や基幹産業である農業への理解を深めるなどの食育を推進するために実施をするということです。南幌の給食については、従前から非常に評判が良くて、南幌に来られる先生方からも非常においしいとの評判があります。そういったこともありまして、どのような給食が提供されているのかを、保護者や地域の皆さんにも試食していただくことで、学校給食に対する理解を深めていただきたいというふうに考えています。また実施の時期については、例年10月下旬に実施している南幌産給食週間というものがあります。これは5日間設けていますが、この5日間に実施したいというふうに考えています。特にこの時期については、南幌産の食材を多く取り入れられる時期ですので、そういったことから、基幹産業である農業への理解を深めていただくためにも、ちょうど良い時期ではないかなというふうに考えております。また、食数

については1日20食として、5日間合計100食を予定しております。会場につきましては、ぼろろの調理室で行い、町広報で希望者を募集し、応分の料金をいただく形にはなりますけれども、そういった形で住民の方々に提供したいと、そんなふうに考えております。以上です。

内田委員 体力づくりですけれども、体力が落ちているのではないかという、そういう懸念だったんですけれども、これからコロナが収まれば水泳のほうに力を入れるっていうことでわかりました。

それと、給食センターですけども、水道水を使われているということで、これはもう心配ないですね。地下水だったら、もうこれはその時によって違ってきますから、もう当然検査の対象だと思うんですが。衛生管理基準というのもあるということで、厳しい検査を受けられているということで、今ちょうどコロナ禍だったものですからそういう菌に対してちょっと敏感になっているというか、たまに新聞でも出ます、ノロウイルスが発生しましたなど。それで、前に岩見沢市のほうでも給食センターで大規模に発生したというのがあるものですから、やっぱり特に気を遣います。

あと、この給食試食会ですけども、私は、商工会女性部でのイベント、何十年もやってきて、そういう感覚で捉えておりました。それで、本来は行政が町民の背を押して、そういうイベントというか、こういうものもどこかに委託してお出しするなら理解は示せるところなんですけども、これをどのように出すのか再質問なんですけれども、やっぱりとても楽しく、派手にやっているように思えるかもしれませんが、実はイベントというのはすごく地味で、そういうイベントを商売にしている方もいるし、やっぱり食べ物屋さんがいるから、やっぱり食材にしても何でも、ものすごく気を遣うことなんです。それで正直びっくりしました。だけでも反面、理解を示すところでもあったので、どんな形でするのかなということは興味があって、やっぱりぼろろのあそこかなと、私自身もやるのであれば、あそこかなっていう思いはありましたけれども、ただ、募集したら、これたぶん臨時営業にあたると思うんですよね。そして料金をいただいたら、臨時営業にあたると思うんです。それで、その辺が行政としてやられるのか、本当に試食という、私ももう何回も保健所に通って、ああいうイベントに出す新しいものをして、試食ですと言っては、お金をいただいたりしているんですけれども、試食といたらほんの僅かなものであって、やっぱり食事となってトレーにのせる、そういったことになると思うんです。それで衛生管理者の資格、どなたが出すのかもちょっとお聞きしますが、それが必要だと思うんです。それは申請するときに持っている方がいればいいんですけれども、取らなくてははいけません。それでまとめますけど、臨時営業になるのではないですかということと、あとそういう資格、そして出される方は教育委員会で調理されている方ですか、そのことと、前にも私、一般質問したことあるんですけど、ぼろろの2階の調理室を年間通じて行政が臨時営業の許可をとっていただければ、いろんな方がそこで、例えば、子ども食堂やお年寄り食堂など、そういったのができるようになると思うので、これを機に、そういうふうに、臨時営業の1回ではなくて、取るということも、今後、検討していただければと思うんですけれども。とにかくの単発、1回だけでは臨時営業は要らないですけども、5回と言いましたよね。それはいると

思います。これ、私も保健所で確認してきましたから、間違いないと思うんですけども、どなたがやるのか。料金はどれぐらい、給食の値段ですから料金は知れてると思うんですけど、その何点か伺います。

生涯学習課長 ただいまの臨時営業の許可の関係ですが、これについても、私どもも保健所のほうに確認をさせていただいております。保健所からの回答としましては、臨時営業許可については、不特定多数の方への提供が要件であり、今回、南幌町で行う試食会については、事前に参加者を募り、食材程度の費用徴収であれば臨時営業の対象にはならないということで、保健所のほうに確認をさせていただいているところでございます。これをぽろろの中で臨時営業許可をとってということになると、ちょっと政策的な部分もございますので、なかなか事務局的にはお答えしづらい部分もありますが、そういった今回この試食会をやってみて、今回初めて我々もやる内容ですから、そんな内容の反応なども見ながら検討をさせていただければと思っております。以上です。

内田委員 作る方は、いつも給食センターでつくられている方ですか。

生涯学習課長 その点についてお答えを入れていませんでした。給食センターでつくっている、委託されている業者の方に作っていただいて、通常平日に行いますので、学校でつくっている食数にプラスして、試食分をつくっていただいて、その分を、ぽろろの調理室で試食していただくというような形態になるかと思います。

内田委員 もう1点すみません。それで、目指しているというか、まずお勧めしたいというか、そういうニーズ、お客様はどの年齢かを伺います。

生涯学習課長 特にこの年代にターゲットを絞ってということは我々は考えてはいないですけども、できるだけ広くといいますか、今はやってないんですけども、保護者の方は6年生の卒業の時期に一緒に給食を食べたりする時期もあるので、広く地域の方に参加いただければなというふうに思っています。もちろん保護者の方を除くわけでもございません。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

熊木委員 1点と今の関連でちょっと質問したいと思います。1点目は、教育運営経費の中で、小学校は128ページ、中学校132ページにあるんですけども、その中に生理用品の予算は含まれているのか。第3回定例会で質問して、学校と協議をするということだったんですけども、それ1点伺います。

それから今の給食試食会、すごくいいことだなと思って。私、前に、一般質問だったのか委員会での質問だったかあれですけども、確か数年前に、美唄市で試食会というものをやられていたんです。そういう中で、やっぱり保護者からの感想や美唄の食材がこんなふう子どもたちに食べられているということで、すごく関心を持ってもらえたというようなお話だったんですよ。そのとき質問したときは、給食を委託しているので、それはなかなかできないという、確か答弁をいただいたと思います。今回これをやられるということで、今年は1日20食の5日間で合計100食ということで、やっぱり多くの方に希望を出していただいて、たくさんの人に広めると、先ほど課長が言われたように、南幌小学校の給食が評判が良いとは本当に昔からというか前からそうで、煮物などもすごくいいということ、味付けも良いというふうに言われ

ているので、やっぱりこれを南幌の子どもたちがこういうものを食べて大きくなっていくんだということを、食育の面からも伝えるというのではすごくいい企画だと思うので、1年で終わらせないでぜひ続けていってほしいなと要望します。2点ですけども、答弁は1点だけでもいいです。

学校教育G主幹 まず1点目の生理用品の予算についてですけれども、生理用品の予算につきましては、それぞれ先ほど議員がおっしゃいましたとおり、各学校の学校運営経費の消耗品の中に入っています。設置についてですが、議員のほうから12月に一般質問いただいてございまして、そのあと学校のほうと協議を行っています。小学校のほうにつきましては、まだちょっと設置に至ってございませんが今月中の設置ということで進めているところです。小学校のほうにつきましては、1年生からずっといるということもございまして、高学年の教室がある2階への設置ということで現在進めているところです。中学校についてですが、こちらについては冬休みが明けまして1月中旬から設置を始めています。確認をしましたら、1週間あたりだいたい8個程度使用されていると、使っている方がその貧困なのか忘れたのかなどいろいろな理由はあるかと思いますが、使用の頻度としてはその程度ということを知っています。ただ、途中、学校閉鎖や学級閉鎖がありましたので、実際ずっと学校を開けていればもうちょっと使用されるのかなということも思っています。そういうこともありまして、個数的には消耗品の中で対応できるということで考えていますので、よろしくをお願いします。

生涯学習課長 2点目の給食試食会の関係です。事前の質問のときに、冒頭ちょっとまだ詳細は決定してないところもあるというふうにお答えをさせていただいたんですが、事務局段階においては、できれば給食に対する感想や、それから事前には南幌で採れる農産物のことや南幌での給食のことなど、そんなことを事前にレクチャーしながら、その後に試食していただいて、アンケート調査などもして試食会を進めたいなと思っています。できるだけ長く、1年で終わるようなことなく、できるだけ長く継続したいなというふうには考えております。

熊木委員 生理用品のことは、早速取り組んでいただいて、ありがとうございます。

それから今の給食でちょっと思い出したんですけども、私、南幌の地産地消で南幌の野菜などをいろいろ使うときに、どこか他のニセコ町かそっちのほうでは、作った方の写真などが学校に飾っていて、今日は誰々さんの家のトマトですなどというふうなことがやられていて、何かそういうことも、食育で地元の農産物を子どもが身近に感じるということで、すごくいいのではないかなというような提案をしたことがあったんですけども、一遍に何でもできないとしても、やっぱり今回の取り組みを、今課長のほうからはできるだけ続けていきたいということだったので、ぜひ期待していますので、よろしくお願いします。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは質疑がないようですので、質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)。

職員の入替えもありますので、3時まで休憩いたします。

(午後2時50分)

(午後3時00分)

本間委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

審査順序14番、8款消防費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書119ページをお開きください。下段8款1項1目消防費、本年度予算額2億4,659万4,000円。ここでは、南空知消防組合負担金事業として、本部費並びに南幌支署費、次ページにかけて、消防団費、支署施設費に係る一切の負担金を計上しています。

予算書の163ページをごらん願います。消防費に関する明細書です。歳入では、救急隊員用の新型コロナウイルス感染対策消耗品等に係る国庫補助金74万2,000円、及び、消火栓更新に伴う充当財源として、5百90万円の起債借入を計上しています。

次に、164ページ、歳出では、説明欄、消防組合本部運営助成事業として、1,854万3,000円。本部運営に係る経費について、構成4町がそれぞれ負担するもので、例年並みに計上しています。

次に、消防南幌支署運営事業として、2億3万2,000円。167ページ上段にかけて、支署職員24名分の人件費や活動費、庁舎並びに車両の維持管理経費、各種負担金などを計上しています。

次に、南幌消防団運営事業として、2,618万2,000円。168ページにかけて、団員88名分の報酬・共済費、費用弁償、被服代などを計上しています。なお、本年度、消防団員の活動服の更新を行います。

次に、168ページ下段から次ページにかけて、施設・資機材更新事業として、1百83万7千円。14節工事請負費で、第一分団4部庁舎の補修工事、第二分団1部庁舎サイレン塔撤去工事及び南幌支署Wi-Fi通信環境整備工事の経費を計上しています。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

志賀浦委員 予算説明書の17ページ、消防水利施設整備事業。ちょっと疑問に思ったんですけども、開栓困難なものと設置していかげなものかなという解釈になるんですけど、定期的に変えるのであれば、こういう名称でなくてもいいのかなと思うんですけど、その辺どういうものなのか教えていただきたいです。

財務G主査 開栓困難という言葉の意味ですが、消防に確認したところ、通常であれば手で回して開けることができるものは通常ですが、開栓困難というのは経年劣化等で固着、固まったりして工具を使わないと開けられない、または力を思いっきり入れないと開かないなど、そういった状態を指すということで。開けられないわけではないと、使えないわけでもないの、開けづらいというような状況ということです。今回の消防水利整備事業におきましては、開栓困難というのは確かにありますが、今回部品の調達が難しい、できないものを対象に整備するということで、緊急防災・減災事業、起債事業の年次が令和7年までありまして、その範囲内で令和4年度は6基更新を予定しています。令和7年度までの間に21を更新予定しているということで、予算計上しています。

本間委員長 ほかにありませんか。

質疑がないようなので、質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終結いたします。

15番目、10款公債費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書146ページをお開きください。10款1項1目元金、本年度予算額5億9,180万8,000円。地方債元金の償還で、前年度と比較して3千3百19万3千円の増額計上となっています。

次に、2目利子、本年度予算額2,247万9,000円。地方債償還利子のほか、一時借入金及び基金繰替運用に係るそれぞれの利子を計上しています。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

続きまして、審査順序16番、11款予備費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書147ページの中段になります。11款1項1目予備費、前年度と同額の100万円を計上しております。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 3時07分)

(午後 3時08分)

本間委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長も参加しておられますのでお伝えいたします。

審査順序17番、一般会計歳入について説明をお願いします。

税務課長 それでは、予算書15ページをお開きください。1款町税1項1目個人、本年度予算額3億1,760万1,000円。1節現年課税分3億1,642万円。均等割、納税義務者数3,723人を見込み、1人当たり3,500円で、1,290万円。所得割、令和2年度及び令和3年度実績を考慮し、3億352万円、収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分118万1,000円、繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目法人、本年度予算額4,466万7,000円。1節現年課税分4,460万1,000円。均等割は206法人を見込み2,189万5,000円、法人税割は令和3年度の実績を考慮し2,270万6,000円、収納率は、いずれも99%で計上しています。2節滞納繰越分6万6,000円、繰越見込額に収納率10%で計上しています。

次に、2項1目固定資産税、本年度予算額3億1,478万6,000円。1節現年課税分3億1,413万6,000円。土地は町有地売却に伴う課税地の増加により7,390万5,000円、家屋は、新築住宅増加により課税客体の増加を見込み、1億8,552万7,000円、償却資産については、事業所対象償却資産の減少な

どを考慮し5,470万4,000円、収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分65万円、繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目国有資産等所在市町村交付金、本年度予算額174万1千円。北海道が所有する学校公宅、道営住宅等の土地・家屋と北海道森林管理局所有の防風林敷地に係る価格により計上しています。

次ページ、3項1目環境性能割、本年度予算額163万6,000円。令和2年度及び令和3年度実績を考慮し、計上しています。

2目種別割、本年度予算額2,527万6,000円。1節現年課税分2,521万2,000円。原動機付自転車40万5,000円、軽自動車2,184万4,000円、小型特殊自動車296万3,000円、収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分6万4,000円、実績を考慮し、計上しています。

次に、4項1目町たばこ税、本年度予算額5,477万円。前年度の実績により計上しています。

5項1目入湯税、本年度予算額1,457万7,000円。一昨年度からの新型コロナウイルス感染症による影響を見込み計上しています。以上です。

本間委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑を終結いたします。よろしいでしょうか。(はいの声)

職員の入替えがありますので暫時休憩いたします。

(午後3時12分)

(午後3時13分)

本間委員長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、2款地方譲与税から22款町債までの説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書17ページをお開きください。2款1項1目地方揮発油譲与税、本年度予算額2,100万円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税の一定割合分が譲与されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、本年度予算額6,800万円。国税として徴収される自動車重量税の一定割合分が譲与されるものです。

3項1目森林環境譲与税、本年度予算額70万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が譲与されるものです。

3款1項1目利子割交付金、本年度予算額50万円。北海道に納付された利子割額のうち一定割合分が交付されるものです。

次に、18ページ、4款1項1目配当割交付金、本年度予算額150万円。上場株式などの配当に課税される、道税の一定割合分が交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額100万円。上場株式などの譲渡所得に課税される、道税の一定割合分が交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、本年度予算額650万円。北海道に納付された法人事業税の一定割合が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、本年度予算額1億6,200万円。消費税10%のうち2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次に、19ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額400万円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、本年度予算額550万円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、本年度予算額300万円。減税の影響による地方の減収分を補てんすることを目的に交付されるものです。

次の、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については皆減です。

次に、20ページ。11款1項1目地方交付税、本年度予算額26億2,000万円。内訳は、普通交付税22億3,000万円、特別交付税3億9,000万円です。前年度と比較して、1億2,000万円の増額計上です。普通交付税は国の地方財政計画を勘案し、また、特別交付税は近年の実績を考慮し計上しています。

次に、12款1項1目交通安全対策特別交付金、本年度予算額80万円。交通違反の反則金を原資に、一定割合分を交通安全施設整備のために交付されるものです。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金、本年度予算額283万8,000円。1節農業費分担金では、排水路整備等に係る分担金を計上しています。

次に、21ページ。2項1目民生費負担金、本年度予算額841万3,000円。1節では高齢者保護措置費用徴収金、2節では学童保育料、3節では保育所保育料、4節では滞納繰越分をそれぞれ計上しています。

2目衛生費負担金、本年度予算額89万6,000円。長幌第2浄水場改築事業に係る一般会計出資債利子の長幌上水道企業団負担分を計上しています。

3目土木費負担金、本年度予算額3万円。南6線道路維持費負担金を計上しています。

14款1項1目衛生使用料、本年度予算額220万7,000円。1節では墓地の使用料及び管理料、2節では保健福祉総合センター使用料をそれぞれ前年度並みに計上しています。

2目農林水産業使用料、本年度予算額35万円。1節では農村環境改善センター使用料、2節ではふれあい館使用料をそれぞれ前年度並みに計上しています。次ページにまいります。

3目商工使用料、本年度予算額137万3,000円。ふるさと物産館使用料は、専用使用料を見込み計上しています。

4目土木使用料、本年度予算額2,625万2,000円。1節では道路占用料、2節では普通河川占用料、3節では公営住宅及び子育て支援住宅使用料、4節では滞納繰越分をそれぞれ前年度並みに計上しています。

5目教育使用料、本年度予算額288万円。1節では生涯学習センター使用料、2節では町民プールを含めたスポーツセンター使用料、3節では学校開放使用料を、それぞれ前年度実績を考慮して計上しています。

次に、2項1目総務手数料、本年度予算額390万1,000円。戸籍や住民票などの証明手数料です。次ページにまいります。

2目衛生手数料、本年度予算額27万5,000円。畜犬登録及び狂犬病予防注射

などの手数料です。

3目農林水産業手数料、本年度予算額12万円。営農証明などの手数料です。

次に、15款国庫支出金は、歳出でそれぞれ説明いたしました事業について、法令等に基づいた国の負担割合相当分に係る負担金、補助金、委託金が主ですので、項目のみを中心に説明させていただきます。

1項1目民生費国庫負担金、本年度予算額3億5,328万1,000円。1節では国民健康保険基盤安定等の負担金、2節では自立支援医療給付費負担金、3節では障がい者自立支援給付費負担金、4節では介護保険低所得者保険料軽減負担金、5節では養育医療給付費負担金、6節では障がい児施設措置費給付費等負担金、7節では児童手当負担金、次ページ、8節では子どものための教育・保育給付費等の負担金をそれぞれ計上しています。

2目衛生費国庫負担金、本年度予算額1,295万3,000円。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。

次に、2項1目総務費国庫補助金、本年度予算額9,688万6,000円。1節では、地方創生推進交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地域内リーダー系統確保維持費補助金、地域住宅計画に係る社会資本整備総合交付金、2節では、個人番号カード交付事業費補助金を計上しています。

2目民生費国庫補助金、本年度予算額2,667万円。1節では地域生活支援事業費補助金、2節では子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金を計上しています。

3目衛生費国庫補助金、本年度予算額2,037万4,000円。1節では疾病予防対策事業費等補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金、産婦健康診査事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、次ページ、2節では循環型社会形成推進交付金を計上しています。

4目土木費国庫補助金、本年度予算額8,528万8,000円。1節では道路事業に係る社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、2節では都市公園・緑地等事業に係る社会資本整備総合交付金、集約都市形成支援事業補助金を計上しています。

5目教育費国庫補助金、本年度予算額46万円。1節では小学校特別支援教育就学奨励費補助金、2節では中学校特別支援教育就学奨励費補助金をそれぞれ計上しています。

次に、3項1目総務費委託金、本年度予算額790万3,000円。1節では自衛隊募集事務委託金、2節では中長期在留者住居地届出等事務委託金、3節では参議院議員選挙費委託金を計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額250万2,000円。1節では国民年金事務費交付金、2節では特別児童扶養手当事務取扱委託金を計上しています。次ページにまいります。

16款道支出金につきましても、国庫支出金と同様に法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金、委託金が主ですので、項目のみを中心に説明させていただきます。

1 項 1 目民生費道負担金、本年度予算額 2 億 1, 1 9 3 万 2, 0 0 0 円。1 節社会福祉費道負担金から、次ページ、1 0 節児童福祉費道負担金までの内容については、それぞれ説明欄に記載のとおりです。

2 目土木費道負担金、本年度予算額 3 8 9 万 7, 0 0 0 円。道営住宅管理費負担金を計上しています。

次に、2 項 1 目総務費道補助金、本年度予算額 2, 2 0 9 万円。北海道権限移譲事務交付金、土地利用規制等対策事業交付金のほか、地域づくり総合交付金では、移住促進事業、災害備蓄品整備事業分を計上しています。

2 目民生費道補助金、本年度予算額 3, 7 4 3 万 5, 0 0 0 円。1 節、障がい者福祉費道補助金から、次ページ、6 節、児童福祉費道補助金までの内容については、それぞれ説明欄に記載のとおりです。

3 目衛生費道補助金、本年度予算額 3 0 6 万 2, 0 0 0 円。疾病予防対策事業費等補助金、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業費補助金を計上しています。

4 目農林水産業費道補助金、本年度予算額 4 億 9, 4 7 9 万 6, 0 0 0 円。内容につきましては、農業委員会活動促進事業交付金から、水利施設等保全高度化事業補助金まで、それぞれ記載のとおりです。

5 目教育費道補助金、本年度予算額 1 5 6 万 4, 0 0 0 円。次ページにかけて、放課後子どもプラン推進事業費補助金などを計上しています。

次に、3 項 1 目総務費委託金、本年度予算額 1, 5 6 2 万 8, 0 0 0 円。1 節では、道税徴収委託金、2 節では、経済センサス委託金から学校基本調査委託金まで、3 節では、知事・道議会議員選挙費委託金を計上しています。

2 目民生費委託金、本年度予算額 1 万円。人口動態調査委託金を計上しています。

3 目土木費委託金、本年度予算額 9 万 5, 0 0 0 円。1 節及び 2 節について、それぞれ説明欄に記載のとおりです。次ページにまいります。

1 7 款 1 項 1 目財産貸付収入、本年度予算額 2, 0 4 9 万 3, 0 0 0 円。1 節では、土地貸付料として、町有地 3 0 件、工業団地 2 件、ふれあい農園 4 2 区画分を、建物貸付料は教職員住宅や新規就農住宅分などを見込み計上しています。2 節では、光ファイバ整備に伴い、N T T からの貸付収入を見込み計上しています。

2 目利子及び配当金、本年度予算額 1 3 万 1, 0 0 0 円。各基金から生ずる利子を計上しています。

3 目基金繰替運用収入、本年度予算額 1 0 万円。基金等から資金を繰り替えての運用を見込み、計上しています。

次に、2 項 1 目不動産売払収入、並びに 2 目物品売払収入は科目設定のための計上です。

次に、1 8 款 1 項 1 目一般寄附金、並びに次ページ、2 目教育費寄附金についても科目設定のための計上です。

3 目ふるさと応援寄附金、本年度予算額 1 億 2, 0 0 0 万円。前年度実績を考慮し計上しています。

次に、1 9 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、本年度予算額 2 億 3, 4 4 6 万 9, 0

00円。本年度予算の編成にあたり、不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して6,417万3,000円の減額計上となります。

2目減債基金繰入金、本年度予算額3,564万8,000円。臨時財政対策債の償還財源として繰り入れるものです。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、本年度予算額1,000万円。指定管理料、町民入館料負担事業に充当するものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、本年度予算額9,960万円。子育て支援や高齢者支援などの寄附指定事業を中心に充当するもので、前年度と比較して280万円を減額計上しています。

5目森林環境譲与税基金繰入金、本年度予算額15万6,000円。木育活動推進事業に充当するものです。次ページまいります。

20款1項1目繰越金、令和3年度会計からの繰越金で、前年度と同額の2,000万円を計上しています。

次に、21款1項1目延滞金は、科目設定です。

次に、2項1目町預金利子も、科目設定です。

次に、3項1目地域総合整備資金元金収入、本年度予算額266万6,000円。町内事業者によるサービス付き高齢者向け住宅及びグループホームなどの整備事業に対して、町が資金貸付を行った分割償還分で、前年度と同額を計上しています。

2目水洗化資金貸付金元金収入、本年度予算額9万円。水洗化資金貸付金の元金収入を見込み計上しています。次ページにまいります。

4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、本年度予算額1,783万9,000円。北海道住宅供給公社が所有する管理用地の草刈り業務などを受託するものです。

2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額716万2,000円。後期高齢者医療業務広域連合受託事業収入、高齢者保健事業と介護予防特別調整交付金です。

3目新型コロナウイルスワクチン接種等受託事業収入、本年度予算額45万5,000円。皆増です。住民票所在地外の方へのワクチン接種に係る事業収入を計上しています。

4目土地改良事業調査受託事業収入、本年度予算額1,119万8,000円。全5地区に係る換地業務分です。

次に、5項1目総務収入、本年度予算額33万8,000円。まちづくり・人づくり推進交付金として、道町村会より交付されるものです。次ページにまいります。

2目民生収入、本年度予算額431万5,000円。介護予防サービス計画費収入を計上しています。

3目農林水産業収入、本年度予算額7,977万3,000円。内容につきましては、農業者年金業務委託手数料から揚水機場維持管理負担金まで、それぞれ記載のとおりです。

4目給食費収入、本年度予算額2,580万1,000円。1節では、児童・生徒及び教職員分の給食費を、2節では、滞納繰越分を見込み計上しています。

5目雑入、本年度予算額4,461万円。内容につきましては、北海道町村会町村

助成金から、36ページ、その他雑入まで記載のとおりです。

次に、22款1項1目総務債、本年度予算額4,480万円。旧町営夕張太プール解体事業に係る起債の借入です。

2目衛生債、本年度予算額450万円。保健福祉総合センター改修に係る起債の借入です。

3目農林水産業債、本年度予算額6,070万円。1節では、農業競争力基盤強化特別対策事業、2節では、農業水路等長寿命化整備、水利施設等保全高度化、水利施設長寿命化整備に係る起債の借入です。

4目商工債、本年度予算額890万円。南幌温泉改修の実施設計に係る起債の借入です。

5目土木債、本年度予算額9,970万円。1節では、町道及び橋梁長寿命化整備、2節では、公園施設長寿命化整備に係る起債の借入です。次ページにまいります。

6目消防債、本年度予算額590万円。消防水利整備に係る起債の借入です。

7目教育債、本年度予算額2,740万円。1節では、中学校改修の実施設計、2節では、スポーツセンター改修の実施設計に係る起債の借入です。

8目臨時財政対策債、本年度予算額4,500万円。地方交付税の振替分として借入ができるもので、国の地方財政計画に基づき、前年度と比較して1億500万円を減額計上しています。次の、公営企業債は、皆減です。

以上で、歳入の説明を終わり、次に、予算書の9ページをごらんください。

第2表、債務負担行為です。町有普通乗用車車両譲渡契約及び基幹系システム譲渡契約については、北海道備荒資金組合備品譲渡事業を活用するためのものです。中小企業総合振興資金利子補給は、北海道の融資制度資金借入金の利子補給分です。なお、期間及び限度額については、それぞれ記載のとおりです。

次に、10ページをごらんください。第3表、地方債です。14事業分に係る起債を予定しており、それぞれの限度額は、先程、22款町債の中で説明した予算額と同額です。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんので質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、次、審査順序18番、債務負担行為に関する調書の説明をお願いします。

総務課長 それでは、予算書160ページをごらんください。債務負担行為に関する調書の説明です。161ページにかけて、全29事業分です。表下の合計欄、左が限度額で2億7,942万1,000円、右隣は令和3年度末までの支出見込額で1億9,391万7,000円、その右は令和4年度以降の支出予定額で、8,550万4,000円となっています。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは審査順序19番、地方債に関する調書、説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書162ページをごらんください。地方債に関する調書の説明です。全20事業分です。左の令和2年度末現在高から、右端の令和4年度末現在高見込額について記載しています。表下の合計欄ですが、令和2年度末現在高は64億6,979万3,000円で、既に決算により確定しております。次に、令和3年度末現在高見込額は70億7,880万6,000円です。次に、当該年度、令和4年度中増減見込ですが、起債見込では、1番・一般公共事業債2,740万円、2番 財源対策債2,190万円、9番・一般補助施設整備等事業債440万円、11番 一般単独事業債1億950万円、13番・緊急防災・減災事業債3,780万円、14番 辺地対策事業債1,070万円、18番・臨時財政対策債4,500万円、19番 道貸付金4,020万円で、その合計は2億9,690万円です。その隣の令和4年度中、元金償還見込額合計は5億9,180万8,000円です。最後に当該年度、令和4年度末現在高見込額合計は67億8,389万8,000円で、前年度末と比較して2億9,490万8,000円の減額となっています。

以上で、説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日11日午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時40分)

予算審査特別委員会記録

(3日目 R4.3.11 9:30～10:35)

本間委員長 おはようございます。

昨日10日より延会となっておりました予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名全員であります。なお、議長も出席をいただいております。

それでは、審査順序20番目 病院事業会計について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

病院事務長 令和4年度 病院事業会計予算について説明いたします。説明は、主に要点や前年度と比較して、増減が大きい項目を中心とさせていただきますので、予めご了承願います。

最初に7ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、収入です。1款 病院事業収益1項1目入院収益、本年度予算額3億3,580万円、前年度と同額です。前年度同様、入院患者を1日平均40人、平均単価を2万3,000円と見込んで計上しています。

2目外来収益、本年度予算額1億149万2,000円。前年度比で1,235万5,000円の増です。主な理由は、主要診療科目であります内科・総合診療科の外来患者1日平均単価を昨年度の6,700円から800円増の7,500円と見込み、前年度比で1,005万5,000円の増で計上しているためです。

3目その他医業収益、本年度予算額7,391万6,000円。前年度比で1,599万9,000円の減です。主な理由は、1節医業相談収益の予防接種のうち、新型コロナワクチンの接種収入の減によるものです。令和3年度は1人あたり2回から3回の接種をされていますが、令和4年度の当初予算では、これから3回目を受けられる方の分のみを計上しているためです。

8ページをごらん願います。2項医業外収益、本年度予算額2億6,366万3,000円。前年度比で450万8,000円の増です。このうち4目他会計繰入金では、本年度予算額2億3,622万7,000円、前年度比で420万8,000円の増です。主な理由は、交付税において、令和2年度に実施した病床数削減と不採算地区への財政措置などにより2,052万円の増となるためです。一方、資金不足に伴う繰入金は、ただいま説明しました特別交付税の増や事業費の精査などにより前年度予算額の6,000万円から1,000万円減額し、5,000万円とします。令和2年度の当初予算額7,000万円と比較し、2,000万円の減額となります。

6目長期前受金戻入、本年度予算額2,022万7,000円。前年度比で46万8,000円の増です。補助金などの減価償却費見合い分です。9ページをごらん願います。

ここからは、支出の説明に入ります。1款病院事業費用1項1目給与費、本年度予算額4億5,785万9,000円。前年度比で1,883万2,000円の減です。主な理由は、常勤換算で1名分の看護師の減と、あわせて新型コロナワクチンの接種

回数減による医師や看護師などの業務従事者報酬の減です。

13ページをお開き願います。2目材料費、本年度予算額5,179万2,000円。前年度比で70万7,000円の増です。主な理由は、2節診療材料費で、PCR検査試薬の購入費の増です。

14ページに入ります。3目経費、本年度予算額1億7,294万6,000円、前年度比で446万4,000円の増です。主な理由は、8節燃料費で、暖房用燃料の重油単価及び正面玄関ロードヒーティング用燃料の灯油単価の増の他、11節修繕料で設備などの一般修理の増です。

20ページをお開き願います。4目減価償却費、本年度予算額5,573万2,000円、前年度比で311万9,000円の増です。主な理由は、2節器械備品減価償却費で、医療機器等の減価償却資産の増加によるものです。

21ページをごらん願います。2項医業外収入、本年度予算額320万2,000円、前年度比で、90万1,000円の減です。主な理由は、3目雑損失で、消費税課税収入となる新型コロナワクチン接種収入の減です。

22ページをごらん願います。ここからは、資本金的收入及び支出に入ります。

初めに、収入について説明します。1款資本金的收入 予算額3,433万3,000円、前年度比で1,699万3,000円の減です。

1項出資金1目出資金、予算額2,321万6,000円、前年度比で146万8,000円の増で、企業債償還元金の増によるものです。

2項1目繰入金、本年度予算額101万7,000円、前年度比で193万1,000円の減です。主な理由は、補助金を活用した医療機器購入の減です。

3項1目企業債、本年度予算額1,010万円、前年度比で1,560万円の減です。病院事業債を活用した医療機器購入及び設備整備の減によるものです。

23ページをごらん願います。ここからは、支出に入ります。1款資本金の支出、本年度予算額4,607万3,000円、前年度比で1,623万6,000円の減です。

1項1目固定資産購入費、本年度予算額223万3,000円、前年度比で2,481万5,000円の減です。主な理由は、医療機器等の購入減です。令和4年度は除細動器をはじめ説明欄記載のとおり購入を予定しています。

2目病院整備事業費、本年度予算額901万6,000円、前年度比で637万6,000円の増です。経年劣化した高圧ケーブルの更新及び受変電設備の改修工事を予定しています。

2項1目企業債償還元金、本年度予算額3,482万4,000円、前年度比で220万3,000円の増です。企業債償還元金の増によるものです。

24ページをごらん願います。24ページから32ページにかけては給与費明細書となっています。この項目は概要説明とさせていただきますので、ご了承願います。1総括です、職員給与費における令和4年度と前年度の比較となります。25ページでは、正職員と再任用職員の給料及び職員手当について、26ページでは、会計年度任用職員の報酬及び手当について、それぞれ前年度との比較増減を示しています。

27ページから28ページにかけては、給料及び手当の増減額の明細、29ページで

は、給料及び職員手当等の状況について、また30ページでは、級別職員数、級別の標準的な職務内容について、31ページは、昇給・特殊勤務手当の内容となっています。32ページは、期末手当、勤勉手当の支給率、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当の支給率、その他の手当の支給率などとなっています。以上が、給与費明細書関係です。33ページをお開き願います。33ページから39ページにかけては、財務諸表となっています。こちらも概要説明とさせていただきます。33ページから34ページにかけては、令和4年度予定貸借対照表となっています。34ページ下段の7剰余金、(2)欠損金、ロの当年度純利益です。令和4年度中の収益的収入と支出の差し引きで、3,033万9,000円を見込んでいます。35ページから36ページにかけては、令和3年度予定損益計算書となっています。37ページから38ページにかけては、令和3年度予定貸借対照表となっています。いずれも直近の状況を踏まえて令和3年度の収支を見込み、作成しています。

39ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。病院事業会計の一会計期間における資金の流れを表しているものです。

40ページをお開き願います。注記事項です。記載のとおりとなっています。それでは、1ページにお戻り願います。

第1条 令和4年度南幌町病院事業会計の予算は、次に定めるものとするとし、

第2条 業務の予定量です。病床数を一般病床60床、年間延患者数は、

入院1万4,600人、外来1万4,590人、1日平均患者数は、入院40人、外来60人と見込んでいます。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入7億7,487万1,000円、支出7億4,453万2,000円とし収入と支出との差し引き3,033万9,000円の純利益を見込んでいます。

2ページをごらん願います。第4条、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入3,433万3,000円、支出4,607万3,000円とし、収入と支出との差し引きで不足する1,174万円は、損益勘定留保資金で補てんするものです。

第5条、企業債です。医療機器購入事業に係る借入限度額を110万円、病院設備整備に係る借入限度額を900万円とし、起債や償還の方法、利率を記載しています。

3ページ、第6条、一時借入金です。限度額を5,000万円とします。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費4億5,785万9,000円、交際費を30万円とするものです。

第8条、たな卸資産の購入限度額です。4,640万7,000円とするものです。

以上で、令和4年度病院事業会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明は終わりましたので、質疑を行います。

熊木議員 2点伺います。医師の人数のことですけれども、4名体制で令和3年度からやってきて、3月末に2名が退職するというので、1名補充して3名で4月はスタートということになると思うんですけれども、その4名に向かっていくときの、もう1名の医師の採用の見通しというのが立っているのかどうか、そこ1点伺います。

それから、訪問診療がいろいろ実績もあって、町民にも喜ばれていると思うんです

けれども、訪問診療のスタッフが車を運転され、そこに同行する医師と看護師が、ローテーションなどでやられているのか、その辺を伺いたいのと、さっきに戻りますけれども、今3名でスタートすることによって、医師に対する負担とか、そういうのは生じないのかを伺います。それからもう一つ、退職される医師が、自分の患者さんをどのように引継ぎなどがもうされているのかどうか、その辺も伺います。よろしくお願いします。

病院事務長 関連がございますので、1点目と3点目についてあわせて御回答させていただきます。まず4人目といたしますか、今後の医師の確保の見通しですが、その前に、医師の退職に係る経緯をちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。御承知のとおり、この度、小児科医と総合診療医が1名ずつ退職されますが先に小児科医につきましては、夏ごろ一身上の都合ということで退職願が提出されました。その後に、後任の医師につきましては、院長の伝手といたしますか、つながりの中で、今回着任されます近藤先生が、年前に内定といたしますか、近藤先生の承諾をいただいたところです。もう1人の総合診療医につきましては、退職願が秋口に提出されました。近藤先生につきましても、夏ぐらいから年前に転勤といたしますか転職といたしますか、そういった活動されている中でご縁があつてうちに決まったんですけれども、なかなか秋口から新たな医師を探すとなりますと、近藤先生も然りですけれども、だいたい次の新年度からの勤務先は多くの医師が決まっている中で、なかなか我々としても困難といたしますか、なかなかちょっと難しかった状況です。ただ、そうは申しまして4名体制ということで、議会の皆さんにもそうですが、町民の皆さんへの説明、常勤医師4名体制ということで説明させていただいている中で、例えば国や道の関係機関や民間の人材、医療スタッフの人材派遣会社、そういったところのチャンネルを活用しまして、医師探しをずっとしている、医師の確保に向けて取り組んでいるところです。もちろん、今の話のとおり当面は3名体制となりますが、引き続きそういったチャンネルも活用しながら、あわせて医師のつながりも、そういったものも活用しながら、できるだけ早期に、常勤医師の体制が4名体制となるように努めてまいりたいというふうに考えてございますが、これはいつぐらいまでという話になりますと、なかなか正直、相手がある話なので、これはいつということは具体的には申し上げられません。できるだけ早期に4人目の常勤医師の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

あと、3名体制になるということで常勤医師の負担というところですが、現在医局の中では、まだ検討中ではありますが、今後4月以降は、山内院長も含めて、小児科といたしますか小さいお子さんも診ると、そういった形ですから外来の窓口は総合診療科を一本化しまして、効率よく患者さんの診察にあたるということで今、検討を進めているところです。そうは言いまして、今、やはり常勤医師が1人今までより少なくなるということは、これは大きな負担になろうかと思っておりますので、我々としては、常勤医師の業務につきましては外来はもちろんですが、入院や救急対応、訪問診療や当直などがありますが、このうち、特に、当直につきましては、今まで以上に外部のスポット医師を活用しまして、そういった常勤医師の負担軽減を図ってまいりたいなというふうに考えています。そのほかにつきましては、医師と相談しながら、

負担軽減を可能な限り図ってまいりたいと考えているところです。1点目と3点目については以上です。

病院事務担当主幹 私のほうから2件目の訪問診療の件ですが、当院、従前から訪問診療はやってはいましたが、令和2年の夏から在宅療養支援病院となりまして、昨年からは強化型の在宅支援病院となりまして、在宅の割合が非常に多くなっているところです。現在3人の総合診療医で35人の患者様を分担して診ているところです。4月以降につきましても、総合診療医3人体制で訪問診療することがもう決まっておりますので、引き続き同じ体制で訪問診療に伺うということになっています。担任の分けとしては、主に曜日で先生を分けて回っていただいています。以上です。

熊木委員 その4名体制ということで、いろいろ探しているということで、なるべく早期に見つけていきたいということだったんですけれども、今現在は、応募というか、来られている方などはいないということで解釈してよろしいですか。それが1点です。

それから、当直はスポット医師でやるということもわかりました。在宅診療のところで、3人がローテーションでやっていることも今わかったんですけれども、同行する看護師と医師という形で、車の運転などはどなたがされているのか、その辺もちょっと伺いたいのと、もう1点、退職される医師が今持っている患者さんに、それを申し送りというか、その辺がどういうふうになっているのか、その2点お願いします。

病院事務長 医師確保の状況ですが、先ほど申し上げました、チャンネルを活用し、あるいは1月に全員協議会で議員の皆さんに、この関係を説明させていただきましたが、その後は、病院のホームページにも医師募集の情報を掲載しています。医師からのお問い合わせは数件ありましたが、残念ながらもう少し先の話といえますか、例えば面会に至るなどといったところまでには至っていません。あわせて、今は残念ながら接触をしている医師はいない状況です。

病院事務担当主幹 まず、訪問診療ですけれども、こちらにつきましては、基本的にはドクターとナースでセットになって行きますが、ドクターが単独で行く場合もあります。ナースと一緒にいく場合もあります。運転につきましては、先生によって先生自ら運転する場合もございますし、ナースが運転する場合もあります。ケース・バイ・ケースということになっています。あと、もう1点ですが、今回、退職されるお医者様の患者さんにつきましては、当然、南幌町民の方につきましては引き続き総合診療科のドクターが診るということで、引き継いで診ていただきます。あと、みどり苑などの外部の施設につきましても引継ぎされているところです。以上です。

内田委員 コロナに関連したことをお聞きしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。まず1点目、北海道はなかなか人数が減らないですけれども、みなし陽性という、先生が検査せずに自宅待機なりのそういう結果を出すというか、そういった事例はあるのか。

それと、前にPCR検査を間違えて伝えたということに対しての、町民からの声というか、そういうバッシングみたいなものがあつたのか。また、今の往診に関係したことで、家族が自宅待機になっていて、濃厚接触者となっている同居のお年寄りの方への往診などはあつたのか。それと先生が変わることについての患者さんの不安と

か、動揺などの声は病院に届いているのか。

それと、一番関心といいますか、感謝しているのは、みどり苑は近いんですけれども、全然そういうコロナが発生しない、よそではクラスターとなっているんですけども、そういうことについての施設で特別気をつけていること。PCRなどという検査などについてお聞きしたいと思います。以上です。

病院事務担当主査 御質問のありました見なし陽性につきましては、今までで2件あります。どちらにつきましても御本人が抗原検査を行って陽性となって、病院のほうに御相談があった場合、症状があるということでドクターのほうで判断して、2件陽性とさせていただいて、保健所に報告しております。

病院事務長 PCR検査の誤認の関係です。改めて、この件につきましては、町民の皆さま、そして患者の皆さまに御迷惑と御心配をおかけしましたことにつきまして、お詫びを申し上げます。この件につきましては、町民や患者さんから、お叱りといいますか、そういったことにつきましてはいただいております。引き続き、二度とこのようなことが起きないように、職員一同、気を引き締めて業務に取り組んでまいりたいと思っています。

病院事務担当主幹 まず訪問診療で、同居の方が濃厚接触になった場合の往診があったかどうかですけれども、我々事務方が把握している限りでは、そのような事例についてはないというふうに認識しています。続きまして、ドクターが変わることへの不安ですけれども、こちらにつきましては、今の先生を頼りに来ていただいた患者様には、当然変わることによる不安はございますけれども、その辺は説明させていただきまして、新しい先生に紹介しまして、安心してかかっていただけのようにと考えています。

そして、みどり苑ですが、みどり苑さんでも気を付けていらっしゃると思うんですけれども、スタッフや入居者の方で症状のある方につきましては、まず病院のほうに相談がありますので、その場で検査を行う、万が一、陽性が出た場合には、入退院をしてもらうことや入居者の調整をするなどということを行っております。十分な注意を払って、病院とみどり苑で協力して行っているということです。

内田委員 みなし陽性が2件あったということで、北海道もこのみなし陽性は、あまり早くから始めたわけではなさそうですけれども、数が減らないことによって、対応したのかなと思うんですけれども、2件ということで、わかりました。

それとPCR検査のことは、町民からのお叱りの声はないということで、皆さん理解していただいていたよかったですと思います。

訪問診療というか、そういう点ではないということで、こういった不安というのは結構声は聞かれました。そうなったらという話で、なったらどうしようという、そういうので、ないということで、よかったですと思います。また、先生が変わることでの不安というのは、多少あるということで。それですごく痛い経験をしたのが、先生がどこかに移って行かれて、患者様が付いていったということがありましたよね。それで、この先生が次に勤めるであろう場所などはお伝えするのでしょうか。それ1点お聞きします。

それとみどり苑さんとの定期的な検査というか、それで病院のスタッフさんも、定

期的に、1週間なりの検査とかはされているのでしょうか。よろしくお願いします。

病院事務担当主査 まず最初に、ドクターの次の勤務先のお知らせにつきましては、お知らせの予定はございませんので、最終勤務日を病院内で掲示させていただいているのみとさせていただいています。

あとスタッフの定期的なPCR検査などにつきましては、通常、病院スタッフは医療従事者ですので、感染対策は毎日十分に行っています。ただ、定期的な検査は行っていないけれども症状がある、例えば微熱があったり、咳、鼻水があったらすぐに上司のほうに報告して、院長の指示を仰いで、必要であればPCR検査を行うような体制をとっています。以上です。

内田委員 ありがとうございます。先生の今後の勤務先はお伝えしないということでした。定期検査、体調といいますか、十分皆さん気をつけて、そして過去からの病院の債務というか見てきて、すごくよくなっている、そのことにとても感謝しております。今、よくなっているところ、そういうことは気をつけていただいて、やっていただきますようお願いいたします。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

石川委員 私は、前から言っていますけれども、定期的に診察を受けに行ってる固定客の一人ですけれども、私は2か月に1回ぐらいしか行かないほうなんです、午前中に行くとやはり患者さんがいっぱい来て結構混んでいるので、診察を受けるまでに相当1時間以上かかるのはざらですけれども、それは混んでいるから仕方ないなとは思いますが、午後に行っても、そんなに患者がいらないのになかなか呼んでくれない、診察してくれないということで、1人や2人では全然だめで5人ぐらいでぼつぼつかなと、その間の時間たるや1時間はざらに過ぎるような形のパターンがよくあるんですよね。先日も病院に伺ったんですけれども、あの時はそんなに患者もいなかったということで、それでも30分以上は待たされたような状況でした。以前行った時も、本当7、8人ぐらい集まったときに、もう1時間ではきかないぐらい待っている患者さんがもう苛立っている状況で何なのかと。そんな形で、相当やっぱり憤慨している人も見受けられましたが、何とかこう、ある程度患者がそろわなかったら医者が降りてこないのか、そんな感じも思えてならないですけれども、少しでも早く診察してあげるような体制はとれないものでしょうか。今度医者が1人減るということになると、なおさらそういう回転が悪くなってくるのかなという感じもしますが、それは一患者だけではない、ほかの患者さんからもそういった苦情が出ているのであえて言わせていただいたんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

病院事務担当主幹 患者様をお待たせするという点に関しては、従来からの課題でして、病院内でいかに早く段取りよくやるかというのは常に考えているところです。電子カルテの導入等々におきまして、診察後速やかに会計できるような体制をとっていますし、中のスタッフの連携をうまくやりまして、速やかに患者さんをお呼びするようには常々努めているところがあります。ただ、どうしても救急外来、救急車が入った場合や、あとはやはり発熱者の方が来た場合には、そちらの方を優先するのと同時に、ほかの方に感染が広がらないような体制を整えることもありますので、お待たせしてしまうこともあるかと思えます。ただ、あくまでこれは言い訳ですので、今後

も、常に、いかに患者様を待たせないで、早く診察することは院内の課題ですので、検討してまいりたいと考えています。

石川委員 わかりました。いろんな状況もあるでしょうから、全てが全てとは言いませんけど、ただせめて例えば、医師がなかなか来られない状況であるということを、看護師が患者にちょっと伝えるだけでも違うと思うんですよね。なぜ来ないのかというのがすごく皆は苛立ちにつながる、その前に、こういう状況なんだみたいな感じで伝えてくれれば、まだ患者さんは理解してくれて待ってくれると思います。かつて、なかなか説明しづらいような医者もいましたので、そういう状況では今はないと期待をしていますので、せっかく患者が付いてきていますので、逃がさないような形で、しっかり運営していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それは医師のほうにもしっかり伝えてください。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

志賀浦委員 1点ちょっとお伺いします。先ほど内田委員も言ったけれど、PCR検査の判定ミスというのかな、誤診とはいわないだろうけれども。その中で、相手方がかなり損失を被っているという話も聞いたんですよね。要は、検査の混乱から始まって、あと通所を止めたとか何とかという話で聞いているんですけれど、その辺の苦情は入っているのかどうか。もう百万単位の損失が出ているという話を聞いたけれど、そういう話というのはこっちに入っているのかどうか、その辺お伺いします。

病院事務長 今いただきました話ですが、当院でPCR検査の誤認通知、これを受けまして、院長と私で先方に赴きまして謝罪をさせていただいたところです。その中で、今、志賀浦議員からお話のありました、経済的な部分の話もちょっと伺ったところです。その話をいただきまして、改めて深くお詫びをさせていただいているところです。先方の方からは、その経済的な損失といいますか被害について、保証する、そういった保証してほしいなどといった話はいただいておりますが、引き続き、我々として、二度とそういったことが起きないように、気を引き締めて取り組むことで、相手方の方には御理解をいただきたいなというふうに考えているところです。

志賀浦委員 先方へ謝罪して、理解いただいたというのであればいいですけども、ただ、そういう話があったものだから。それが外に流れていって、病院経営は逆に危なくなるのかなというふうに思っています。本当に、もし裁判でもなったら大変なことになるかと思っていたんだよね。謝罪して、相手が了解をしてくれるなら、それはそれでいいですけど、そういうことがないように、何かあったときに迅速に動いてやっていただきたいと思います。要望で終わります。

本間委員長 ほかにございませんか。

なければ質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、病院事業会計についてはこれで終結をします。

それでは10時20分まで休憩いたします。

(午前10時10分)

(午前10時20分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

理事者に対する総括質疑についての議事に入りたいと思います。9日から本日まで

3日間にわたり各説明員からの説明により、令和4年度一般会計予算ほか6特別会計予算、並びに関連9議案の審査を行ったところです。審査が終了しましたが、これより、理事者に対する総括質疑についてお諮りいたします。初めに3日間の質疑の状況を事務局長が記録していますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認をいたします。

議会事務局長 それでは質問事項ですけれども、3日間で、人数で延べ50人、それから件数で84件の質問ということで、これには再質問は含んでおりませんけれども、そういった件数で、昨年から比べるとちょっと多いですけれども、5年平均ぐらいにすると大体平均値ぐらいになっています。それから昨年同様、コロナの関係もありまして、主幹職以上での対応ということで、質疑の説明も主に主幹職が中心となって説明をしていただきました。

1点、内田委員からの質問の中で、指導農業士の女性の人数ということで、この答えを預かっていますので、私のほうからちょっと御報告をさせていただきたいと思います。まず指導農業士ですけれども13人中3人が女性ということです。それから、農業士につきましては20人中5人が女性ということでございます。以上、報告をさせていただきます。あと、事前に質問事項をいただいたということもあるかと思いますが、担当課の答弁のほうも丁寧な答弁がされていたかなと思いますので、答弁漏れ等は特になかったかと思われます。以上です。

本間委員長 局長の報告のとおりと考えますが、理事者に対しての質問があるかどうかをお諮りをいたします。

川幡議員 南幌温泉の指定管理料のことですけれども、例年500万のポンプの指定管理料はやっていたんですけれども、今年度予算、いきなり3,000万円の指定管理料が別に出てきたんですよ。このことについては、非常に温泉の経営が大変なのはわかりますけれども、今年度も補正を組んで例年何千万円かを出していると思うんですが、いきなりこの3,000万円を付けて、コロナの感じがどうなるかわかりませんけれども、温泉を経営する側としての経営努力、また経費の削減、客の集客努力を見ないうちに、3,000万円の数字を出していいものかどうか。これ補正では対応ができないのか、その辺はどうなのでしょうかね。

議会事務局長 当初予算で計上している部分だったんですけれども、以前、全員協議会で、この件で御説明をさせていただいたかと思いますが、6月にちょっと過去ですけれども、財源はコロナの財源ということでこの説明はしております。

熊木委員 私もその3,000万円の質問をして、最終的には懇談もしながらとことで指定管理料500万円と言ったんですけれども、コロナ対応で、令和2年も令和3年も、やっぱり過大というか相当の額をつぎ込んで応援していると思うんですよ。だから、いきなり3,000万とこういうふうに計上してくるということが、すごく、いや、今まで補正予算などを組んでやっているんだから、やっぱりその辺をもっと明確に記入してくるべきだと思うので、その辺で私もこれについてはいかがなものかなと思っていました。だから、再度説明ができるのであれば、資料をきちっとするなど、そういう形では求めたいなと思っていました。

本間委員長 今の件についてどうでしょうか。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 25 分)

(午前 10 時 30 分)

本間委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

今、事務局のほうから説明があったとおり、これは過去にも、ちゃんと積算根拠も含めて来ていますので、この辺についてはよろしいかと思うんですけど、いいですか。ほかに理事者に対する総括質疑が皆さんのほうからあれば。(なしの声)

それでは、なしということではよろしいでしょうか。(はいの声)

それではなしと認めますので、理事者に対する総括は行わないということに決定をいたしました。

それでは次に、特別委員会としての意見について、特に付すべき事項があるかどうかお尋ねをいたします。(なしの声)

それでは御異議なしと認めます。よって、意見を付さないということに決定をいたしました。

それでは、採決に入らせていただきます。

本特別委員会に付託されました議案第 10 号から議案第 25 号までの 16 議案の審査を終了いたしましたので、16 議案について一括採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

議案第 10 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 南幌町第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 16 号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17 号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第 18 号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 19 号 令和 4 年度南幌町一般会計予算

議案第 20 号 令和 4 年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 令和 4 年度南幌町病院事業会計予算

議案第 22 号 令和 4 年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第 23 号 令和 4 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 24 号 令和 4 年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第 25 号 令和 4 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上、１６議案について、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

お座りください。起立全員であります。よって本１６議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ただいま採決のとおり、本委員会に付託されました１６議案については、会議規則第７７条の規定により、本日付けをもって賛成全員により可決すべきものとして、議長に報告書を提出いたします。

その他、皆さんのほうから何かあれば、お諮りをいたします。（なしの声）

それでは、以上で予算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日まで３日間、委員各位の御協力をいただきありがとうございました。ただいまをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前１０時３５分）